Ver.27.07

別　冊

# 南魚沼市建設工事成績評定方法

## （農業土木工事編）

平成２７年　７月

南魚沼市　総務部　財政課

# 目　　次
## （農業土木工事編）

工事成績評定の区分及び方法（農業土木工事編）・・・・・・・・Ｐ．１
建設工事成績評定表（農業土木工事編）・・・・・・・・・・・・Ｐ．２
細目別評定採点表（農業土木工事編）・・・・・・・・・・・・・Ｐ．４

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）



| 考 査 項 目 | 細　　別 | 監 督 員 | 担当係長 | 検 査 員 |
|---|---|---|---|---|
| １．施工体制 | Ⅰ．施工体制一般 | Ｐ．５ | | |
| | Ⅱ．配置技術者（現場代理人等） | Ｐ．６ | | |
| ２．施工状況 | Ⅰ．施工管理 | Ｐ．８ | | |
| | Ⅰ．施工管理（中間）［（完成）を（中間）に読替て使用］ | | | Ｐ．３５ |
| | Ⅰ．施工管理（完成） | | | Ｐ．３５ |
| | Ⅱ．工程管理 | Ｐ．１０ | Ｐ．２４ | |
| | Ⅲ．安全対策 | Ｐ．１１ | Ｐ．２６ | |
| | Ⅳ．対外関係 | Ｐ．１３ | | |
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅰ．出来形 | | | |
| | ① 農業土木工事 | Ｐ．１４ | | |
| | ② 電気通信設備工事 | Ｐ．１５ | | |
| | ③ 施設機械設備工事 | Ｐ．１６ | | |
| | Ⅰ．出来形（中間）［（完成）を（中間）に読替て使用］ | | | P.38～P.42 |
| | Ⅰ．出来形（完成） | | | |
| | ① 農業土木工事 | | | Ｐ．３８ |
| | ② 電気通信設備工事 | | | Ｐ．４０ |
| | ③ 施設機械設備工事 | | | Ｐ．４２ |
| | Ⅱ．品質 | | | |
| | ① 農業土木工事 | Ｐ．１７ | | |
| | ② 電気通信設備工事 | Ｐ．１８ | | |
| | ③ 施設機械設備工事 | Ｐ．２０ | | |
| | Ⅱ．品質（中間）［（完成）を（中間）に読替て使用］ | | | P.43～P.106 |
| | Ⅱ．品質（完成） | | | |
| | ① 農業土木工事 | | | |
| | ①－１ コンクリート構造物工事 | | | Ｐ．４３ |
| | ①－２ コンクリート二次製品構造物工事（管水路工事） | | | Ｐ．４６ |
| | ①－３ 土工事（切土・盛土・築提等工事） | | | Ｐ．４９ |
| | ①－４ 河川工事（護岸・根固・水制工事） | | | Ｐ．５２ |
| | ①－５ 鋼橋工事（ＲＣ床版工事はコンクリート構造物に準ずる） | | | Ｐ．５５ |
| | ①－６ 地すべり防止工事等（農業土木工事） | | | Ｐ．５６ |
| | ①－７ 道路工事・舗装工事 | | | Ｐ．６１ |
| | ①－８ 法面工事 | | | Ｐ．６４ |
| | ①－９ 基礎工事 | | | Ｐ．６７ |
| | ①－１０ 地盤改良工事（サンドマット等は【盛土･築堤】で評定） | | | Ｐ．７０ |
| | ①－１１ 暗渠排水工事 | | | Ｐ．７２ |
| | ①－１２ 区画整理工事 | | | Ｐ．７４ |
| | ①－１３ 矢板護岸工事 | | | Ｐ．７６ |
| | ①－１４ ため池工事 | | | Ｐ．７８ |
| | ①－１５ 消雪工事 | | | Ｐ．８０ |
| | ①－１６ 集落排水工事（管渠工） | | | Ｐ．８２ |
| | ①－１７ コンクリート橋工事（ＰＣ及びＲＣを対象） | | | Ｐ．８５ |
| | ①－１８ 塗装工事 | | | Ｐ．８８ |
| | ①－１９ トンネル工事 | | | Ｐ．９０ |
| | ①－２０ 公園・植栽工事 | | | Ｐ．９３ |
| | ①－２１ 防護柵(網)・視線標識・照明灯・区画線等設置工事 | | | Ｐ．９６ |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | ①－２２ 水路補修工事（目地補修工・断面修復工・表面被覆工・管更正工） | | | Ｐ．９９ |
| | ①－２３ 上記以外の工事または合併工事 | | | Ｐ．１０１ |
| | Ⅲ．出来ばえ（中間）[（完成）を（中間）に読替て使用] | | | P. 107～P. 115 |
| | Ⅲ．出来ばえ（完成） | | | |
| | ① 農業土木工事 | | | Ｐ．１０７ |
| ４．工事特性 | Ⅰ．施工条件等への対応 | | | |
| | ① 農業土木工事（電気通信設備工事・施設機械設備工事含む） | | Ｐ．２８ | |
| ５．創意工夫 | Ⅰ．創意工夫 | Ｐ．２２ | | |
| ６．社会性等 | Ⅰ．地域への貢献等 | | Ｐ．３１ | |
| ７．法令尊守等 | | | Ｐ．３３ | |

記入方法及び留意事項（農業土木工事編）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１１６
「施工プロセス」のチェックリスト（主任監督員）（農業土木工事編）・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１１８
「施工プロセス」のチェックリスト（総括監督員）（農業土木工事編）・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１２３
「施工プロセス」のチェックリスト（総括監督員）（農業土木工事編）（参考記入例）・・・・・Ｐ．１２７
工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１３０

# 工事成績評定の区分及び方法

（農業土木工事編）

南魚沼市建設工事成績評定規程第４条第１項に規定する成績評定の方法は下記によるものとする。

記

１．成績評定は、「建設工事成績評定表」に基づき算定された評定点を､次のとおり区分するものとする。

| 評定の区分 | | | |
|---|---|---|---|
| ランク | 評定点 | 区分の基準 | |
| A | 80点以上 | | 他の模範となる優秀な工事 |
| B | 75点以上80点未満 | 標準的工事 | Ａランクではないが、標準的工事の中で優秀なもの |
| C | 65点以上75点未満 | | 標準的な工事 |
| D | 60点以上65点未満 | | Ｅランクではないが、今後改善すべき事項がある工事 |
| E | 60点未満 | | 今後指名等に影響を及ぼす恐れのある工事 |

２．細目別評定採点の算出は、「細目別評定採点表」による。

３．評定は、監督員は別紙－１、総括監督員・担当係長等は別紙－２、検査員は別紙－３により行うものとする。
また、別紙－４「記入方法及び留意事項」、及び別紙－５「施工プロセス」のチェックリストを考慮するものとする。

４．「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関する実施状況は別紙－６による。

# 建 設 工 事 成 績 評 定 表（農業土木工事編）

| 工事番号 | | 工 事 名 | | 工事主管課 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 受注者名 | | 工　　期 | 平成　　年　　月　　日 ～ 平成　　年　　月　　日 | 契約金額（最終） | |
| 竣工年月日 | 平成　　年　　月　　日 | 検査年月日 | 平成　　年　　月　　日 | | |

| 考　査　項　目 | | 主任監督員 | | | | | 総括監督員・担当係長等 | | | | | | | 検査員（中間） | | | | | | | 検査員（完成） | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 項　　目 | 細　　別 | a | b | c | d | e | a | a´ | b | b´ | c | d | e | a | a´ | b | b´ | c | d | e | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
| 1．施工体制 | Ⅰ．施工体制一般 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | Ⅱ．配置技術者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2．施工状況 | Ⅰ．施工管理 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | Ⅱ．工程管理 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | Ⅲ．安全対策 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | Ⅳ．対外関係 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3．出来形 | Ⅰ．出来形 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 及び | Ⅱ．品質 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出来ばえ | Ⅲ．出来ばえ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4．工事特性 | Ⅰ．施工条件等への対応（※2） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5．創意工夫 | Ⅰ．創意工夫（※3）（7～0） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6．社会性等 | Ⅰ．地域への貢献等（※4） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 加減点合計（1＋2＋3＋4＋5＋6） | | | | | | 点 | | | | | | | 点 | | | | | | | 点 | | | | | | | 点 |
| 評定点（６５±加減点合計）（※1） | | | ① | | | 点 | | | ② | | | | 点 | | | ③ | | | | 点 | | | ④ | | | | 点 |

評定点計　＿＿＿＿点　（①　　点×0.4＋②　　点×0.2＋③　　点×0.4×［　　］＋④　　点×0.4×［　　］）＝　　点

| 7．法令遵守等（※7） | | 点 | |
|---|---|---|---|
| 8．総合評価方式による提案不履行に係る減点（※8） | | □ 履行　□ 不履行　□ 対象外　#REF! | |
| 評定点合計（※9） | 点　（評定点計　　点－７．法令遵守等　　点＝　　点） | | |

| 所　　見（※6） | 主任監督員 | |
|---|---|---|
| | 総括監督員等 | |
| | 検　査　員 | |

※１．１～３の評定（±加減点合計）＋４、５、６の評定（加点合計）＋６５点＝評定点（６５±加減点合計） 各評定点（①～③）は少数第１位まで記入する。

※２．工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目であり、
評価にあたっては、主任監督員からの報告を受けて総括監督員・担当係長等が評価するものとする。

※３．創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。

※４．社会性等の評価では、地域への貢献の観点から加点評価のみとする。

※５．完成検査があった場合：配点比率が50%：50%の場合の例（① ○○点×0.4＋② ○○点×0.2＋③ ○○点×0.4×50%＋④ ○○点×0.4×50%）＝ ○○点

※６．所見は、特筆すべきことがあった場合に記載する。また、各考査項目の評価が「ｄ」或いは「ｅ」の場合は必ず記載するものとする。
また、各考査項目ごとの採点は、検査員に先立ち監督員、総括監督員・担当係長等が記入する。

※７．法令遵守等は、減点評価のみとし、総括監督員・担当係長等が行う。

※８．総合評価方式による提案不履行に係る減点は、主任監督員からの報告(履行確認票)を受けて検査員が行い四捨五入により整数とする。

※９．評定点合計は、四捨五入により整数とする。

# 細 目 別 評 定 採 点 表（農業土木工事編）

| 工事番号 | |
|---|---|
| 工 事 名 | |

配点比率　中間［　　］%　完成［　　］%

（中間検査を行った時は、中間検査の配点比率を入力）

| 項　　目 | 細　　別 | 主任監督員 | 総括監督員・担当係長等 | 検査員 | 細目別評定点 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1．施工体制 | Ⅰ．施工体制一般 | ［　　］×0.4＋2.9=　点 | | | 3.3点 |
| | Ⅱ．配置技術者 | ［　　］×0.4＋2.9=　点 | | | 4.1点 |
| 2．施工状況 | Ⅰ．施工管理 | ［　　］×0.4＋2.9=　点 | | 中間［　　］×0.4×［　　］＋<br>完成［　　］×0.4×［　　］＋6.5=　点 | 13点 |
| | Ⅱ．工程管理 | ［　　］×0.4＋2.9=　点 | ［　　］×0.2＋3.2=　点 | | 8.1点 |
| | Ⅲ．安全対策 | ［　　］×0.4＋2.9=　点 | ［　　］×0.2＋3.3=　点 | | 8.8点 |
| | Ⅳ．対外関係 | ［　　］×0.4＋2.9=　点 | | | 3.7点 |
| 3．出来形及び出来ばえ | Ⅰ．出来形 | ［　　］×0.4＋2.8=　点 | | 中間［　　］×0.4×［　　］＋<br>完成［　　］×0.4×［　　］＋6.5=　点 | 14.9点 |
| | Ⅱ．品質 | ［　　］×0.4＋2.9=　点 | | 中間［　　］×0.4×［　　］＋<br>完成［　　］×0.4×［　　］＋6.5=　点 | 17.4点 |
| | Ⅲ．出来ばえ | | | 中間［　　］×0.4×［　　］＋<br>完成［　　］×0.4×［　　］＋6.5=　点 | 8.5点 |
| 4．工事特性 | Ⅰ．施工条件等への対応 | | ［　　］×0.2＋3.3=　点 | | 7.3点 |
| 5．創意工夫 | Ⅰ．創意工夫 | ［　　］×0.4＋2.9=　点 | | | 5.7点 |
| 6．社会性等 | Ⅰ．地域への貢献等 | | ［　　］×0.2＋3.2=　点 | | 5.2点 |
| 7．法令遵守及び総合評価 | | | ［　　］×1.0=　点 | | |
| **評定点合計** | | | | | 100点 |

別紙－１（1）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。（※施工プロ）とは、施工プロセスチェックでチェックされた項目である。　（監 督 員）

| 考査項目 | 細別 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 施工体制が適切である | □ 施工体制がほぼ適切である | □ 他の事項に該当しない | □ 施工体制がやや不備である | □ 施工体制が不備である |
| １．施工体制 | Ⅰ．施工体制一般 | 対象 / 評価 | 「評価対象項目」 | | | |
| | | □ □ | １.作業分担と責任の範囲が、施工体制台帳・施工体系図もしくは施工計画書で確認できる。（※施工プロ） | | | □ 施工体制が不備であり、監督員から文書により改善指示を行った。 |
| | | □ □ | ２.工事カルテの登録申請（請負金額500万円以上）は、監督員の確認を受けた上で契約締結後１０日以内に行われている。（※施工プロ） | | | |
| | | □ □ | ３.「建退共制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示すると共に、証紙購入が適切に行われ、配布が受払簿等により把握されている。（※施工プロ） | | | |
| | | □ □ | ４.施工体制台帳・施工体系図が整備され、施工体系図が現場に掲げられ、現場と一致している。（※施工プロ） | | | |
| | | □ □ | ５.「労災保険関係成立標」の標識を公衆の見やすい場所に掲示している。（※施工プロ） | | | 上記に該当すれば・・・e |
| | | □ □ | ６.「建設業許可標票」の標識が下請けを含め公衆の見やすい場所に掲示している。（※施工プロ） | | | |
| | | □ □ | ７.建退共掛金収納書を工事完成時に確認した。（※施工プロ） | | | |
| | | □ □ | ８.「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 | | | |
| | | □ □ | ９.その他（理由： | | | |

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・a

評価値が８０%以上９０%未満・・・・b

評価値が６０%以上～８０%未満・・・c

評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

**※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。**

別紙－１ (2)

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□に**レ**マークを記入する。（※施工プロ）とは、施工プロセスチェックでチェックされた項目である。　（監 督 員）

| 考査項目 | 細別 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 技術者が適切に配置されている | □ 技術者がほぼ適切に配置されている | □ 他の事項に該当しない | □ 技術者の配置がやや不備である | □ 技術者の配置が不備である |

| 考査項目 | 細別 | 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | |
|---|---|---|---|---|---|
| １．施工体制 | Ⅱ．配置技術者（現場代理人等） | □ | □ | １.現場代理人として常駐し、工事全体の把握ができている。（※施工プロ） | □ 現場代理人等の技術者配置が不備で､監督員から文書により改善指示を行った。 |
| | | □ | □ | ２.現場代理人として、監督員との連絡調整を書面で行っている。（※施工プロ） | |
| | | □ | □ | ３.現場代理人は、受注者の現場代理人への委任事項について適切に処理をしている。（約款第１２条） | |
| | | □ | □ | ４.作業主任者を選任し配置している。（※施工プロ） | □ 専門技術者が配置されていない。 |
| | | □ | □ | ５.主任技術者または監理技術者として現場に常駐し、技術的判断に優れ、良好な施工に努めた。（※施工プロ） | |
| | | □ | □ | ６.施工等に先立ち、創意工夫または提案を持って工事を進めている。（※施工プロ） | |
| | | □ | □ | ７.契約書・設計図書・指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。 | 上記の１項目に該当すれば・・・**d** |
| | | □ | □ | ８.設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。 | 上記の２項目に該当すれば・・・**e** |
| | | □ | □ | ９.異常時、緊急時の対応・情報伝達・組織等が確立され現場の見やすい場所に掲示している。（※施工プロ） | |
| | | □ | □ | １０.「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 | |
| | | □ | □ | １１.その他（理由： | |

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～８０%未満・・・**c**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・**d**

**※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。**

**ただし、**

**安全管理が適切でなく、事故を発生させた場合は、ａ評価にはしない。**

**（安全管理が適切であったかどうかは、事故報告を受けた工事主幹課長が判定する。）**

**事故の発生**　□ 有・　□ 無

□ 安全対策がほぼ適切であった。［ｂ評価：＋１.５点］

□ 安全対策が他の事項（ｂ、ｄ、ｅ）に該当しない。［ｃ評価：±０点］

□ 安全対策がやや不備であった。［ｄ評価：－５点］

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | ☐ 安全対策が不備であった。［ｅ評価：－１０点］ | |

別紙－１ (3)

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□に**レ**マークを記入する。（※施工プロ）とは、施工プロセスチェックでチェックされた項目である。　（監 督 員）

| 考査項目 | 細別 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 施工管理が適切である | □ 施工管理がほぼ適切である | □ 他の事項に該当しない | □ 施工管理がやや不備である | □ 施工管理が不備である |

| 考査項目 | 細別 | 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | |
|---|---|---|---|---|---|
| ２．施工状況 | Ⅰ．施工管理 | □ | □ | １.約款第１８条第１項（１）から（４）に基づく設計図書の照査を行い、施工がなされている。（※施工プロ） | □ 設計図書と適合しない箇所があり､文書により改善請求を行った。 |
| | | □ | □ | ２.施工計画書と現場施工方法が一致している。（※施工プロ） | |
| | | □ | □ | ３.施工計画書と現場の施工体制等が一致している。（※施工プロ） | |
| | | □ | □ | ４.施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。（※施工プロ） | □ 施工計画書が工事施工前に提出されていない。 |
| | | □ | □ | ５.工程に支障の無いよう工事材料の使用及び調達が十分なされている。 | |
| | | □ | □ | ６.自社の管理基準を持ち、その基準により社内検査（書類検査・現場検査）が完了していることが書面で確認できる。（※施工 | □ 定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。 |
| | | □ | □ | ７.日常の出来形管理が適時・的確に行われている。（※施工プロ） | |
| | | □ | □ | ８.日常の品質管理が適時・的確に行われている。（※施工プロ） | |
| | | □ | □ | ９.現場内での整理整頓が日常的になされている。 | □ 契約図書に基づく施工上の義務につき､監督員から文書により改善指示を行った。 |
| | | □ | □ | １０.工事材料等の品質保証書等が適切に整理されている。（※施工プロ） | |
| | | □ | □ | １１.現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。（※施工プロ）<br>（該当項目数：請負金額２千万円未満…３以上、１億円未満…４以上、３億円未満…６以上、３億円以上…９以上）<br>（イメージアップが率計上あるいは積み上げ計上の場合はこれらの項目以上の数で判定する） | 上記の１項目に該当すれば・・・**d**<br>上記の２項目以上に該当すれば・・・**e** |
| | | □ | □ | １２.立会確認の手続きが事前になされている。（※施工プロ） | |
| | | □ | □ | １３.工事記録写真等が適時・的確に整理されている。 | |
| | | □ | □ | １４.建設廃棄物およびリサイクルへの取り組みが適切になされている。（※施工プロ） | |
| | | □ | □ | １５.工事全体で使用機械・車両等で低騒音･排出ガス対策機械を使用している。（※施工プロ） | |
| | | □ | □ | １６.段階確認・立会いの申請が適切な時期に行われている。（※施工プロ） | |
| | | □ | □ | １７.「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 | |
| | | □ | □ | １８.その他（理由： | |

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・b

評価値が６０%以上～８０%未満・・・c

評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

**※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。**

別紙－１（4）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。（※施工プロ）とは、施工プロセスチェックでチェックされた項目である。　（監 督 員）

| 考査項目 | 細別 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 工程管理が適切である | □ 工程管理がほぼ適切である | □ 他の事項に該当しない | □ 工程管理がやや不備である | □ 工程管理が不備である |

| 考査項目 | 細別 | 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | |
|---|---|---|---|---|---|
| ２．施工状況 | Ⅱ．工程管理 | □ | □ | １．工程のフォローアップ等を実施し､工程の管理を行っている。（※施工プロ） | □ 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。（但し、改善指示による場合を除く） |
| | | □ | □ | ２．工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 | |
| | | □ | □ | ３．現場設計内容の変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。（※施工プロ） | 上記に該当すれば・・・**e** |
| | | □ | □ | ４．官公庁の休日または夜間に作業を行った場合、事前にその理由を監督員に連絡するとともに、現道上の工事については、書面で提出した。（※施工プロ） | |
| | | □ | □ | ５．時間制限・片側交互通行等の各種制約条件への対応が適切であり、大きな工程の遅れがない。 | |
| | | □ | □ | ６．工事の進捗を早めるための取り組み(休日作業等を除く)を行っている。 | □ 自主的な工程管理がなされず、監督員から文書により改善指示を行った。 |
| | | □ | □ | ７．施工計画書に基づき休日の確保を行うとともに、計画以外の時間外作業がほとんど無い。 | |
| | | □ | □ | ８．「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 | |
| | | □ | □ | ９．その他（理由： | 上記に該当すれば・・・**d** |

評価値（　　）％＝　評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０％以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０％以上～９０％未満・・・**b**

評価値が６０％以上～８０％未満・・・**c**

評価値が６０％未満・・・・・・・・・**d**

**※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。**

別紙－１ (5)

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□に**レ**マークを記入する。（※施工プロ）とは、施工プロセスチェックでチェックされた項目である。　（監 督 員）

| 考査項目 | 細別 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 安全対策を適切に行った | □ 安全対策をほぼ適切に行った | □ 他の事項に該当しない | □ 安全対策がやや不備であった | □ 安全対策が不備であった |

| 考査項目 | 細別 | 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | |
|---|---|---|---|---|---|
| ２．施工状況 | Ⅲ．安全対策 | □ | □ | １．新規入場者教育を実施し､実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。（※施工プロ） | □ 臨機の措置が不適切、または監督員の指示に従わなかったため、災害等の損害を受けた。 |
| | | □ | □ | ２．安全教育･訓練等を４時間/月以上適時・的確に実施し記録が整備されている。（※施工プロ） | |
| | | □ | □ | ３．安全パトロール・安全ミーティング（ＫＹ）等を実施し記録が整備されている。（※施工プロ） | |
| | | □ | □ | ４．店社パトロールを１回/月以上実施し、記録が整備されている。（※施工プロ） | 上記に該当すれば・・・**e** |
| | | □ | □ | ５．災害防止(工事安全)協議会等を設置し、１回/月以上活動し記録が整備されている。（※施工プロ） | |
| | | □ | □ | ６．各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。（※施工プロ） | □ 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であり、監督員から文書による指示を行った。 |
| | | □ | □ | ７．安全管理の臨機の措置を行った。 | |
| | | □ | □ | ８．使用機械･車両等の点検整備等がなされ管理されている。（※施工プロ） | |
| | | □ | □ | ９．重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。（※施工プロ） | 上記に該当すれば・・・**d** |
| | | □ | □ | １０．山留め・仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。（※施工プロ） | |
| | | □ | □ | １１．足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。（※施工プロ） | |
| | | □ | □ | １２．工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。（※施工プロ） | |
| | | □ | □ | １３．交通誘導員、交通安全施設が配置計画に基づき適正に配置されているとともに、交通誘導員の勤務実績が管理され記録がある。（※施工プロ） | |
| | | □ | □ | １４．「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 | |
| | | □ | □ | １５．その他（理由： | |

評価値（　　）%＝　評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～８０%未満・・・**c**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・**d**

**※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | **ただし、**<br>**安全管理が適切でなく、事故を発生させた場合は、ａ評価にはしない。**<br>**（安全管理が適切であったかどうかは、事故報告を受けた工事主幹課長が判定する。）**<br>**事故の発生**　☐ 有・　☐ 無<br>☐ 安全対策がほぼ適切であった。［ｂ評価：＋１点］<br>☐ 安全対策が他の事項（ｂ、ｄ、ｅ）に該当しない。［ｃ評価：±０点］<br>☐ 安全対策がやや不備であった。［ｄ評価：－５点］<br>☐ 安全対策が不備であった。［ｅ評価：－１０点］ | |

別紙－１ (6)

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□に**レ**マークを記入する。（※施工プロ）とは、施工プロセスチェックでチェックされた項目である。　（監 督 員）

| 考査項目 | 細別 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 対外関係が適切であった | □ 対外関係がほぼ適切であった | □ 他の事項に該当しない | □ 対外関係がやや不備であった | □ 対外関係が不備であった |

| 考査項目 | 細別 | 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | |
|---|---|---|---|---|---|
| ２．施工状況 | Ⅳ．対外関係 | □ | □ | １．工事施工にあたり関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整を行い、トラブルの発生がない。（※施工プロ） | □ 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。 |
| | | □ | □ | ２．工事施工にあたり地権者等との折衝および調整を行った。（※施工プロ） | |
| | | □ | □ | ３．地区住民等からの苦情等に対して的確に対応し、良好な対外関係であった。（※施工プロ） | 上記に該当すれば・・・**e** |
| | | □ | □ | ４．第３者からの苦情がなかった。または苦情によるトラブルが少なかった。（※施工プロ） | |
| | | □ | □ | ５．関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。（※施工プロ） | |
| | | □ | □ | ６．「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 | |
| | | □ | □ | ７．その他（理 由： | □ 請負者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった。 |
| | | | | 評価値（　　）％＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００ | □ 関係法令に違反する恐れがあったため、監督員から文書により指示を行った。 |
| | | | | 評価値が９０％以上・・・・・・・・・・**a** | |
| | | | | 評価値が８０％以上～９０％未満・・・**b** | 上記の１項目に該当すれば・・・**d** |
| | | | | 評価値が６０％以上～８０％未満・・・**c** | |
| | | | | 評価値が６０％未満・・・・・・・・・**d** | |
| | | | | **※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** | |

別紙－１（7）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：評価する項目の□にレマークを記入する。　　（監 督 員）

| 考査項目 | 細別 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 出来形が、測定項目・測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね５０%程度以内であり下記すべて該当する。<br>※ばらつきの判断は別紙－4参照 | □ 出来形が、測定項目・測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね８０%程度以内であり下記すべて該当する。<br>※ばらつきの判断は別紙－4参照 | □ 出来形が、測定項目・測定基準及び規格値を満足し、ａ及びｂに該当しない。 | □ 出来形が、測定項目・測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 出来形が、測定項目・測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 |
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅰ．出来形<br>①農業土木工事 | □ 出来形測定において不可視部分が写真で的確に判断できる。<br>□ 出来形管理基準で必要とされる管理項目を全て管理している。 | | | | |
| | | □ １.出来形が、測定項目・測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね５０%程度以内である。<br>□ ２.出来形が、測定項目・測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね８０%程度以内である。<br>□ ３.出来形が、測定項目・測定基準及び規格値を満足し、１及び２に該当しない。<br><br>① 出来形の評定は、工事全般を通したものとする。<br>② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。<br>③ 出来形管理とは、「農業土木工事施工管理基準」「林業土木工事施工管理基準」の測定項目・測定基準および規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。 | | □ 出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。<br><br>上記に該当すれば・・・ｄ | □ 出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。<br><br>上記に該当すれば・・・ｅ |

別紙－１ (8)

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：該当及び評価する項目の□にレマークを記入する。　　（監 督 員）

| 考査項目 | 細別 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 出来形管理が適切である。 | □ 出来形管理がほぼ適切である。 | □ 他の事項に該当しない。 | □ 出来形管理がやや不備である。 | □ 出来形管理が不備である。 |
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅰ．出来形②電気通信設備工事 | 該当 □ 評価 □ | 「評価対象項目」 | | | |
| | | □ □ | １．据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理表などを工夫している。 | | | |
| | | □ □ | ２．機器等の測定（試験）結果が、その都度管理表などに記録され、適切に管理している。 | | □ 出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 | □ 出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 |
| | | □ □ | ３．施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 | | | |
| | | □ □ | ４．不可視部分の出来形を写真撮影している。 | | | |
| | | □ □ | ５．設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 | | | |
| | | □ □ | ６．設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が管理基準値内である。 | | | |
| | | □ □ | ７．設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 | | 上記に該当すれば・・・ｄ | 上記に該当すれば・・・ｅ |
| | | □ □ | ８．配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 | | | |
| | | □ □ | ９．測定機器の検定を定期的に実施し、証明が整理されている。 | | | |
| | | □ □ | １０．行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 | | | |
| | | □ □ | １１．配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 | | | |
| | | □ □ | １２．社内の管理基準に基づき管理している。 | | | |
| | | □ □ | １３．その他（理由： | | | |
| | | | 評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／該当項目数（　　）×１００<br>※評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**<br>※評価値が８０%以上～９０%未満・・・**b**<br>※評価値が６０%以上～８０%未満・・・**c**<br>※評価値が６０%未満・・・・・・・・・・**d**<br>**※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。**<br><br>※１．出来形の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状・寸法・位置・数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。 | | | |

別紙－１（9）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：該当及び評価する項目の□にレマークを記入する。　　（監 督 員）

| 考査項目 | 細別 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 出来形管理が適切である。 | □ 出来形管理がほぼ適切である。 | □ 他の事項に該当しない。 | □ 出来形管理がやや不備である。 | □ 出来形管理が不備である。 |
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅰ．出来形③施設機械設備工事 | 該当 □ / 評価 □ 「評価対象項目」<br>１．据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理表などを工夫している。<br>２．設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が管理基準値内である。<br>３．設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。<br>４．施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。<br>５．設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。<br>６．不可視部分の出来形を写真撮影している。<br>７．社内の管理基準に基づき管理している。<br>８．設計図書に定められている予備品に不足が無い。<br>９．分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している<br>１０．その他（理由：<br><br>評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／該当項目数（　　）×１００<br>※評価値が９０%以上・・・・・・・・・・a<br>※評価値が８０%以上～９０%未満・・・b<br>※評価値が６０%以上～８０%未満・・・c<br>※評価値が６０%未満・・・・・・・・・d<br>**※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。**<br><br>※１．出来形の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状・寸法・位置・数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。 | □ 出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。<br>上記に該当すれば・・・ｄ | □ 出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補（手直し）指示を行った。<br>上記に該当すれば・・・ｅ |

別紙－１（10）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：評価する項目の□にレマークを記入する。　　（監 督 員）

| 考査項目 | 細別 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足し、ばらつきが規格値の概ね５０%以内であり下記全て該当する。<br>※ばらつきの判断は別紙－4参照 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足し、ばらつきが規格値の概ね８０%以内であり下記全て該当する。<br>※ばらつきの判断は別紙－4参照 | □ 品質関係の試験結果が試験基準を満足し、ａ及びｂに該当しない。 | □ 品質関係の試験結果が、規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が、規格値・試験基準を満足せず品質が劣る。 |
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅱ．品質<br>①農業土木工事 | □ 品質管理基準で必要とされる管理項目をすべて管理している。 | | | | |
| | | □ １.品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足し、ばらつきが少ない。<br>□ ２.品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足するが、ばらついている。<br>□ ３.品質関係の試験結果が試験基準を満足し、１及び２に該当しない。<br><br>① 品質の評定は、工事全般を通したものとする。<br>② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。<br>③ 品質管理とは、「農業土木工事施工管理基準」「林業土木工事施工管理基準」の試験項目・試験基準及び規格値に基づくすべての段階における品質確保のための管理体系である。 | | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。<br><br>上記に該当すれば・・・ｄ | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。<br><br>上記に該当すれば・・・ｅ |

別紙－１（11）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：該当及び評価する項目の□にレマークを記入する。　　（監 督 員）

| 考査項目 | 細別 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質管理が適切である。 | □ 品質管理がほぼ適切である。 | □ 他の事項に該当しない。 | □ 品質管理がやや不備である。 | □ 品質管理が不備である。 |

| 該当 | 評価 | 「評価対象項目」 |
|---|---|---|
| □ | □ | １.製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している |
| □ | □ | ２.材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書等の仕様を満足している。 |
| □ | □ | ３.機器の品質、機能及び性能が、設計図書等を満足し、成績書にまとめている。 |
| □ | □ | ４.盤内機器の取り付け及び配線の仕上がりが良好である。 |
| □ | □ | ５.操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。 |
| □ | □ | ６.ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合がない。 |
| □ | □ | ７.設備の機能及び性能が設計図書等の仕様を満足している。 |
| □ | □ | ８.操作制御関係の機能及び性能が、設計図書等の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 |
| □ | □ | ９.設備の総合性能が、設計図書等の仕様を満足している。 |
| □ | □ | １０.現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している |
| □ | □ | １１.設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。 |
| □ | □ | １２.完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 |
| □ | □ | １３.設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 |
| □ | □ | １４.その他（理由： |

| 考査項目 | 細別 | d | e |
|---|---|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅱ．品質②電気通信設備工事 | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。<br>上記に該当すれば・・・d | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。<br>上記に該当すれば・・・e |

評価値（　　）％＝ 評価項目数（　　）／該当項目数（　　）×１００

※評価値が９０％以上・・・・・・・・・・a

※評価値が８０％以上～９０％未満・・・b

※評価値が６０％以上～８０％未満・・・c

※評価値が６０％未満・・・・・・・・・d

**※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。**

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | ※１. 目的物の品質の水準を評価すること。<br>※２. 品質の対象は、「材料・機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、<br>工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 | | |

別紙－１（12）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：該当及び評価する項目の□にレマークを記入する。　　（監 督 員）

| 考査項目 | 細別 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質管理が適切である。 | □ 品質管理がほぼ適切である。 | □ 他の事項に該当しない。 | □ 品質管理がやや不備である。 | □ 品質管理が不備である。 |
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅱ．品質③施設機械設備工事 | 該当 / 評価 | 「評価対象項目」 | | | |
| | | □ □ | １．材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書等の仕様を満足し、証書が整備さている。 | | | |
| | | □ □ | ２．設備の機能及び性能を、設計図書等のとおり確保している。 | | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補（手直し）指示を行った。 |
| | | □ □ | ３．設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 | | | |
| | | □ □ | ４．機器の品質、機能及び性能が設計図書等を満足して、成績書にまとめられている。 | | | |
| | | □ □ | ５．溶接管理基準の品質管理項目について管理（判定）基準値を満足している。 | | | |
| | | □ □ | ６．塗装管理基準の品質管理項目について管理（判定）基準値を満足している。 | | | |
| | | □ □ | ７．操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。 | | 上記に該当すれば・・・d | 上記に該当すれば・・・e |
| | | □ □ | ８．操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 | | | |
| | | □ □ | ９．小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 | | | |
| | | □ □ | １０．設備の取扱説明書を工夫している。 | | | |
| | | □ □ | １１．完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 | | | |
| | | □ □ | １２．機器の配置が点検しやすいよう工夫している。 | | | |
| | | □ □ | １３．設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 | | | |
| | | □ □ | １４．二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 | | | |
| | | □ □ | １５．バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 | | | |
| | | □ □ | １６．計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 | | | |
| | | □ □ | １７．回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 | | | |
| | | □ □ | １８．構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 | | | |
| | | □ □ | １９．現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 | | | |
| | | □ □ | ２０．その他（理由： | | | |
| | | | 評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／該当項目数（　　）×１００<br>※評価値が９０%以上・・・・・・・・・・a<br>※評価値が８０%以上～９０%未満・・・b<br>※評価値が６０%以上～８０%未満・・・c | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | ※評価値が６０%未満・・・・・・・・・・d<br>**※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。**<br><br>※１. 目的物の品質の水準を評価すること。<br>※２. 品質の対象は、「材料・機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、<br>工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 | | |

別紙－１（13）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：該当する項目の□にレマークを記入する。　（監督員）

| 考査項目 | 細別 | １．創意工夫キーワード一覧表（創意工夫が多く見られるリスト） | 施工性 | 品 質 | 安全性 | 作業環境 | その他(項目記載) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ５．創意工夫【軽微なもの】 | Ⅰ．創意工夫キーワード評価①農業土木工事 | 【施 工】 | | | | | |
| | | □ １.施工に伴う器具、工具、装置類の工夫又は、設備据付後の試運転調整の工夫 | □ | □ | | | □ （ |
| | | □ ２.コンクリートニ次製品の利用等代替材の運用と工夫 | □ | □ | □ | □ | □ （ |
| | | □ ３.土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工関係の工夫 | □ | □ | □ | □ | □ （ |
| | | □ ４.部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法等の工夫 | □ | □ | □ | □ | □ （ |
| | | □ ５.設備工事における加工・組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫 | □ | □ | □ | □ | □ （ |
| | | □ ６.給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止・配管のつなぎ等の関する工夫 | □ | □ | □ | □ | □ （ |
| | | □ ７.照明などの視界の確保に関する工夫 | □ | □ | □ | □ | □ （ |
| | | □ ８.仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫 | □ | □ | □ | □ | □ （ |
| | | □ ９.運搬車両・施工機械等に関する工夫 | □ | | □ | □ | □ （ |
| | | □ １０.支保工・型枠工・足場工・仮桟橋・覆工板・山留め等の仮設工関係に関する工夫 | □ | | □ | □ | □ （ |
| | | □ １１.盛土の締固度・杭の施工高さ等の管理に関する工夫 | □ | | □ | □ | □ （ |
| | | □ １２.施工計画書の作成・写真の管理等に関する工夫 | □ | | □ | □ | □ （ |
| | | □ １３.出来形又は品質の計測・集計・管理図等に関する工夫 | □ | | □ | □ | □ （ |
| | | □ １４.施工管理ソフト・土量管理システム等の活用に関する工夫 | □ | | □ | □ | □ （ |
| | | □ １５．ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事（※本項目は２点の加点とする） | □ | | □ | □ | □ （ |
| | | 【新技術活用】 | | | | | |
| | | □ １.NETISやMade in 新潟新技術普及制度等、国や地方自治体の新技術制度に登録された新技術を請負者からの提案により活用した。<br>（※本項目は、１つの新技術の活用につき２点の加点とし、最大４点の加点評価とする） | □ | □ | □ | □ | □ （ |
| | | 【品 質】 | | | | | |
| | | □ １.土工・設備・電気の品質向上に関する工夫 | □ | □ | □ | □ | □ （ |
| | | □ ２.コンクリートの打設関係の工夫（材料・打設・養生・出来形・品質等） | □ | □ | □ | □ | □ （ |
| | | □ ３.鉄筋・ＰＣケーブル・コンクリート二次製品等の使用材料に関するの工夫 | □ | □ | □ | □ | □ （ |
| | | □ ４.配筋、溶接作業等に関係する工夫 | □ | □ | □ | □ | □ （ |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 【安全衛生関係】 | | | | | |
| | | ☐ 1.安全を確保するための仮設備等に関する工夫<br>（落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） | ☐ | | ☐ | ☐ | ☐ （ |
| | | ☐ 2.安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全帯使用等に関する工夫 | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ （ |
| | | ☐ 3.現場事務所、労務者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫 | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ （ |
| | | ☐ 4.有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等に関する工夫 | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ （ |
| | | ☐ 5.供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策及び一般交通の安全確保に関する工夫 | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ （ |
| | | ☐ 6.作業環境が厳しい現場での環境改善等に関する工夫 | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ （ |
| | | ☐ 7.ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ （ |
| | 記述評価<br>【「□」が「■」に反転したキーワード項目について 評価内容を詳細記述】 | **評点：　　点**<br>特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。<br>１項目１点を目安とし、加点は＋７点～０点の範囲とする。<br>該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。 | 【創意工夫の詳細】 | | | | |

※１．特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※２．評価は、各項目において「■」に反転したら、１，２，４点で評価し、最大７点の加点評価とする。

※３．該当する数と重みを勘案して評価する。１項目１点を目安とするが内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。

※４．上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、「その他」に内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※５．キーワードの評価（選定）及び詳細評価は、主任監督員と総括監督員との合意をもって行う。

別紙－２（1）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：該当する項目の□にレマークを記入する。

（総括監督員・担当係長等）

| 考査項目 | 細別 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 工程管理が非常に優れている | □ 工程管理がやや優れている | □ 他の事項に該当しない場合 | □ 工程管理がやや不備である | □ 工程管理が不備である |
| ２．施工状況 | Ⅱ．工程管理 | 「評価対象項目」<br>□ １．当該工事において、施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工期内に工事を完成させた。<br>□ 工期の１割以上の余裕をもって完了させた。<br>□ 雪等の気象条件を考慮し、竣工検査を前提とした臨時検査等が適切でかつ現場確認が可能なように工程に配慮がある。<br>□ 社会的な要請により竣工時期が限定されるものについて、発注者の意向に沿った工程で完成がなされた。<br>□ ２．隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行いトラブルを回避した。<br>□ 調整区間２つ以上、かつ調整回数２回以上。（運搬路の利用調整など）<br>□ 工事調整が工程短縮の要因となった。（調整機関・回数が１回以上）<br>□ ３．地元調整を積極的に行い、トラブルなく工期内に工事を完成させた。<br>□ 道路利用、交通規制や工事の騒音などで地元調整を２回以上行った。<br>□ ４．代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。<br>□ 地域の行事、作業等に関連し、代休等を行って、地域からの苦情がなかった。<br>□ ５．配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。<br>□ 工程に空き、無駄がなかった。<br>□ 資材搬入の時期と使用時期にずれがなかった。<br>□ 現場代理人に指示が作業員に正確に伝わっている。<br>□ ６．工程表の提出が速やかに実行されている。（※施工プロセス）<br>□ 契約直後の工程表は、７日以内に提出が図られた。<br>□ 工程表の内容が、具体的で計画性がうかがえた。（工程表は、概ね最初の標準工期の状態の工程表をもって判断する）<br>□ 工期の変更のたびに工程表がスムーズに提出された。（契約の変更及び工事中止（期間が1ヶ月以上に及ぶ）等による工期の移動も含む）<br>□ 工法の変更により工程表の再提出がもれなく提出された。（直接基礎を杭基礎に変更した場合及び新工種が追加された場合など） | | | □ 自主的な工程管理がなされず、監督員と協議の上で改善指示の文書を出した。<br>上記に該当すれば・・・d | □ 請負者の責により工期内に工事が完成しなかった。<br>上記に該当すれば・・・e |

☐ 7. 工事の進捗が出来形、（段階）確認、臨時検査等で順調に推移していることが把握できる。（※施工プロセス）

☐ 確認、検査等の状況が工程表に遅れることなく（遅れても半月以内）進んだ。

☐ 確認、検査等が適切な時期に実施された。

☐ 8. その他

☐ （理由:

（採点指標）

**※複数のチェック項目がある場合、いずれかに該当すれば評価（□にレマークを記入）する。**

※評価項目が４項目以上・・・**a**　２項目以上・・・**b**　その他・・・**c**（評価項目がなくとも、工期内に工事を完成）

別紙－２（2）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：該当する項目の□に**レ**マークを記入する。

（総括監督員・担当係長等）

| 考査項目 | 細別 | a<br>☐ 安全対策が非常に優れている | b<br>☐ 安全対策がやや優れている | c<br>☐ 他の事項に該当しない場合 | d<br>☐ 安全対策がやや不備である | e<br>☐ 安全対策が不備であった |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **２．施工状況** | **Ⅲ．安全対策** | 「評価対象項目」<br>☐ １．建設労働災害・公衆災害の防止への努力が認められる。<br>☐ 当該工事における建設労働災害、公衆災害を承知している。<br>☐ 災害に対する防止対策が十分である。<br>☐ ２．安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。<br>☐ 会社全体で組織的に取り組んでいて、現場との連携がとれている。<br>☐ 現場に安全組織表が掲示され、担当者とその職務が明確になっている。<br>（総括安全衛生管理者・元方安全衛生管理者・店社安全衛生管理者）<br>☐ ３．安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる<br>☐ 独自性がある。（いつから一般的に使われているか）<br>☐ 低コストで、他の工事等への汎用が可能である。<br>☐ ４．安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。<br>☐ 協議会の幹事等の役員として、月一回以上積極的に活動している。<br>☐ その都度の開催の目的意識が明確化されている。<br>☐ ５．安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。<br>☐ 誘導員の適切な交通誘導や、案内対応が良い。<br>☐ 地域住民等から安全に関する苦情・トラブルがない。<br>☐ ６．その他<br>☐ （理由： | | ☐ 安全対策上、安全対策が不備により事故（もらい事故や交通事故は除く）が発生した。<br>上記に該当すれば・・・**d** | ☐ 安全対策上、安全対策が不備により事故（もらい事故や交通事故は除く）が発生し、処分を受けた。<br>上記に該当すれば・・・**e** |

（採点指標）

**※複数のチェック項目がある場合、いずれがに該当すれば評価（□にレマークを記入）する。**

※評価項目が５項目以上・・・**a**　３項目以上・・・**b**　その他・・・**c**

☐ ☐ パトロールや現場監督等で安全対策上の指導があり、速やかな改善が図れない場合・・・**c**評価

**ただし、**

**安全管理が適切でなく、事故を発生させた場合は、ａ評価にはしない。**

**（安全管理が適切であったかどうかは、事故報告を受けた工事主幹課長が判定する。）**

**事故の発生** ☐ 有　　☐ 無

☐ 安全対策がやや優れている。［ｂ評価：＋７．５点］

☐ 安全対策が他の事項（ｂ、ｄ、ｅ）に該当しない。［ｃ評価：±０点］

☐ 安全対策がやや不備である。［ｄ評価：－７．５点］

☐ 安全対策が不備である。［ｅ評価：－１５点］

別紙－２（3）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：該当する項目の□にレマークを記入する。　　（総括監督員・担当係長等）

| 考査項目 | 細別 | 工事特性キーワード一覧表 | 【事例】具体的な施工条件等への対応事例 |
|---|---|---|---|
| ４．工事特性 | Ⅰ．施工条件等への対応<br>①農業土木工事（電気通信設備工事 | 【構造物の特性への対応】<br>□ １．対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事<br>□ ２．対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事<br>□ ３．その他（理由：　　）<br>※上記の対応事項に１つ以上「■」となれば４点の加点とする。 | （１について）<br>□ 切土の土工量：20万$m^3$以上　□ 盛土の土工量：15万$m^3$以上　□ 護岸・突堤の平均高さ：10m以上<br>□ トンネル(シールド)の直径：8m以上　□ ダム用水門の設計水深：25m以上<br>□ 樋門又は樋管の内空断面積：15$m^2$以上　□ 揚排水機場の吐出管径：2000mm以上<br>□ 堰又は水門の最大径間長：25m以上　□ 堰又は水門の径間数：3径間以上<br>□ 堰又は水門の扉体面積：50$m^2$/門以上　□ トンネル(開削工法)の掘削深さ：20m以上<br>□ トンネル(NATM)の内空断面積：100$m^2$以上　□ トンネル(沈埋工法)の内空断面積：300$m^2$以上<br>□ 地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上　□ 浚渫工の浚渫土量：100万$m^3$以上<br>□ 流路工の計画高水流量：500$m^3$以上　□ 砂防ダムの堤高：15m以上<br>□ ダムの堤高：150m以上　□ 転流トンネルの流下能力：400$m^3$/ｓ以上<br>□ 橋梁下部工の高さ：30m以上　□ 橋梁上部工の最大支間長：100m以上<br>（２について）<br>□ 砂防工事などにおいて、現地合せに基づいて再設計が必要な工事<br>□ 鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事<br>□ 供用中の道路トンネルの拡幅工事<br>（３について）<br>□ その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事<br>□ その他、技術固有の難しさへの対応が特に必要な工事<br>□ 地山強度が低い又は土被りが薄いため、ＦＥＭ解析などによる検討が必要な工事 |
| | | 【都市部等の作業環境、社会条件等への対応】<br>□ ４．地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事<br>□ ５．周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事<br>□ ６．周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事<br>□ ７．現道上での交通規制に大きく影響する工事<br>□ ８．緊急時に対応が特に必要な工事<br>□ ９．施工個所が広範囲にわたる工事<br>□ １０．その他（理由： | （４について）<br>□ 供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事<br>□ 市街地等の家屋密集地での鉄道又は道路をアンダーパスする工事<br>□ 監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事<br>（５について）<br>□ ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事<br>□ 地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事<br>□ ほかの各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事 |

| | | |
|---|---|---|
| ・施設機械設備工事含む） | ※上記の対応事項に１つ以上「■」となれば６点の加点とする。 | ）<br>（６について）<br>☐ 市街地での夜間工事<br>☐ ＤＩＤ地区での工事<br>（７について）<br>☐ 日交通量が概ね１万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事<br>☐ 供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事<br>☐ 工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うための規制標識の設置撤去を日々行った工事<br>（８について）<br>☐ 緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事<br>（９について）<br>☐ 作業現場が広範囲に分布している工事<br>（１０について）<br>☐ 施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事<br>☐ その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事 |
| | 【厳しい自然・地盤条件への対応】<br>☐ １１.特殊な地盤条件への対応が必要な工事<br>☐ １２.雨・雷・風・気温等の自然条件の影響が大きな工事<br>☐ １３.急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事<br>☐ １４.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事<br>☐ １５.その他（理由：<br>）<br>※上記の対応事項に１つ以上「■」となれば４点の加点とする。 | （１１について）<br>☐ 河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事<br>☐ 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事<br>☐ 施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事<br>（１２について）<br>☐ 河川区域内の工事のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事<br>☐ 潜水夫を多用した工事又は波浪等の水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事<br>（１３について）<br>☐ 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）<br>☐ 斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事<br>☐ 土石流危険渓流に指定された区域内における工事<br>（１４について）<br>☐ イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事<br>（１５について） |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | ☐ その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事<br>☐ その他、災害時における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事 |
| | | 【長期工事における安全確保への対応】<br>☐ １６．１２ヶ月を超える工期で、事故が無く完成した工事<br>（全面・一時中止期間は除く）<br>※但し、文書注意に至らない事故は除く<br>☐ １７．その他（理由：<br>）<br>※上記の対応事項に１つ以上「■」となれば６点の加点とする。 | （１６について）<br>☐ １２ヶ月を超える工期で、事故が無く完成した工事<br>（全面・一時中止期間は除く）<br>※但し、文書注意に至らない事故は除く<br>（１７について）<br>☐ その他 |
| 評 価 | | **評点：　　点** | |

※１．工事特性は、最大２０点の加点評価とする。

※２．主任監督員が評価する、「５．創意工夫」との二重評価はしない。

※３．評価に当たっては、主任監督員等の意見も参考にする。

別紙－２（4）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：該当する項目の□にレマークを記入する。　　（総括監督員・担当係長等）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 貢献が非常に優れている | □ bより貢献が優れている | □ 貢献がやや優れている | □ cより貢献が優れている | □ 他の事項に該当しない場合 |
| ６．社会性等 | Ⅰ．地域への貢献等 | 「評価対象項目」<br>□ １．周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。<br>□ 主体的に取り組んだ。<br>□ 地域の活動に積極的に参加した。<br>□ ２．現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合せる等、積極的に周辺地域との調和を図った。<br>□ 主体的に取り組んだ。<br>□ 地域と合同で取り組んだ。<br>□ ３．定期的に広報紙や現場見学会等を実施する等、地域とのコミュニケーションを図った。<br>□ 主体的に取り組んだ。<br>□ 地域と合同で取り組んだ。<br>□ ４．道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。<br>□ 主体的に取り組んだ。<br>□ 地域と合同で取り組んだ。<br>□ ５．地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。<br>□ 主体的に取り組んだ。<br>□ 地域と合同で取り組んだ。<br>□ ６．災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。<br>□ 主体的に取り組んだ。<br>□ 地域と合同で取り組んだ。<br>□ ７．その他（ 理由 ：<br>□ 現場の交通体制を地域住民が周知していた。 | | | | |

☐ 通学路に指定されている場合には、学校にも協力依頼がなされていた。

☐ 休止中及び中止期間中の対応が適切だった。（現場代理人が定期的に監視していた。）

**（採点指標）**

**※地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。（該当工事以外の貢献は評価の対象としない）**

**※複数のチェック項目がある場合、いずれかに該当すれば評価（口にレマークを記入）する。**

※評価項目が４項目以上・・・**ａ**、　３項目以上・・・**ａ´**、２項目以上・・・**ｂ**、１項目以上・・・**ｂ´**、その他・・・**ｃ**（別紙－６提出のないものを含む）

☐ ☐ **但し、別紙－６の提出内容により主体性、具体性等を前提にすることから提出がない場合・・・ｃ評価**

別紙－２（5）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：該当する項目の□に**レ**マークを記入する。　　（総括監督員・担当係長等）

| 考査項目 | |
|---|---|
| **７．法令遵守等** | |

| 措　　置　　内　　容 | 点　数 |
|---|---|
| □ １.指名停止３ヶ月以上 | －　２０　点 |
| □ ２.指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満 | －　１５　点 |
| □ ３.指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満 | －　１３　点 |
| □ ４.指名停止２週間以上１ヶ月未満 | －　１０　点 |
| □ ５.文書注意 | －　８　点 |
| □ ６.口頭注意 | －　５　点 |
| □ ７.安全管理が適切でなく事故が発生したが口頭注意以上の処分がなかった。 | －　３　点 |
| □ ８.その他 | －　　点 |

□ 該当項目なし

※１．工事の施工にあたり、当該工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適応する。（適応事例がない場合は、該当なし）

※２．当該工事現場に対する法令遵守のみの評価とする。他工事現場での違反は評価しない。

※３．竣工検査後に処分が出た場合は、速やかに評定を修正する。（南魚沼市建設工事成績評定規程　第７条による）

【上記で評価する場合の適応事例】

１.入札時に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。

２.承諾なしに権利譲渡等を第３者に譲渡又は承継を行った。

３.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。

４.当該工事関係者が贈収賄により逮捕又は公訴された。

５.建設業法に違反する事実が判明した。　　例）一括下請け、技術者の専任違反等

６.使用人等に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。

７.下請代金遅延防止法第４条に規定する下請代金の支払いを期日内に行っていない。或いは不当に下請代金を減じている。或いはそれに類する行為がある。

８.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。

９.受注企業の社員に「指定暴力団」或いは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に属する構成員・準構成員・企業舎弟・暴力団関係者がいることが判明した。

１０.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。或いは暴力団対策法第９条に記されている、砂利・砂・防音シート・軍手等の物品の納入・
　土木作業員やガードマンの受け入れ・土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。

| | |
|---|---|
| | １１.施工体制台帳・施工体系図が不備で監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。<br>１２.安全管理が適切でなく、死傷者を生じさせた事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。<br>**（安全管理が適切であったかどうかは、事故報告を受けた工事主幹課長が判定する。）** |
| **８.<br>総合評価<br>技術提案** | **※技術提案の履行が確認できない場合は、工事成績評定表で不履行を選択し、「７.法令遵守等　８.その他」の項目で工事成績評定点の減点を行う。** |

別紙－３（1）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 施工管理が優れている | □ 施工管理がやや優れている | □ 施工管理が適切である | □ 施工管理がやや不備である | □ 施工管理が不備である |

| 考査項目 | 細別 | 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | |
|---|---|---|---|---|---|
| ２．施工状況 | Ⅰ．施工管理（中間） | □ | □ | １．約款第１８条第１項（１）から（４）に基づく設計図書の照査を行い、施工がなされている。 | □ 設計図書と適合しない箇所があり､文書により手直し指示を行った。 |
| | | □ | □ | 仕様書第１編第１章総則に記された設計図書の照査等・工事測量が実施され、結果をその不都合に関わらず、書面で監督員に提出し確認を求めている。（文書で整理されている。） | □ 契約図書に基づき施工上の義務につき、検査員より指示を行った。 |
| | | □ | □ | ２．施工計画書が工事着手前に提出され、その記載内容と現場施工方法が一致している。 | |
| | | □ | □ | 施工計画書に所定の項目が記載され、概ね１ヶ月以内に提出されている。 | |
| | | □ | □ | 設計図書の条件明示を確実に反映した施工計画書になっている。 | |
| | | □ | □ | 施工計画が現場状況（地形、地質、周辺環境、交通量等）を反映した具体的な内容となっているか。 | 上記１項目に該当すれば・・・d |
| | | □ | □ | 安全対策が具体的・的確に記載され、実施されている。 | 上記２項目にすれば・・・・・e |
| | | □ | □ | 施工計画書に変更があった場合、当該工事着手前に監督員に変更計画書が提出されている。 | |
| | | □ | □ | ３．現場代理人、作業主任者等の作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。 | |
| | | □ | □ | ＫＹ日誌で現場代理人の常駐状況が確認できるとともに、朝礼時において作業体制を的確に把握できる。 | |
| | | □ | □ | 施工計画書の現場組織表で、現場責任者が明記されている。 | |
| | | □ | □ | 施工計画書の安全管理組織表で、下請けも含め安全衛生責任者、作業主任者等が明記されている。 | |
| | | □ | □ | ４．下請に関する手続き等が適切に行われ施工されている。 | |
| | | □ | □ | 施工体制台帳及び施工体系図が作成され、工事現場に備えるとともに、監督員に提出されている。 | |
| | | □ | □ | 施工体制台帳の記入が要領に基づき、適正に記入されている。（主任技術者の専任、非専任など） | |
| | | □ | □ | 施工体制台帳による工事担当技術者（監理、主任、専門等）について、資格、当事者確認の資料が整備されている。 | |
| | | □ | □ | 施工体制台帳及び施工体系図に変更がある毎に、監督員に提出されている。 | |
| | | □ | □ | 外注計画書が提出され、下請決定通知書が工事着手前に提出されている。 | |
| | | □ | □ | 下請関係が工事着手前に適正に締結されている。（注文請書の整備、金額など） | |
| | | □ | □ | ５．立会確認の手続きが事前になされている。 | |
| | | □ | □ | 段階確認について、監督要綱及び監督技術基準により、事前に立会願いが書面で監督員に提出されている。 | |

| | | |
|---|---|---|
| □ | □ | 段階確認、臨時検査が適切に実施され、工程表と整合する。 |
| □ | □ | 6.品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。（別紙６(1)(2)の提出がある場合、評価の対象とする） |
| □ | □ | 材料（質）のチェック、材料の保管、事前の対応、品質を保つための現場条件、品質を保つための方策の徹底、事後の対応、出来形に評価される品質の各々の時点における工夫がある。 |
| □ | □ | 7.工事記録、関係資料及び工事記録写真等を簡潔にわかりやすく整備している。 |
| □ | □ | 工事記録等が目的別にインデックス等でわかりやすく整備されて、その整備資料全体がわかるように、総括表でまとまっている。 |
| □ | □ | 法的な手続き等が必要なものに提出の漏れがない。（休日、祝日作業時の連絡、現道上工事での届出、道路使用、安衛則第90条で定める工事の場合における労基署への提出書類など）整備資料でチェックする |
| □ | □ | キャリブレーションの必要な機器は、その成績結果が添付されている。 |
| □ | □ | 計算式等で算出根拠を説明するものがある場合、図表等を利用しわかりやすく整理されている。　（例：薬注の注入量　該当がない場合は、削除） |
| □ | □ | 工事写真撮影時、黒板等を利用して写真撮影箇所の略図が撮影されており、的確に分かり易く表示されている。 |
| □ | □ | 写真帳の撮影箇所に略図等が添付され、把握しやすく見やすく整理されている。<br>（電子納品の場合は、写真帳の添付図または写真内の黒板等の略図、及び写真情報の記載により、該当位置・部分及び状況が明確に確認できること） |
| □ | □ | 説明のスムーズさから資料の整理、把握の良さがうかがえる。 |
| □ | □ | 8.建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切になされている。 |
| □ | □ | マニュフェストが整理され、所要の数量と整合する。 |
| □ | □ | 施工計画書に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書が当初から添付されている。 |
| □ | □ | 建設副産物の最終処分地が当初から計画されている。 |
| □ | □ | 産業廃棄物の処分について、委託が許可を受けた会社と契約されている。 |
| □ | □ | 再資源化等の完了報告書が提出されている。 |
| □ | □ | 9.建退共の証紙が適切に配布され管理されている。（中小企業退職金共済制度加入者は、これに読み替える。） |
| □ | □ | 建退共制度に加入している。 |
| □ | □ | 発注者向け掛け金収納書を工事完成時に提出している。 |
| □ | □ | 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場であることが表示されている。 |
| □ | □ | １０.社内の管理基準等が作成され管理している。 |
| □ | □ | 社内管理基準（目標）を設定するとともに、その運用方法（目標をオーバーした場合の検討体制や検討プロセス等の具体的な対処方法など）を定め、管理されている。 |
| □ | □ | その管理基準により、社内検査（書類検査及び現場検査）が完了していることが書面で確認できる。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | □ | □ | １１.その他<br>□ □ （理由： | |

**チェック着目リストの２／３以上が該当する場合に、評価（口にレマークを記入）する。**

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～８０%未満・・・**c**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・**d**

**※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。**

別紙－３ (2)

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅰ．出来形（中間） | □ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０%以内で下記の「評定対象項目」４項目以上が該当する | □ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０%以内で下記の「評定対象項目」３項目以上が該当する | □ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０%以内で下記の「評定対象項目」３項目以上が該当する | □ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０%以内で下記の「評定対象項目」２項目以上が該当する | □ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b´に該当しない | □ 出来形が、測定項目・測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 出来形が、測定項目・測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 |

①農業土木工事

□ １．出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０%以内である。

□ ２．出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０%以内である。

□ ３．出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、１及び２に該当しない。

□ 出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。

上記に該当すれば・・・e

□ 出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。

上記に該当すれば・・・d

| 対象 | 評価 | [評定対象項目] |
|---|---|---|
| | □ | １．出来形管理図及び出来形管理表に創意工夫がある。 |
| □ | □ | 測定表に出来形寸法を測定した箇所の略図等が掲載されている。 |
| □ | □ | 管理表による傾向、課題等が一目で判断できる。 |
| □ | □ | パソコンの活用（図表化、グラフ化など）、先端技術の使用（不可視部分の解析など 例場所打ち杭の土中の状況）等による実態視がわかるようになっている。 |
| | □ | ２．出来形測定において不可視部分が写真で的確に判断できる。 |
| □ | □ | 完成写真等に不可視部分の参考写真が添付されている。 |
| □ | □ | 不可視部分の出来形寸法が確認できる写真が撮影されている。 |
| | □ | ３．自社の管理基準を設定し出来形管理をしている。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | □ | □ | 社内管理基準（目標）を設定するとともに、その運用方法（目標をオーバーした場合の出来型管理の具体的な対処方法など）を定め、管理されている。 | |
| | | □ | □ | その管理基準により、社内検査（書類検査及び現場検査）が完了していることが書面で確認できる。 | |
| | | | □ | 4.写真撮影要領の撮影項目・時期・頻度を満足している。 | |
| | | □ | □ | 社内管理の撮影工種、項目、頻度、箇所等が記載されている。 | |
| | | □ | □ | 写真管理基準の撮影頻度（時期）に基づき、撮影していることが確認できる。 | |
| | | □ | □ | 工事写真帳は写真管理基準に基づき作成されている。 | |
| | | □ | □ | 起終点の表示が写真上で明示され、着手前と完成時が比較できる。 | |
| | | | □ | 5.その他 | |
| | | □ | □ | （理由： | |
| | | | | **チェック着目リストの２／３以上が該当する場合に、評価（□にレマークを記入）する。**<br>① 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。<br>② 出来形管理とは、「農業土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。<br>③ 出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。 | |
| | | | □ | 出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。 | |

別紙－３ (3)

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 出来形が特に優れている | □ 出来形が優れている | □ 出来形が特に良好である | □ 出来形が良好である | □ 出来形が適切である | □ 出来形がやや不適切である | □ 出来形が不適切である |

| 考査項目 | 細別 | 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | |
|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅰ．出来形（中間）<br>②電気通信設備工事 | □ | □ | １．据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理表などを工夫していることが確認できる。 | □ 出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 |
| | | □ | □ | ２．機器等の測定（試験）結果が、その都度管理表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 | |
| | | □ | □ | ３．施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 | |
| | | □ | □ | ４．不可視部分の出来形が写真で確認できる。 | 上記に該当すれば・・・e |
| | | □ | □ | ５．設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 | |
| | | □ | □ | ６．設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が規格値内であることが確認できる。 | |
| | | □ | □ | ７．設備の据付、固定方法が、承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 | □ 出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 |
| | | □ | □ | ８．配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 | |
| | | □ | □ | ９．行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 | |
| | | □ | □ | １０．配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 | 上記に該当すれば・・・d |
| | | □ | □ | １１．社内の管理基準に基づき管理している。 | |
| | | □ | □ | １２．設備の外観・構造が承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 | |
| | | □ | □ | １３．盤内機器の取り付け及び配線が整然と堅固に施工され仕上りが良好である。 | |
| | | □ | □ | １４．その他（理由： | |

評価値（　　）％＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０％以上・・・・・・・・・・a

評価値が８０％以上～９０％未満・・・a´

評価値が７０％以上～８０％未満・・・b

評価値が６０％以上～７０％未満・・・b´

評価値が５０％以上～６０％未満・・・c

評価値が５０％未満・・・・・・・・・d

**※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | ※１. 出来形の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状・寸法・位置・数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。 | |

別紙－３（4）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 出来形が特に優れている | □ 出来形が優れている | □ 出来形が特に良好である | □ 出来形が良好である | □ 出来形が適切である | □ 出来形がやや不適切である | □ 出来形が不適切である |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 |
|---|---|---|
| □ | □ | 1.製作に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理表などを工夫していることが確認できる。 |
| □ | □ | 2.据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理表などを工夫していることが確認できる。 |
| □ | □ | 3.施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 |
| □ | □ | 4.設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 |
| □ | □ | 5.不可視部分の出来形が写真で確認できる。 |
| □ | □ | 6.社内の管理基準に基づき管理している。 |
| □ | □ | 7.設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 |
| □ | □ | 8.分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 |
| □ | □ | 9.設備の据付及び固定方法が承諾図書通り施工されていることが確認できる。 |
| □ | □ | 10.出来形管理に使用する計測器具の点検等が行われ整理されていることが確認できる。 |
| □ | □ | 11.その他（理由: |

**3. 出来形及び出来ばえ**

**Ⅰ. 出来形（中間）**

**③ 施設機械設備工事**

□ 出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。

上記に該当すれば・・・**e**

□ 出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。

上記に該当すれば・・・**d**

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が５０%以上～６０%未満・・・**c**

評価値が５０%未満・・・・・・・・・**d**

**※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。**

※1.出来形の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状・寸法・位置・数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

別紙－３（5）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農業土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | |
|---|---|---|---|
| | | **【共　通】　【無　筋】** | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 |
| □ | □ | 1.設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行なわれており、適切なコンクリートの規格（強度・W／C・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。（ＪＩＳ　Ａ－５３０８以外の生コンを使用する場合） | 上記に該当すれば・・・e |
| □ | □ | 2.コンクリート打設時に必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 | |
| □ | □ | 3.施工条件及び気象条件に適した運搬時間・打設時の投入高さ・バイブレータによる締固・養生方法等を適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 |
| □ | □ | 4.型枠・支保工の組立が適正で、コンクリート打設後、取り外し時期がコンクリート強度等で適正に管理されている。 | |
| □ | □ | 5.コンクリートの打ち直しや補修の痕跡がない。 | 上記に該当すれば・・・d |
| □ | □ | 6.コンクリート打設時に雨水やわき水が適切に処理されている。 | |
| □ | □ | 7.コンクリートの現場養生用の供試体が当該現場のものであることが確認できる。 | |
| □ | □ | 8.コンクリート打設前に打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 | |
| □ | □ | 9.型枠の目違いがなく、型枠の破片等がコンクリート表面になく、丁寧な仕上りが確認できる。 | |
| □ | □ | １０.目地に挟む目地材や止水板等の設置が適切である。 | |
| □ | □ | １１.コンクリート及びセメントコンクリート製品の使用にあたりアルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認している。（高炉Ｂ種・Ｃ種のセメントを使用したコンクリートの場合は評価対象から除外する） | |
| □ | □ | １２.有害なクラックが無い。 | |
| | | **【鉄　筋】** | |
| □ | □ | 1.コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 | |
| □ | □ | 2.鉄筋の組立・加工が適切であることが確認できる。 | |

**３．出来形及び出来ばえ**　**Ⅱ．品質（中間）①農業土木工事①-1コンクリート構造**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 物 | □ | □ | 3.スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している. |
| 工 | □ | □ | 4.鉄筋圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行なっている. |
| 事 | □ | □ | 5.鉄筋の規格・引張強度・曲げ強度の試験値をミルシート等で確認できる. |

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断　□ できる　□ できない**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |
| | 60%未満 | **b´** | **c** | **c** | **c** |

**※有害なクラックが発生した構造物について（別紙－４を参照）**

有害なクラックがある場合、補修ありｃ評価、補修なしｄまたはｅ評価とする。

クラックの発生　□ 有り　□ 無し

□ c評価

□ d評価

□ e評価

注：コンクリート構造物

・頭首工

・水路

・トンネル

・用排水機場

別紙－３（6）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農業土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | |
|---|---|---|---|
| | | **【共　通】** | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 |
| □ | □ | 1.材料の品質規定証明書が整備されている。 | |
| □ | □ | 2.ＪＩＳ規格外品について、仕様書の規定する規格・品質を満足している。 | |
| □ | □ | 3.基礎地盤の整形・清掃・湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。 | 上記に該当すれば・・・e |
| □ | □ | 4.二次製品の保管・吊り込み・据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。 | |
| □ | □ | 5.土留め、ウェルポイント等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。 | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 |
| □ | □ | 6.二次製品の受け取りを現場代理人などの責任ある者が、製品を確認し受取り、損傷のないもので施工されている。 | |
| □ | □ | 7.施工基面は、平滑で所定の強度が確保されている。（据え付け後に不等沈下で波打っていないこと） | 上記に該当すれば・・・d |
| | | **【擁壁類（補強土壁擁壁は除く）】** | |
| □ | □ | 1.胴込コンクリート、裏込材の充填が十分で空隙が生じていない。 | |
| □ | □ | 2.基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。 | |
| □ | □ | 3.材料の連結、またはかみ合わせが適切である。 | |
| □ | □ | 4.端部における地山とのすりつけが適切である。 | |
| □ | □ | 5.丁張りを２重、３重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のため細心の注意をはらっている。 | |
| □ | □ | 6.設置後の製品に有害なクラックや損傷が無い。 | |
| | | **【用排水施設】** | |
| □ | □ | 1.位置・方向・高さ・勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。 | |
| □ | □ | 2.不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締め固めが特に入念に行われている。 | |
| □ | □ | 3.呑口、吐口、集水桝等の取り付けコンクリートにクラック等の欠陥がない。 | |

３．出来形及び出来ばえ　Ⅱ．品質（中間）　①農業土木工事　①-２コンクリー

| | | | |
|---|---|---|---|
| ト | □ | □ | 4.施設の流末は浸食、滞留等が生じないよう処理されている。 |
| ニ | □ | □ | 5.不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や縦目地からの漏水も見られない。 |
| 次 | □ | □ | 6.縦目地の目地モルタルが適切に施工されている。 |
| 製 | □ | □ | 7.製品周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、巻出し・転圧が適切に施工されている。 |
| 品 | □ | □ | 8.製品の縦目地には隙間、ズレがなく、適切に施工されている。 |
| 構 | □ | □ | 9.設置後の製品に有害なクラックや損傷が無い。 |
| 造 | | | |
| 物 | | | **【管水路工事】（一部合成樹脂管路も含む）** |
| 工 | □ | □ | 1.中心線の通りがよい。 |
| 事 | □ | □ | 2.仕様書で示す条件により締め固めが実施されている。 |
| （ | □ | □ | 3.管の両端が均等に埋め戻されていることが確認できる。 |
| 管 | □ | □ | 4.地盤面・基礎面に不陸が生じていないことが確認できる。 |
| 水 | □ | □ | 5.管からの漏水がない。 |
| 路 | □ | □ | 6.コンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。 |
| 工 | □ | □ | 7.合流・分流の接合部では、適切な施工が実施されている。 |
| 事 | □ | □ | 8.水路の流れに支障なく、平坦・勾配に細心の配慮がなされている。 |
| ） | □ | □ | 9.打ち継ぎ目の処理が仕様書通りに適正に実施されている。 |
| | □ | □ | 10.設置後の製品に有害なクラックや損傷が無い。 |

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断　□ できる　□ できない**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・ｂ´

評価値が６０%未満・・・・・・・・・ｃ

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a´ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a´ | b | b´ | b´ |
| | 60%以上75%未満 | b | b´ | c | c |
| | 60%未満 | b´ | c | c | c |

**※有害なクラックが発生した構造物について（別紙－４を参照）**

有害なクラックがある場合、補修ありｃ評価、補修なしｄまたはｅ評価とする。

**クラックの発生**　☐ 有り　☐ 無し

☐ ｃ評価

☐ ｄ評価

☐ ｅ評価

別紙－３（7）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農業土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | d |
|---|---|---|---|
| | | **【共　通】** | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 |
| □ | □ | 1.雨水による崩壊が起きないように、排水対策を実施している。 | |
| □ | □ | 2.筋芝又は種子吹付等を適切に行っている。 | |
| □ | □ | 3.法面に有害なクラックや損傷がない。 | 上記に該当すれば・・・e |
| □ | □ | 4.建設発生土が適切に管理されている。 | |
| □ | □ | 5.施工基面が平滑で所定の強度が得られるように仕上げられている。 | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 |
| □ | □ | 6.建設発生土の再利用が積極的に図られ、現場での放置がなく、時間管理の上で適切に管理されている。 | |
| | | **【切土・掘削】** | 上記に該当すれば・・・d |
| □ | □ | 1.置き換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工している。 | |
| □ | □ | 2.余堀などによる地盤の強度低下を招かないように施工している。 | |
| □ | □ | 3.切取法面において落石等の危険がないように緩んだ転石・岩塊等が除去されている。 | |
| | | **【盛土・築堤等】** | |
| □ | □ | 1.品質管理基準、そのための施工方法が明確になっている。 | |
| □ | □ | 2.良好な施工により、盛土材の品質が設計図書に基づくものになっている。 | |
| □ | □ | 3.段切り等が施工前に適切に行なわれている。 | |
| □ | □ | 4.構造物周辺の締固め等の処理を適正に行なっている。 | |
| □ | □ | 5.締固めを適切な条件の基で施工している。（巻き出し厚が均一で、均等な転圧がされている） | |
| □ | □ | 6.締固め試験により管理され適正な品質としている。 | |
| □ | □ | 7.ＣＢＲ試験等を行なっている。 | |

３．出来形及び出来ばえ　Ⅱ．品質（中間）　①農業土木工事　①-３土工事（切土

・盛土・築堤等工事）

□ □ 8. 施工後の沈下量の測定が適正に実施されている。

□ □ 9. 土羽土の土質が適正である。

**【補強土工】**

□ □ 1. 基礎が沈下しないように充分な強度があるかが確認されて作業がされている。

□ □ 2. 盛土仕上がりの状態が変形のない、はらみのない状態で完成している。

□ □ 3. 補強材の施工にずれ、歪み、はらみ、損傷がないことが確認できる。

□ □ 4. 盛土の締固めを適切な条件（人力機械別・巻出し厚・敷き均し・転圧作業等）で施工されている。

□ □ 5. プレキャスト製品・材料等の品質が工場管理資料により的確に確認できる。

□ □ 6. 現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。

□ □ 7. 盛土の締固め管理（密度等）が適切に実施されていることが確認できる。

□ □ 8. 構造物との取り合いがよく、排水処理が適切に実施されている。

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断　□ できる　□ できない**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|
| | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |

| 評価値 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 90%以上 | a | a´ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a´ | b | b´ | b´ |
| | 60%以上75%未満 | b | b´ | c | c |
| | 60%未満 | b´ | c | c | c |

別紙－３（8）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農業土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | |
|---|---|---|---|
| | | **【共　通】** | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 |
| □ | □ | 1.施工基面が平滑に仕上り、所定の強度が確保されている。（出来上りが波打っていない） | |
| □ | □ | 2.二次製品の受け取りを現場代理人などの責任ある者が、製品を確認し受取り、損傷のないもので施工されている。 | |
| □ | □ | 3.二次製品規格の現場チェックがなされている。（土木部汎用二次製品は除く） | 上記に該当すれば・・・e |
| | | **【護　岸】** | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 |
| □ | □ | 1.裏込材・胴込めコンクリートの充填または締固めが充分で、空隙が生じていない。 | |
| □ | □ | 2.緑化ブロック・石積み（張）・法枠・かごマット等で材料のかみ合わせ、または連結が適切で、裏込材の吸い出しの恐れがない。 | |
| □ | □ | 3.護岸工の端部や曲線部の処理・強度・水密性が適切である。 | 上記に該当すれば・・・d |
| □ | □ | 4.遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が適切である。 | |
| □ | □ | 5.植生工で、植生の種類・品質・配合・施工後の養生が適切である。 | |
| □ | □ | 6.矢板の品質がミルシート等で確認できる。 | |
| □ | □ | 7.矢板打ち込みは、導材を設置し、ぶれ・よじれ・倒れがなく、かみ合わせが適切である。 | |
| □ | □ | 8.材料の品質規格証明書等が整備されている。 | |
| □ | □ | 9.製品の品質管理が適切に行われ、納入月日が確認できる。 | |
| □ | □ | 10.ブロックマットのアンカーピンの配置、打ち込みが適切になされている。 | |
| □ | □ | 11.ブロックマットは、所定の幅で重ねられている。 | |
| □ | □ | 12.丁張りを２重、３重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のため細心の注意をはらっている。 | |
| □ | □ | 13.鉄線蛇籠工の使用では、詰め石のために籠が変形していないことが確認できる。 | |
| □ | □ | 14.口締めの閉じ、鉄筋はよくねじれ堅く締められている。 | |
| □ | □ | 15.有害なクラックや損傷が無い。 | |

| 考査項目 | 細別 |
|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅱ．品質（中間）<br>①農業土木工事<br>①-４河川工事（護 |

岸・根固・水制工事）

【根固・水制】

□ □ 1.根固工・水制工・沈床工・捨石工等で、材料の連結またはかみ合わせが適切である。

□ □ 2.設置間隔、高さ等が設計図書どおりに施工されている。

□ □ 3.鉄線等での結束は、緩みなく緊張していることが確認できる。

□ □ 4.コンクリートブロックの転置・仮置に際し、強度確認を行っている。

□ □ 5.設置されたブロックに破損や補修痕のないことが確認できる。

□ □ 6.異形ブロック等を現場で製作のものは、型枠搬入時に仮組等を実施し、寸法・歪み・傷等をチェックしている。

□ □ 7.異形ブロックの製作で豆板・かけ・型枠の目違いが規定の範囲であることが確認できる。

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断　□ できる　□ できない**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 60%未満 | b´ | c | c | c |

**※有害なクラックが発生した構造物について（別紙－４を参照）**

有害なクラックがある場合、補修ありｃ評価、補修なしｄまたはｅ評価とする。

**クラックの発生**　☐ **有り**　☐ **無し**

☐ **ｃ評価**

☐ **ｄ評価**

☐ **ｅ評価**

別紙－３（9）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□に**レ**マークを記入する。　　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農業土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | |
|---|---|---|---|
| | | **【工場製作関係】** | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 |
| □ | □ | 1.鋼材の員数照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認されている。 | |
| □ | □ | 2.塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。 | |
| □ | □ | 3.素地調整の場合、第１種ケレン後４時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 | 上記に該当すれば・・・**e** |
| □ | □ | 4.塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。 | |
| □ | □ | 5.塗料の品質が出荷証明書・塗料証明書で確認できる。 | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 |
| □ | □ | 6.塗装前の処理が適切に実施されていることが確認できる。 | |
| □ | □ | 7.仕様書に定められた制限内の気温・湿度の条件下で塗装を行っていることが確認できる。 | |
| □ | □ | 8.溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 | 上記に該当すれば・・・**d** |
| □ | □ | 9.放射性透過試験により溶接箇所の試験結果報告書が作成され、適正に実施されたことが確認できる。 | |
| □ | □ | １０.キャンバーが規格どおりに確保されている。 | |
| | | **【架設関係】** | |
| □ | □ | 1.ボルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。 | |
| □ | □ | 2.ボルトの締付機・測定機器のキャリブレーションを実施している。 | |
| □ | □ | 3.支承の据付で、コンクリート面のチッピング及びモルタル付着が確認でき、仕上げ面に水切り勾配がついている。 | |
| □ | □ | 4.ボルトの品質がミルシート等で確認できる。 | |
| □ | □ | 5.架設の結果、塗装面を損傷していない。 | |
| □ | □ | 6.現場塗装で塗り残し、むら等がない。 | |
| □ | □ | 7.鋼材の保管にあたり変形及び塗装面に損傷を与えないように適切に管理されている。 | |

**３．出来形及び出来ばえ**　**Ⅱ．品質（中間）①農業土木工事①-５鋼橋工事（RC**

床版工事はコンクリート構造物に準ずる）

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断　☐ できる　☐ できない**

☐ ばらつき５０%以下

☐ ばらつき８０%以下

☐ ばらつき８０%超え

☐ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |
| | 60%未満 | **b´** | **c** | **c** | **c** |

別紙－３（10）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農林土木及び林業土木工事施工管理基準その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 |
|---|---|---|
| | | **【共　通】** |
| □ | □ | 1.地山との取り合わせが適切に行われている。 |
| □ | □ | 2.施工基面が平滑に仕上げられ、所定の強度が確保されている。（出来上がりが波打っていない） |
| □ | □ | 3.材料の品質規定証明書が整備されている。 |
| | | **【コンクリート堰堤工、床止工】** |
| □ | □ | 1.設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/ｃ・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。（ＪＩＳＡ－５３０８以外の生コンを使用する場合） |
| □ | □ | 2.コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度、スランプ・空気量等が確認できる。 |
| □ | □ | 3.施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、バイブレーターによる締固、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） |
| □ | □ | 4.型枠、支保工の組立が適正で、コンクリート打設後、取り外し時期がコンクリート強度等で適正に管理されてiいる。 |
| □ | □ | 5.コンクリートの打ち直しや補修の痕跡がない。 |
| □ | □ | 6.コンクリート打設時に雨水やわき水が適切に処理されている。 |
| □ | □ | 7.コンクリートの現場養生用の供試体が当該現場のものであることが確認できる。 |
| □ | □ | 8.コンクリート打設前に打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 |
| □ | □ | 9.コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 |
| □ | □ | １０.鉄筋の組立・加工が適切であることが確認できる。 |
| □ | □ | １１.基礎地盤が確認され、適切に基盤面が仕上げられていることが確認できる。 |
| □ | □ | １２.掘削法面勾配が、正確に施工されていることが確認できる。 |
| □ | □ | １３.排水パイプ、吸い出し防止材が適切に施工されていることが確認できる。 |

| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅱ．品質（中間） | ①農業土木工事 | ①-６地すべり防止 |
|---|---|---|---|

□ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。

上記に該当すれば・・・e

□ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。

上記に該当すれば・・・d

| | | | |
|---|---|---|---|
| 工事等 | □ | □ | １４. 床固め及び帯工等との取り付け部が適切に施工されている。 |
| | □ | □ | １５. 流路工の付属物の施工が適切に施工されている。 |
| | □ | □ | １６. リフトスケジュールが作成され、コンクリート打設時期・養生が適切に行われている。 |
| | □ | □ | １７. 有害なクラックや損傷が無い |
| | | | **【かご工】** |
| | □ | □ | １. かご工の積み方が適正で、変形がなく、垂直に立ち上がっている。 |
| | □ | □ | ２. かごは芋目地にならないよう交互に積み上げられている。 |
| | □ | □ | ３. 層積みの線が中だるみなく、水平に整っている。 |
| | □ | □ | ４. 口締めの閉じ、鉄筋はよくねじれ堅く締められている。 |
| | □ | □ | ５. かごマット・蛇篭の詰め石の施工が適切で空隙が生じていない。 |
| | □ | □ | ６. かごマット・蛇篭の中詰め石が仕様書に定められた大きさで施工されている。 |
| | | | **【集水井工】** |
| | □ | □ | １. ライナープレート等の組立にあたり、偏心と歪みに配慮し、施工を行っている。 |
| | □ | □ | ２. ライナープレート等と地山との隙間が少なくなるように施工を行っている。 |
| | □ | □ | ３. 地すべり状況を把握し、掘削中の地盤構造、湧水の記録が整備されている。 |
| | □ | □ | ４. ライナープレート等を確実に固定できるように掘削が入念に施工され、ライナープレート端に触れることなく、鉛直方向に正確に施工されていることが確認できる。 |
| | □ | □ | ５. ライナープレート等が仕様書に示す深さごとに１枚ずつ実施されていることが確認できる。 |
| | □ | □ | ６. ライナープレート等の接続（ボルトと締付）が仕様書に示すとおりに実施されている。 |
| | | | **【抑止杭工】** |
| | □ | □ | １. 杭に損傷及び補修痕がないことを確認できる。 |
| | □ | □ | ２. 既製杭の打ち止めの管理方法、又は場所打ち杭の施工管理方法が整理され、かつ、記録で確認できる。 |
| | □ | □ | ３. 杭の偏心管理が確認できる。 |
| | □ | □ | ４. 溶接の品質管理に関して、仕様書等に定められた事項が確認できる。 |
| | □ | □ | ５. 杭の継ぎ手溶接、あるいは接続が丁寧に施工されていることが確認できる。 |
| | □ | □ | ６. グラウト及び中詰コンクリートが、丁寧に施工されていることが確認できる。 |
| | □ | □ | ７. グラウトの泥水処理において、的確に施工されていることが確認できる。 |
| | | | **【承水路工・排水路工】** |

□ □ 1. 施設の出来あがりに凹凸がなく、丁寧に仕上げられている。
□ □ 2. 既設道路及び水路施設等との取付けがなじみが良く、施工されている。
□ □ 3. 構造物側面の埋戻しは、仕様書で示す条件により締め固めが実施されている。
□ □ 4. 継目が仕様書で示す条件により施工されている。

**【水抜きボーリングエ】**

□ □ 1. 孔口間隔が正確であり、孔口の接続が丁寧に仕上げられている。
□ □ 2. 保孔管内部の洗浄作業が確認できる。
□ □ 3. 保孔管のストレーナー加工が適切であることが確認できる。
□ □ 4. 孔口部の土砂崩壊防止、排水口の流末処理、侵食防止が適切に施工されている。
□ □ 5. 集・排水ボーリングエの方向、角度、及び長さが設計図書に示されたとおりに適正になるよう施工上の配慮がなされている。
□ □ 6. 検尺について監督員の立合または、指示により確認されている。
□ □ 7. 保孔管が掘削全延長に挿入されていることが確認できる。

**【落石・雪崩防止工】**

□ □ 1. 材料の品質規格証明書等が整備されている。
□ □ 2. 施工基面が乱さないように施工されている。
□ □ 3. 設置位置、設置の方向などが適正に施工されている。
□ □ 4. 基礎が地山となじみよく施工されている。
□ □ 5. 基礎周辺の湧水の処理、及び流水の洗堀に処理がなされている。
□ □ 6. ワイヤ式の防護工の場合は、張力にゆるみがないことが確認できる。

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断　□ できる　□ できない**

□ ばらつき５０%以下
□ ばらつき８０%以下
□ ばらつき８０%超え
□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |
| | 60%未満 | **b´** | **c** | **c** | **c** |

**※有害なクラックが発生した構造物について（別紙－４を参照）**

有害なクラックがある場合、補修ありｃ評価、補修なしｄまたはｅ評価とする。

**クラックの発生**　☐ **有り**　☐ **無し**

☐ **ｃ評価**

☐ **ｄ評価**

☐ **ｅ評価**

別紙－３（11）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農林土木及び林業土木工事施工管理基準その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | |
|---|---|---|---|
| | | **【共　通】** | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 |
| □ | □ | 1.できあがりの平坦性が確保されている。 | |
| □ | □ | 2.排水勾配が適正にセットされ、水溜まりが生じていない。 | |
| □ | □ | 3.乗り入れ箇所などの接合部がスムーズに取り付けられている。 | 上記に該当すれば・・・e |
| □ | □ | 4.歩車道境界ブロックなどの製品物の並びがきれいに通っている。 | |
| □ | □ | 5.付属構造物との接合部など、路面にたわみがない。 | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 |
| | | **【路体・路床・路盤工関係】** | 上記に該当すれば・・・d |
| □ | □ | 1.路体盛土の施工前に段切り等が適切に行われている。 | |
| □ | □ | 2.路体盛土の締め固めを適切な条件で施工されている。 | |
| □ | □ | 3.路床路盤工のプルフローリングを行っており、沈下等の不具合があった場合は、良質の材料と入れ替えるなどの対策を行っている。 | |
| □ | □ | 4.軟弱地盤など路床工にとって不適合なものに対し、対応策が取られている。 | |
| □ | □ | 5.材料が分離しないようにおろす位置、方法が適正な方法で行われている。 | |
| □ | □ | 6.構造物周辺の締固め等が、適切に行われている。 | |
| □ | □ | 7.路体・路床・路盤工の密度管理が適切に行われている。 | |
| □ | □ | 8.材料の品質証明書が整理されている。 | |
| □ | □ | 9.掘削面の凹凸を除去し、均一な路床安定処理工が実施されている。 | |
| □ | □ | 10.舗装の出来あがりを左右する路盤工が平坦に出来上がっていることが確認できる。 | |
| □ | □ | 11.設計図書に基づき、所定の厚さ管理が行われ、かつ品質管理が実施されている。 | |
| □ | □ | 12.構造物とのすり付けが適正に実施され、ゆるんだところがない。 | |

| 3. 出来形及び出来ばえ | Ⅱ. 品質（中間）①農業土木工事①-7道路工事・舗 |
|---|---|

| | | | |
|---|---|---|---|
| 装工事 | □ | □ | １３. 設計図書通りの施工に、水溜まりなく、表面仕上げにキャタビラの跡がなく、平坦に仕上がっている。 |
| | □ | □ | １４. 構造物周辺の締め固め等で振動ローラ等による入念な施工が実施されている。 |
| | □ | □ | １５. 路盤材に不適な混合物の混入防止が図られ、混入のないことが確認できる。 |
| | | | **【アスファルト舗装関係】** |
| | □ | □ | １. 設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われており、適切な混合物の規格が確認できる。（アスファルト混合物の事前審査制度の適用工事は除く） |
| | □ | □ | ２. 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 |
| | □ | □ | ３. 舗設後、直ちに供用する必要のある現場で、交通解放時の温度管理を適切に行っている。 |
| | □ | □ | ４. 舗設の各層の継ぎ目が仕様書に定められた数値以上にずらしていることが確認できる。 |
| | □ | □ | ５. 目地の処理が仕様書に定められたとおりであることが確認できる。 |
| | □ | □ | ６. 気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業（締め固め等）の配慮が行われている。 |
| | □ | □ | ７. 乳剤が均一に散布され、第３者への飛散防止対策、及び構造物への付着などに細心の注意が払われている。 |
| | □ | □ | ８. アスカーブの施工において細かな配慮がなされ、丁寧に施工されている。 |
| | □ | □ | ９. 路肩処理、縁端処理の施工において細やかな配慮がなされ、丁寧に施工されている。 |
| | | | **【コンクリート舗装関係】** |
| | □ | □ | １. 設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/ｃ・最大・塩基総量等）が確認できる。（ＪＩＳＡ－５３０８以外の生コンを使用する場合） |
| | □ | □ | ２. コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度、スランプ・空気量等が確認できる。 |
| | □ | □ | ３. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、バイブレーターによる締固、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） |
| | □ | □ | ４. コンクリート打設までのチェアー、タンバー等の保管管理が適正であることが確認できる。 |
| | □ | □ | ５. コンクリート版の４隅、スリップバー、タンバー等の付近は、分離したコンクリートが集まらないようにしている。 |
| | □ | □ | ６. コンクリート舗装の表面は粗面仕上げで、かつ平坦、緻密、堅硬な表面仕上げになっている。 |
| | □ | □ | ７. コンクリート舗装の表面仕上げで縦方向に凹凸がない。 |
| | □ | □ | ８. 目地の隣り合わせの舗装面に段差がない。 |
| | | | **【橋面舗装】** |
| | □ | □ | １. 橋面舗装では、舗装に先駆け行う防水工においてむらがなく、橋面の防水前、及び施工後の測定を行っている。 |
| | □ | □ | ２. 水の浸入を防止する舗装端部の処理が適正に施工されている。 |
| | □ | □ | ３. 防水シートは、橋面部を洗浄し、水分計等で床版が十分に乾燥したことを確認した後に付着を適切に行っている。 |

□ □ 4.舗装コアを採取しない場合は、別途適切な方法で密度管理を行っている。

□ □ 5.床版工のスペーサーは、本体コンクリートと同等の品質で１m2当たり４個以上の設置が確認できる。

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断　□ できる　□ できない**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |
| | 60%未満 | **b´** | **c** | **c** | **c** |

別紙－３（12）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農業土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | 判定 |
|---|---|---|---|
| | | **【共　通】** | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 |
| □ | □ | 1.施工基面が平滑に仕上げられている。 | |
| □ | □ | 2.湧水・地表水の処理が適切で侵食・亀裂等がない。 | |
| □ | □ | 3.ラス張工は、地山に均等になじむように張られ、浮いているところがないように施工されている。 | 上記に該当すれば・・・e |
| □ | □ | 4.金網・ネット等が仕様書の通り施工され、仕上げ面から適正な間隔を保ち固定されている。 | |
| □ | □ | 5.法肩の地山への巻き込みが適正に施工されている。 | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 |
| □ | □ | 6.ネットの設置にあたり法面への固定方法が適切である。 | |
| □ | □ | 7.地山表面の不純物の除去が確実に実施されている。 | |
| | | | 上記に該当すれば・・・d |
| | | **【種子吹付工・客土吹付工・厚層基材吹付工関係】** | |
| □ | □ | 1.土壌試験を実施し、施工に反映している。 | |
| □ | □ | 2.ネット等の重ね幅が１０ｃｍ以上確保されている。 | |
| □ | □ | 3.吹付厚さが均等である。 | |
| □ | □ | 4.吹付け厚さによって必要な場合、２層以上の吹き付けは、層を分けて施工していることが確認できる。 | |
| □ | □ | 5.跳ね返り材料が適切に処理されている。 | |
| □ | □ | 6.厚さによる２層以上の吹き付けでは、剥離がないことが確認できる。 | |
| □ | □ | 7.種子の品質が適正なことが書類等で確認できる。 | |
| | | **【コンクリートまたはモルタル吹付工関係】** | |
| □ | □ | 1.金網等の重ね幅が１０ｃｍ以上確保されている。 | |
| □ | □ | 2.吹付け厚さが均等である。 | |

**３．出来形及び出来ばえ**　**Ⅱ．品質（中間）**　**①農業土木工事**　**①-８法面工事**

□ □ 3. 跳ね返り材料が適切に処理されている。
□ □ 4. 金網が仕様書の通り施工され、仕上げ面から適正な間隔を保ち固定されている。
□ □ 5. 金網等の設置にあたり、法面への固定方法が適切である。
□ □ 6. 水抜きパイプが適切に配置されている。

**【現場打ち法枠工関係】**

□ □ 1. アンカーの施工長さが確認できる。
□ □ 2. 現場養生が適切に行われていることが確認できる。
□ □ 3. 枠内に空隙がないことが確認できる。
□ □ 4. 層間に、はく離がないことが確認できる。
□ □ 5. 跳ね返り材料が適切に処理されている。
□ □ 6. アンカーが確実に固定されている。

**【アンカーエ】**

□ □ 1. ボルトの締付確認が実施され、適切に管理されている。
□ □ 2. ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。
□ □ 3. アンカー施工までの定着具、テンドン等の保管管理が適正である。
□ □ 4. アンカー等の組み立て・加工が適正で損傷・汚れがない。
□ □ 5. グラウト注入のセメントミルクの品質・強度及び充填確認が資料等により確認できる。
□ □ 6. 削孔の位置・削孔長・方向について確認できる記録が管理されている。
□ □ 7. 削孔内の洗浄が適切に施工され、スライムの除去が資料で確認できる。
□ □ 8. 設計アンカーの耐力確保のためにジャッキの試験成績表に基づき、定着荷重の資料が整備されている。
□ □ 9. 材料・製品の品質・規格等がミルシート等により確認できる。

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**
**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断　□ できる　□ できない**

□ ばらつき５０%以下
□ ばらつき８０%以下
□ ばらつき８０%超え
□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | ばらつきが小さい | ばらついている | ばらつきが大きい | |
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |
| | 60%未満 | **b´** | **c** | **c** | **c** |

別紙－３（13）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□に**レ**マークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農業土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | |
|---|---|---|---|
| | | **【共　通】** | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 |
| □ | □ | 1.水平度・安全度・鉛直度等が確認できる。 | |
| □ | □ | 2.掘削深度・排出土砂・孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度・比重が適切に管理されている。 | |
| □ | □ | 3.ケーシングをはじめ、加工組立した鉄筋等について細心の注意で施工されている。（バランス良い吊り） | 上記に該当すれば・・・**e** |
| □ | □ | 4.裏込材注入の圧力等が施工記録により確認できる。 | |
| □ | □ | 5.測定機器のキャリブレーションを実施している。 | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 |
| | | **【深礎工】** | |
| □ | □ | 1.ライナープレート等の組立にあたって、偏心と歪みが少なくなるよう配慮されている。 | 上記に該当すれば・・・**d** |
| □ | □ | 2.支持地盤の確認が、ボーリングデーター等により適格に実施されている。 | |
| | | **【既製杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒等）】** | |
| □ | □ | 1.杭の損傷及び補修痕がない。 | |
| □ | □ | 2.杭の打止め管理方法が整備され、支持強度等に係る記録が確認できる。 | |
| □ | □ | 3.溶接の品質管理に関して仕様書で定められた事項が確認できる。 | |
| □ | □ | 4.打ち込み機械が堅個な足場に固定され、施工されていることが確認できる。 | |
| □ | □ | 5.溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 | |
| □ | □ | 6.杭頭処理にあたり、設計図書に基づき適切な処理が実施されている。 | |
| □ | □ | 7.杭先端の根固め工法において、品質が確保されたセメントミルクにより施工され、打設量が確認できる。 | |
| | | **【場所打ち杭関係】** | |

**３．出来形及び出来ばえ**　**Ⅱ．品質（中間）①農業土木工事　①-９基礎工事**

□ □ 1. 杭の施工管理方法が整備され、かつ記録が確認できる。
□ □ 2. 場所打ち杭についてトレミー管をコンクリート内に２ｍ以上入れて施工していることが確認できる。
□ □ 3. 鉄筋の加工組立及び設置が適正に行われている。
□ □ 4. スライム処理が適正に行われていることが確認できる。

**【ケーソン】**

□ □ 1. ケーソンの位置及び沈下速度が管理資料から適正であることが確認できる。
□ □ 2. 施工基盤が平板載荷試験で堅固であることが確認できる。
□ □ 3. 型枠は、表面がきれいになっているものを使うために適正に処理がなされている。
□ □ 4. 打ち継ぎ目の処理が適切に行われている。

**【コンクリート工（場所杭の中詰め用等）】**

□ □ 1. 設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行なわれており、適切なコンクリートの規格（強度・W／C
・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。（ＪＩＳ　Ａ－５３０８以外の生コンを使用する場合）
□ □ 2. コンクリート打設時に必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。
□ □ 3. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間・打設時の投入高さ等が適切に行われている。
□ □ 4. コンクリートの現場養生用の供試体が当該現場のものであることが確認できる。
□ □ 5. 機器及び部品等で性能検査をするものは、製造者又は公的機関の証明書が整理されている。
□ □ 6. コンクリート及びセメントコンクリート製品の使用にあたりアルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認している。
（高炉セメントＢ種・Ｃ種を使用したコンクリートの場合は評価対象から除外する。）
□ □ 7. コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。
□ □ 8. 鉄筋の組立・加工が適切であることが確認できる。
□ □ 9. スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。
□ □ １０. 鉄筋圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。
□ □ １１. 鉄筋の規格・引張強度・曲げ強度の試験値をミルシート等で確認できる。

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**
**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断**　□ **できる**　□ **できない**

□ ばらつき５０%以下
□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |
| | 60%未満 | **b´** | **c** | **c** | **c** |

別紙－３（14）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□に**レ**マークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農業土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | |
|---|---|---|---|
| | | **【共　通】** | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 |
| □ | □ | 1.使用材料は、数量をはじめ、安全性が確認できる品質証明書が整理されている、 | |
| □ | □ | 2.施工ポイントにロッドのセンターが合っているか、ロッドの寸法及び残尺をもって確認できる。 | |
| □ | □ | 3.機械の安定を確保し、垂直精度を確認し、孔曲がりの防止につとめ、水平度・鉛直度が確保されている。 | 上記に該当すれば・・・**e** |
| □ | □ | 4.注入量は、流量計を使用し、規定分の注入材を注入したことが確認できる。 | |
| □ | □ | 5.改良地盤にあっては、改良間が規定通りに改良がなされ、強弱がないことが確認できる。 | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 |
| □ | □ | 6.工事着手前に配合試験、一軸圧縮試験等を実施し、それに基づいた施工が実施されている。 | |
| | | **【薬液注入工】** | 上記に該当すれば・・・**d** |
| □ | □ | 1.薬液の配合は、常に設定されたゲルタイムになるように日々管理がなされている。 | |
| □ | □ | 2.注入順序はステップアップ方式とし正規の間隔で引き上げ管理していることが確認できる。 | |
| □ | □ | 3.注入は、吐出量を一定に保つように圧力管理が実施されている。 | |
| □ | □ | 4.注入状況を証明する記録用紙には、監督員の検印されたもので整理されている。 | |
| □ | □ | 5.注入完了後は、設計を満足する結果かどうかを透水試験等により確認されている。 | |
| □ | □ | 6.薬液注入箇所周辺の地下水及び公共用水域等の水質汚濁の状況を監視し、測定結果が水質基準に適合している。 | |
| | | **【高圧噴射撹拌工】** | |
| □ | □ | 1.噴射テストにより施工仕様の確認を実施している。 | |
| □ | □ | 2.造成の際には、圧力・回転数などの施工仕様に基づき管理されていることが確認できる。 | |
| □ | □ | 3.注入材の管理は、常に練り上がった注入材の比重をマッドバランスで管理し、日々測定の比重管理が実施されている。 | |
| □ | □ | 4.規定の有効径が確保され、一軸圧縮強度試験により強度管理されている。 | |

**３．出来形及び出来ばえ**　**Ⅱ．品質（中間）①農業土木工事　①-10地盤改良工事**

（サンドマット等は【盛土・築提】で評定）

□ □ 5.六価クロム溶脱に対する確認が実施され、本工事が実施されている。

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断　□ できる　□ できない**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |
| | 60%未満 | **b´** | **c** | **c** | **c** |

別紙－３（15）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農林土木及び林業土木工事施工管理基準その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 該当 | 評価 | 「評価対象項目」 | |
|---|---|---|---|
| | | **３．出来形及び出来ばえ　Ⅱ．品質（中間）　①農業土木工事　①-11暗渠排水工事** | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。<br>上記に該当すれば・・・**e** |
| □ | □ | 1．仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 | |
| □ | □ | 2．材料の品質規定証明書が整備されている。 | |
| □ | □ | 3．仕様書等で示す条件により締固めが実施されている。 | |
| □ | □ | 4．管布設の際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 | |
| □ | □ | 5．被覆材の投入が適切に実施されている。 | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。<br>上記に該当すれば・・・**d** |

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が２項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断**　□ **できる**　□ **できない**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a´ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a´ | b | b´ | b´ |
| | 60%以上75%未満 | b | b´ | c | c |
| | 60%未満 | b´ | c | c | c |

別紙－３（16）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農業土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 |
|---|---|---|
| | | **３．出来形及び出来ばえ　Ⅱ．品質（中間）　①農業土木工事　①-12区画整理工事** |
| □ | □ | １．仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 |
| □ | □ | ２．材料の品質規定証明書が整備されている。 |
| □ | □ | ３．気象条件を考慮した施工が確認できる。 |
| □ | □ | ４．地表排水及び地下水（湧水）の処理が適切に行われていることが確認できる。 |
| □ | □ | ５．濁水の流出等の防止に十分留意して施工している。 |
| □ | □ | ６．石礫、根株等の除去は仕様書に定められたとおり実施されている。 |
| □ | □ | ７．表土剥ぎ取り、基盤切盛、畦畔築立、基盤整地、表土整地は、仕様書及び設計図書により施工されている。 |
| □ | □ | ８．進入路について耕作に支障がないように施工されている。 |
| □ | □ | ９．用・排水路の縦断勾配等については、ほ場面標高等を考慮して施工されている。 |
| □ | □ | １０．用・排水路の施工基面が平滑に仕上げられている。 |
| □ | □ | １１．構造物側面の盛土、埋戻しは、仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。 |
| □ | □ | １２．法面に有害なクラックや損傷がない。 |
| □ | □ | １３．二次製品、管のつり込み、据え付けの際に常に十分な注意を払っていることがうかがえる。 |
| □ | □ | １４．二次製品との取り付け部コンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。 |
| □ | □ | １５．設置後の製品に有害なクラックや損傷が無い。 |

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断**　□ **できる**　□ **できない**

□ ばらつき５０%以下

□ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補（手直し）指示を行った。

上記に該当すれば・・・**e**

□ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。

上記に該当すれば・・・**d**

☐ ばらつき８０%以下

☐ ばらつき８０%超え

☐ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |
| | 60%未満 | **b´** | **c** | **c** | **c** |

**※有害なクラックが発生した構造物について（別紙－４を参照）**

有害なクラックがある場合、補修ありｃ評価、補修なしｄまたはｅ評価とする。

**クラックの発生**　☐ **有り**　☐ **無し**

☐ **ｃ評価**

☐ **ｄ評価**

☐ **ｅ評価**

別紙－３（17）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農業土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 |
|---|---|---|
| □ | □ | 1.仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 |
| □ | □ | 2.材料の品質規格証明書等が整備されている。 |
| □ | □ | 3.盛土埋戻の施工について、設計書･仕様書等で示す条件により適切に行われている。 |
| □ | □ | 4.施工基面及び法面等が平滑に仕上げられている。（出来上がりが波を打っていない） |
| □ | □ | 5.護岸の端部や曲線部の処理・強度・水密性が適切である。 |
| □ | □ | 6.矢板の打ち込みは、導材を設置し、ぶれ、よじれ、倒れがなく、かみ合わせが適切である。 |
| □ | □ | 7.切梁、腹起類の接続部が適切に処理されている。 |
| □ | □ | 8.溶接施工上の注意事項（標準仕様書）が守られている。 |
| □ | □ | 9.塗装施工上の注意事項（標準仕様書）が守られている。 |
| □ | □ | １０.コンクリート構造物にきめ細かな施工がうかがえる。 |
| □ | □ | １１.有害なクラックや損傷が無い。 |
| □ | □ | １２.コンクリートの現場養生が仕様書の規定に従い適切に実施されている。 |
| □ | □ | １３.鉄筋の組立加工が適切であることが確認できる。 |
| □ | □ | １４.その他（理由: |

**３．出来形及び出来ばえ**

**Ⅱ．品質（中間）**

**①農業土木工事**

**①-13 矢板護岸工事**

□ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。

上記に該当すれば・・・**e**

□ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。

上記に該当すれば・・・**d**

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断**　□ **できる**　□ **できない**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |
| | 60%未満 | **b´** | **c** | **c** | **c** |

**※有害なクラックが発生した構造物について（別紙－４を参照）**

有害なクラックがある場合、補修ありｃ評価、補修なしｄまたはｅ評価とする。

**クラックの発生**　□ **有り**　□ **無し**

□ **ｃ評価**

□ **ｄ評価**

□ **ｅ評価**

別紙－３（18）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農業土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 |
|---|---|---|
| | | **３．出来形及び出来ばえ** |
| | | **Ⅱ．品質（中間）** |
| | | **①農業土木工事** |
| | | **①-14ため池工事** |
| □ | □ | １．仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 |
| □ | □ | ２．材料の品質規定証明書が整備されている。 |
| □ | □ | ３．建設発生土が適切に管理されている。 |
| □ | □ | ４．施工基面及び法面が平滑に仕上げられている。 |
| □ | □ | ５．雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施している。 |
| □ | □ | ６．気象条件を考慮した施工が確認できる。 |
| □ | □ | ７．段切り等が適切に施工されている。 |
| □ | □ | ８．構造物周辺の締固め等の処理を適正に行っている。 |
| □ | □ | ９．盛土・埋戻の施工について、設計書･仕様書等で示す条件により適切に行われている。（まき出し厚が均一、均等な転厚） |
| □ | □ | １０．シート施工面が平滑に仕上げられている。 |
| □ | □ | １１．シートの重ね幅が確保され、適切に接続されている。 |
| □ | □ | １２．構造物に有害なクラックや損傷が無い。 |
| □ | □ | １３．構造物の鉄筋の組立加工が適切であることが確認できる。 |
| □ | □ | １４．その他（理由： |

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断**　□ **できる**　□ **できない**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。

上記に該当すれば・・・**e**

□ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。

上記に該当すれば・・・**d**

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |
| | 60%未満 | **b´** | **c** | **c** | **c** |

**※有害なクラックが発生した構造物について（別紙－４を参照）**

有害なクラックがある場合、補修ありｃ評価、補修なしｄまたはｅ評価とする。

**クラックの発生**　□ **有り**　□ **無し**

□ **ｃ評価**

□ **ｄ評価**

□ **ｅ評価**

別紙－３（19）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農業土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | |
|---|---|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅱ．品質（中間）①農業土木工事 ①-15 消雪工事 | | |
| | | **【削井工・取水施設工】** | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 |
| □ | □ | １．材料の品質規格証明書等が整備されている。 | |
| □ | □ | ２．設計図書に示されたとおりにストレーナーの位置が正確に設置されている。 | |
| □ | □ | ３．ケーシングパイプの挿入に壁面の崩壊がないことが確認できる。 | 上記に該当すれば・・・e |
| □ | □ | ４．充填材に均一な砂利が使われている。 | |
| □ | □ | ５．井戸が鉛直であることが確認できる。 | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 |
| □ | □ | ６．揚水試験を適切に行い、施工に反映している。 | |
| □ | □ | ７．削井完了後、電気検層により記録が適正に管理されている。 | |
| □ | □ | ８．ポンプの据え付け位置が適切である。 | 上記に該当すれば・・・d |
| □ | □ | ９．電気設備及びポンプが正常に稼動することが確認できる。 | |
| □ | □ | １０．機器の性能・機能が設計図書どおりであることが確認できる。 | |
| □ | □ | １１．製造者による試験等が的確に行われ、設計図書に適合する証明書が整備されている。 | |
| □ | □ | １２．施工の品質・形状が的確で良好な施工である。 | |
| □ | □ | １３．機器の適切性が確認でき、試験運転の記録が確認できる。 | |
| □ | □ | １４．不可視部分が写真等の資料から適切に施工されていることが確認できる。 | |
| | | **【散水工】** | |
| □ | □ | １．コンクリート二次製品の場合は、損傷のないもので、品質・規格が証明書により確認できる。 | |
| □ | □ | ２．アスファルトカッターによる舗装切断は、慎重な施工によるやり直しがないことが確認できる。 | |
| □ | □ | ３．掘削面以下を乱さないように入念に施工され、施工基面が平坦に仕上げられている。 | |
| □ | □ | ４．補修痕等がなく、施工方法が適正に行われたことが工事中写真等の記録により確認できる。 | |

□ □ ５.ノズルのコンクリート面が平坦に仕上げられ、孔の位置が流動方向を考慮して適切に設置されている。

□ □ ６.既設構造物との取り合い及び曲線部の施工が適切に行われている。

□ □ ７.鉄筋及びコンクリートの施工が適切に行われている。

□ □ ８.二次製品は、ブロックの接合でねじれがなく、滑らかで、かつ適切な隙間間隔で施工されていることが確認できる。

□ □ ９.現場打ちのノズル位置が適正に設置されていることが確認できる。

□ □ １０.二次製品の設置後の埋め戻しは、締め固めに注意が払われ、適切に行われ、沈下の状況がなく、隣接ブロック滑らかである。

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断　□ できる　□ できない**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |
| | 60%未満 | **b´** | **c** | **c** | **c** |

別紙－３（20）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農林土木及び林業土木工事施工管理基準その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | |
|---|---|---|---|
| | | **【共　通】** | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 |
| □ | □ | 1.マンホールにおいて出来形管理基準を満足し、連結部には止水シール、止水ゴムが適切に設置されている。 | |
| □ | □ | 2.インバートは形状、勾配等が適正で漏水がない。 | |
| □ | □ | 3.防食被覆が入念に実施され、かつ表面が滑らかである。 | 上記に該当すれば・・・e |
| □ | □ | 4.マンホールにおいて各部材にクラック等がなく、漏水がない。 | |
| □ | □ | 5.マンホールの足掛金具の位置、方向、出が適正で、鉄蓋位置については、ガタツキがなく仕上がり、天端高さも適正である。 | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 |
| □ | □ | 6.材料の品質規格証明書等が整備されている。 | |
| □ | □ | 7.出来形管理基準を満足しており、目立った屈曲や沈下がない。 | 上記に該当すれば・・・d |
| □ | □ | 8.管渠において漏水個所がなく、影響を与えるクラックや変形がない。 | |
| □ | □ | 9.管渠継ぎ手部及びマンホール連結部の目地仕上げが良好である。 | |
| □ | □ | 10.不可視部分が写真等の資料から適正に施工されていたことが確認できる。 | |
| □ | □ | 11.マンホール用品の規格・品質がミルシートで確認できる。 | |
| □ | □ | 12.管渠の規格・品質がミルシートで確認できる。 | |
| | | **【開削工】** | |
| □ | □ | 1.管渠継ぎ手部ボルトの締め付け確認が実施され、適正に記録が管理されている。 | |
| □ | □ | 2.置き換えのための掘削を行うにあたり掘削面以下を乱さないように施工している。 | |
| □ | □ | 3.埋め戻しにおいて締固めが適正な方法で施工されており、工事終了後に沈下がない。 | |
| □ | □ | 4.混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 | |
| □ | □ | 5.管渠の接合状況が良好であることが確認できる。 | |

| 3. 出来形及び出来ばえ | Ⅱ. 品質（中間）①農業土木工事 ①-16 集落排水工事 |
|---|---|

（管渠工）

□ □ 6. 管の周辺に空隙、ゆるみがない

**【推進工】**

□ □ 1. 防食被覆が入念に施工されていることが確認できる。
□ □ 2. 管底に水がたまった形跡がない。
□ □ 3. 薬液注入工において削孔・注入の状況及び効果が管理資料から確認できる。
□ □ 4. 排水処理工において送排泥管の流量測定記録、逸水の管理が適正に実施されていることが確認できる。
□ □ 5. 測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。
□ □ 6. 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。
□ □ 7. 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。

**【シールド】**

□ □ 1. セグメントの規格・品質がミルシートで確認できる。
□ □ 2. 溶接作業にあたり作業員の技量確認を行っている。
□ □ 3. 二次コンクリート打設前に付着物除去のための十分な水洗清掃を行っていることが確認できる。
□ □ 4. 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。
□ □ 5. シールド推進作業等がデータで確認できる。
□ □ 6. 裏込め注入状況がデータで確認できる。
□ □ 7. 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断　□ できる　□ できない**

□ ばらつき５０%以下
□ ばらつき８０%以下
□ ばらつき８０%超え
□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |
| | 60%未満 | **b´** | **c** | **c** | **c** |

別紙－３（21）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□に**レ**マークを記入する。　　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農業土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | |
|---|---|---|---|
| | | **【共　通】** | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 |
| □ | □ | 1.設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行なわれており、適切なコンクリートの規格（強度・W／C・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。（ＪＩＳ　Ａ－５３０８以外の生コンを使用する場合） | |
| □ | □ | 2.コンクリート打設時に必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 | 上記に該当すれば・・・**e** |
| □ | □ | 3.施工条件及び気象条件に適した運搬時間・打設時の投入高さ・バイブレータによる締固・養生方法等を適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 |
| □ | □ | 4.型枠、支保工の組立が適正で、コンクリート打設後、取り外し時期がコンクリート強度等で適正に管理されている。 | |
| □ | □ | 5.鉄筋の規格・引張強度・曲げ強度の試験値をミルシート等で確認できる. | |
| □ | □ | 6.コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 | 上記に該当すれば・・・**d** |
| □ | □ | 7.スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 | |
| □ | □ | 8.鉄筋圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 | |
| □ | □ | 9.鉄筋の組立・加工が適切であることが確認できる。 | |
| □ | □ | １０.コンクリート打設時に雨水やわき水が適切に処理されている。 | |
| □ | □ | １１.コンクリートの現場養生用の供試体が当該現場のものであることが確認できる。 | |
| □ | □ | １２.コンクリートの打ち直しや補修の痕跡がない | |
| □ | □ | １３.施工の打ち継ぎ目では、コンクリート打設前の清掃等が適切に行われている。 | |
| □ | □ | １４.有害なクラックや損傷がない。 | |
| | | **【製作関係】** | |
| □ | □ | 1.製品の員数をはじめ規格の照合がミルシート等（現場照合を含む）で確認できる。 | |
| □ | □ | 2.作業実施前に装置（機器）のキャリブレーションが実施されている。 | |

**３．出来形及び出来ばえ**　**Ⅱ．品質（中間）①農業土木工事**　**①-17 コンクリー**

ト橋工事（ＰＣ及びＲＣを対象）

□ □ ３．スペーサーの材料が適正で、品質が確認できる。

□ □ ４．プレビーム桁のプレフレクション管理が適切に実施されている。

□ □ ５．緊張及びグラウト管理が適切に管理されている。

□ □ ６．プレストレッシング時のコンクリート強度が最大圧縮応力度の１．７倍以上であることが確認できる。

**【架設関係】**

□ □ １．支承の据付で、コンクリート面のチッピング及びモルタルでの付着が確認でき、仕上げ面に水切り勾配がついている。

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断　□ できる　□ できない**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |
| | 60%未満 | **b´** | **c** | **c** | **c** |

**※有害なクラックが発生した構造物について（別紙－４を参照）**

有害なクラックがある場合、補修ありｃ評価、補修なしｄまたはｅ評価とする。

**クラックの発生**　☐ **有り**　☐ **無し**

☐ **ｃ評価**

☐ **ｄ評価**

☐ **ｅ評価**

別紙－３（22）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□に**レ**マークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農業土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 |
|---|---|---|
| □ | □ | １.塗装する面が乾燥状態であることが確認できる（重ね塗りの場合も含む） |
| □ | □ | ２.ケレンが入念に実施されていることが確認できる。 |
| □ | □ | ３.施工時の天候・気温及び湿度等の条件が整理・記録されており、適正な気象条件下で塗装をしている。 |
| □ | □ | ４.塗料を使用前に攪拌し、容器底部に顔料が沈殿していないことが確認できる。 |
| □ | □ | ５.塗料に有害な付着物がない。 |
| □ | □ | ６.塗料の空缶管理が写真等で確実に確認できる。 |
| □ | □ | ７.上向きなど塗装しにくいところが入念に施工されている。 |
| □ | □ | ８.締め付けボルト、橋台と桁の間及び隅の所で塗り残しがない。 |
| □ | □ | ９.仮設足場の跡などの塗り残し、色違いの塗装のないことが確認できる。 |
| □ | □ | １０.塗膜の表面に気泡・へこみがないことが確認できる。 |
| □ | □ | １１.設計図書に示された数量が使用前後で資料により確認できる。 |

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断**　**□ できる　□ できない**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

□ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。

上記に該当すれば・・・**e**

□ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。

上記に該当すれば・・・**d**

**３．出来形及び出来ばえ**

**Ⅱ．品質（中間）①農業土木工事**

**①-18 塗装工事**

評価値（　　）％＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０％以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０％以上～９０％未満・・・**a´**

評価値が７０％以上～８０％未満・・・**b**

評価値が６０％以上～７０％未満・・・**b´**

評価値が６０％未満・・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |
| | 60%未満 | **b´** | **c** | **c** | **c** |

別紙－３（23）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農業土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 |
|---|---|---|
| | | **【共　通】** |
| □ | □ | 1.設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行なわれており、適切なコンクリートの規格（強度・W／C・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。（ＪＩＳ　Ａ－５３０８以外の生コンを使用する場合） |
| □ | □ | 2.コンクリート打設時に必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 |
| □ | □ | 3.施工条件及び気象条件に適した運搬時間・打設時の投入高さ・バイブレータによる締固・養生方法等を適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） |
| □ | □ | 4.鉄筋の規格・引張強度・曲げ強度の試験値をミルシート等で確認できる。 |
| □ | □ | 5.コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 |
| □ | □ | 6.日々計測管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 |
| □ | □ | 7.型枠・支保工の組立が適正で、コンクリート打設後、取り外し時期がコンクリート強度等で適正に管理されている。 |
| □ | □ | 8.コンクリートの打ち直しや補修の痕跡がない。 |
| □ | □ | 9.コンクリート打設時に雨水やわき水が適切に処理されている。 |
| □ | □ | １０.コンクリートの現場養生用の供試体が当該現場のものであることが確認できる。 |
| □ | □ | １１.鉄筋の組立・加工が適切であることが確認できる。 |
| □ | □ | １２.スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 |
| □ | □ | １３.鉄筋圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 |
| □ | □ | １４.施工の打ち継ぎ目では、コンクリート打設前の清掃等が適切に行われている。 |
| □ | □ | １５.施工中の地質・湧水の状況・支保工や覆工の変状等が観察・記録し適切な対処がなされている。 |
| □ | □ | １６.現場でのセメント及び混和剤等の保管管理では、防湿性の高いサイロおよび倉庫で管理されている。 |
| □ | □ | １７.有害なクラックや損傷がない。 |

| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅱ．品質（中間） | ①農業土木工事 | ①-19トンネル工事 |
|---|---|---|---|

□ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。

上記に該当すれば・・・**e**

□ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。

上記に該当すれば・・・**d**

事

**【掘　削】**

□ □ 1.掘削は、地山を緩ませないように、かつ出来る限り滑らかに仕上げ、支保工との間隙（余掘）が少ないように施工している。

□ □ 2.爆破後の掘削面のゆるんだ部分や浮き石を丁寧に除去している。

**【支保工】**

□ □ 1.金網の継ぎ目を１５ｃｍ（１目）以上重ね合わせていることが確認できる。

□ □ 2.吹き付けコンクリートは浮き石等を除いた後に、１５ｃｍ以下の厚さで地山と密着するよう施工されている。

□ □ 3.吹き付けコンクリートの打ち継ぎ部の施工では、清掃及び湿潤状態が確認できる。

□ □ 4.ロックボルト挿入前にくり粉除去の清掃がなされている。

□ □ 5.ロックボルトの引き抜き耐力の確保のために孔荒れることがないように丁寧な施工が行われている。

□ □ 6.設計図書どおりに鋼製支保工の間隔が守られている。

□ □ 7.鋼製支保工の立て込み設置が良好で、吹き付けモルタルとの隙間がなく、丁寧な施工がうかがえる。

**【覆　工】**

□ □ 1.逆巻の場合、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上にないことが確認できる。

□ □ 2.防水シートの品質・形状が設計図書どおりになっている。

□ □ 3.防水シートの溶着を確実にし、湧水やひび割れのないコンクリートの仕上がりが確認できる。

□ □ 4.インバートは、打ち継ぎ目に注意した施工が実施されている。

□ □ 5.湧水処理対策として埋設される排水材が的確に施工され機能している。

□ □ 6.覆工コンクリートは、打設時に型枠に変圧を与えていないことが確認できる。

□ □ 7.巻き立て補強鉄筋は、所定の被りが確保されている。

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断**　□ **できる**　□ **できない**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・a

評価値が８０%以上～９０%未満・・・a´

評価値が７０%以上～８０%未満・・・b

評価値が６０%以上～７０%未満・・・b´

評価値が６０%未満・・・・・・・・・・c

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a´ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a´ | b | b´ | b´ |
| | 60%以上75%未満 | b | b´ | c | c |
| | 60%未満 | b´ | c | c | c |

**※有害なクラックが発生した構造物について（別紙－４を参照）**

有害なクラックがある場合、補修ありｃ評価、補修なしｄまたはｅ評価とする。

**クラックの発生**　☐ 有り　☐ 無し

☐ ｃ評価

☐ ｄ評価

☐ ｅ評価

別紙－３（24）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□に**レ**マークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農業土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | |
|---|---|---|---|
| | | **【共　通】** | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 |
| □ | □ | 1.材料の規格・品質が適正であり、証明書等が整備されている。 | |
| □ | □ | 2.路床・路盤工のプルフローリングを行っている。 | |
| □ | □ | 3.石積み、二次製品側溝等の材料のかみ合わせ又は連結が適正で、裏込め材料等の沈下、崩壊又は漏水のおそれがない。 | 上記に該当すれば・・・**e** |
| □ | □ | 4.雨水等のたん水が生じないように排水対策を実施している。 | |
| □ | □ | 5.盛土材の品質・形状が設計図書に基づくものになっている。 | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 |
| □ | □ | 6.締め固めを適切な条件で施工している。 | |
| | | **【舗装工・表層工】** | 上記に該当すれば・・・**d** |
| □ | □ | 1.設計図書に基づく混合物は、配合報告書により適切な配合規格が確認できる。 | |
| □ | □ | 2.クレー（混合土）表層材料の混合が入念に行われ、品質が均一であることが書類等で確認できる。 | |
| □ | □ | 3.平板・レンガ・タイル舗装等の目ずれがなく、共通仕様書等に定められたとおり処理されていることが確認できる。 | |
| □ | □ | 4.排水勾配が適正に守られ、水溜まりが生じていない。 | |
| | | **【植栽工】** | |
| □ | □ | 1.土壌硬度試験及び土壌試験（ＰＨ）を実施し施工に反映している。 | |
| □ | □ | 2.活着管理が適正に行われている。 | |
| □ | □ | 3.樹木等に損傷・はちくずれ等がなく保護養生が適切になされている。 | |
| □ | □ | 4.樹木等の生育に害のあるものは除去されている。 | |
| □ | □ | 5.余剰枝の剪定・整形その他必要な手入れが行われている。 | |
| □ | □ | 6.肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥されている。 | |

| 考査項目 | 細別 |
|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅱ．品質（中間）①農業土木工事<br>①-20 公園・植栽工 |

事 □ □ 7.土壌改良においては、設計に基づく改良深さ・改良材の添加量が確保され、均一に混合されている。

□ □ 8.日焼け・病害虫を防止するため幹捲きなどが適切に行われている。

□ □ 9.鳥居は、全体的に美観を考慮して、高さ・方向などが統一されて施工されている。

□ □ １０.高木は、バランスよく支線が張られ緩みなく施工されている。

□ □ １１.樹木・地被類・つる性植物等には樹幹のわれ、病虫害などないことが確認できる。

□ □ １２.現場に搬入された芝は、速やかに植え付けられ枯死しないように養生されている。

**【付帯設備工】**

□ □ 1.製品・機器の機能、性能が確認でき満足している。

□ □ 2.地下埋設物が設計図書に基づき適正に施工されており、記録により確認できる。

□ □ 3.遊戯施設等の構造物の設置では、ひずみ・歪み・ふれがないように堅固に基礎に取り付けられている。

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断　□ できる　□ できない**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|
| | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 評価値 | 75%以上90%未満 | a´ | b | b´ | b´ |
| | 60%以上75%未満 | b | b´ | c | c |
| | 60%未満 | b´ | c | c | c |

別紙－３（25）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農業土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 考査項目 | 細別 | 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | d |
|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅱ．品質（中間）<br>①農業土木工事 | | | **【共　通】** | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。<br>上記に該当すれば・・・e |
| | | □ | □ | １．ボルトは資材に対し直角に通り、緩みなく締め付けが十分であることが確認できる。 | |
| | | □ | □ | ２．シールは、位置・高さなどの点で適正に貼られ、しわが寄っていない。 | |
| | | | | **【防護柵】** | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。<br>上記に該当すれば・・・d |
| | | □ | □ | １．製品の損傷・キズ・へこみ等がないことが確認できる。 | |
| | | □ | □ | ２．防護柵は、垂直に立ち、規格どおりの高さに設置され、道路の路側構造物との位置関係が図られている。 | |
| | | □ | □ | ３．連結するボルト等にゆるみがない。 | |
| | | □ | □ | ４．支柱とレール及びロープに歪みがない。 | |
| | | □ | □ | ５．ケーブル型防護柵の曲線部では、支柱がケーブル張力によって傾かないように施工されている。 | |
| | | □ | □ | ６．支柱を打ち込む場合は、地盤をゆるめないように注意して施工され、また穴を掘って立て込む場合は十分に突き固めて埋め戻しされている。 | |
| | | □ | □ | ７．支柱を支える基礎は、規格通りに出来あがり、高さ・位置は設計図書に適合することが確認できる。 | |
| | | | | **【視線誘導標・道路標識】** | |
| | ①-21防護柵(網)・視線 | □ | □ | １．製品の損傷・キズ・へこみ等がないことが確認できる。 | |
| | | □ | □ | ２．視線誘導標・道路標識は、垂直に立ち、規格どおりの高さに設置され、道路の路側構造物との位置関係が図られている。 | |
| | | □ | □ | ３．色彩・反射性能を試験結果報告書などで確認できる。 | |
| | | □ | □ | ４．構造物強度・地耐力の確認が出来る。 | |
| | | □ | □ | ５．視線誘導標の反射器の角度が適切である。 | |
| | | □ | □ | ６．視線誘導標の支柱が沈下するおそれがないよう十分突き固められている。 | |
| | | □ | □ | ７．コンクリート基礎の施工では、周囲の締固めが十分に行われている。 | |
| | | □ | □ | ８．支柱を支える基礎は、規格どおりに出来あがり、高さ・位置が設計図書により確認できる。 | |

標識・照明灯・区画線等設置工事

**【区画線】**

□ □ 1. ペイント式（常温式）区画線に使用するシンナーの使用量が１０%以下である。

□ □ 2. 塗料の空き缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。

□ □ 3. 施工時の気象条件を考慮し、施工がなされていることが確認できる。

□ □ 4. 施工前に路面を清掃した上で、乾燥後に施工されている。

□ □ 5. 溶融式区画線の施工では溶融槽を適温に管理している。

**【照明灯】**

□ □ 1. 製品に損傷・キズ・へこみなどがないことが確認できる。

□ □ 2. 照明灯は、垂直に立ち、規格どおりの高さに設置され、道路の路側構造物との位置関係が適正である。

□ □ 3. 設計図書に明示以外は、照明灯の方向は、道路法線に直角に対象形になっている。

□ □ 4. 構造物強度・地耐力の確認が出来る。

□ □ 5. 基礎の周囲の締め固めが十分に行われている。

□ □ 6. 支柱を支える基礎は、規格どおりにできあがり、高さ・位置が設計図書により確認できる。

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断　□ できる　□ できない**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a´ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a´ | b | b´ | b´ |
| | 60%以上75%未満 | b | b´ | c | c |
| | 60%未満 | b´ | c | c | c |

別紙－３（26）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農林土木及び林業土木工事施工管理基準その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | |
|---|---|---|---|
| | | **【共　通】** | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 |
| □ | □ | 1.使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 | |
| □ | □ | 2.構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対応をしていることが確認できる。 | |
| □ | □ | 3.監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 | 上記に該当すれば・・・e |
| □ | □ | 4.気象条件に応じた施工方法で施工されている。 | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 |
| □ | □ | 5.部材の洗浄・下地処理が適切に行われている。 | |
| □ | □ | 6.養生期間・現場条件が適切になされていることが確認できる。 | |
| □ | □ | 7.施工時の現場条件（ドライ施工等）が適切に行われていることが確認できる。 | 上記に該当すれば・・・d |
| □ | □ | 8.その他（理由： | |
| | | **【開水路補修工】** | |
| □ | □ | 1.補修材が当該既設構造物へしっかり密着（規定の付着強度をクリアされている）されていることが確認できる。 | |
| □ | □ | 2.目地の対策が適切に施工されていることが確認できる。 | |
| | | **【管更正工】** | |
| □ | □ | 1.規定の厚さで施工されていることが確認できる。 | |
| □ | □ | 2.施工後の規定断面が確保されていることが確認できる。 | |
| □ | □ | 3.管更正材が当該既設構造物へしっかり密着（規定の付着強度等をクリアされている）されていることが確認できる。 | |
| □ | □ | 4.各種耐用試験結果(曲げ強度試験他)にクリアしていることが確認できる。 | |
| □ | □ | 5.曲線部の施工では、弛（ゆる）みがないことが確認できる。また、施工上、やむを得ず出来た弛みも適切な方法により | |

| | | |
|---|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅱ．品質（中間）①農業土木工事 ①-22 水路補修工事 | |

（目地補修工・断面修復工・表面被覆工・管更正工）

対処したことが確認できる。

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断　☐ できる　☐ できない**

☐ ばらつき５０%以下

☐ ばらつき８０%以下

☐ ばらつき８０%超え

☐ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |
| | 60%未満 | **b´** | **c** | **c** | **c** |

別紙－３（27）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農林土木及び林業土木工事施工管理基準その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 |
|---|---|---|
| □ | □ | 1.考査項目（ |
| □ | □ | 2.考査項目（ |
| □ | □ | 3.考査項目（ |
| □ | □ | 4.考査項目（ |
| □ | □ | 5.考査項目（ |

**３．出来形及び出来ばえ**

**Ⅱ．品質（中間）**

**①農業土木工事**

**①-23 上記以外の工**

**※主たる工種の考査項目で考査し、最大考査項目は５項目とする。**

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が２項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断**　□ **できる**　□ **できない**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・**c**

□ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。

上記に該当すれば・・・**e**

□ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。

上記に該当すれば・・・**d**

事または合併工事

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a´ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a´ | b | b´ | b´ |
| | 60%以上75%未満 | b | b´ | c | c |
| | 60%未満 | b´ | c | c | c |

別紙－３（28）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農林土木及び林業土木工事施工管理基準その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 |
|---|---|---|
| | | **３．出来形及び出来ばえ　Ⅱ．品質（中間）②電気通信設備工事** |
| □ | □ | １．製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。 |
| □ | □ | ２．材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書等の仕様を満足していることが確認できる。 |
| □ | □ | ３．機器の品質、機能及び性能が設計図書等を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 |
| □ | □ | ４．盤内機器の取付及び配線の仕上りが良好である。 |
| □ | □ | ５．操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 |
| □ | □ | ６．ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 |
| □ | □ | ７．設備の機能及び性能が、設計図書等の仕様を満足していることが確認できる。 |
| □ | □ | ８．操作制御関係の機能及び性能が、設計図書等の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 |
| □ | □ | ９．設備の総合性能が、設計図書等の仕様を満足していることが確認できる。 |
| □ | □ | １０．現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 |
| □ | □ | １１．設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。 |
| □ | □ | １２．完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 |
| □ | □ | １３．設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 |
| □ | □ | １４．設備の構造・機能・性能における施工管理基準で定めれれた項目について監督職員による立会を受けていることが確認できる。 |
| □ | □ | １５．その他（理由： |

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断　□ できる　□**

□ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。

上記に該当すれば・・・**ｅ**

□ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。

上記に該当すれば・・・**ｄ**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |
| | 60%未満 | **b´** | **c** | **c** | **c** |

※１.目的物の品質の水準を評価すること。

※２.品質の対象は、「材料・機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、
工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

別紙－３（29）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農林土木及び林業土木工事施工管理基準その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 |
|---|---|---|
| □ | □ | １.材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。 |
| □ | □ | ２.設備の機能及び性能が、設計図書等のとおり確保され、品質の確認ができる。 |
| □ | □ | ３.設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。 |
| □ | □ | ４.機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。 |
| □ | □ | ５.溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 |
| □ | □ | ６.塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 |
| □ | □ | ７.操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。 |
| □ | □ | ８.小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 |
| □ | □ | ９.設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。 |
| □ | □ | １０.完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。 |
| □ | □ | １１.機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。 |
| □ | □ | １２.設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 |
| □ | □ | １３.二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 |
| □ | □ | １４.バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 |
| □ | □ | １５.計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 |
| □ | □ | １６.回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。 |
| □ | □ | １７.構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 |
| □ | □ | １８.現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 |
| □ | □ | １９.設備の構造・機能・性能における施工管理基準で定めれれた項目について監督職員による立会を受けていることが確認できる |
| □ | □ | ２０.その他（理由： |

| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅱ．品質（中間）③施設機械設備工事 | d / e |
|---|---|---|
| | | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。<br>上記に該当すれば・・・e<br>□ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。<br>上記に該当すれば・・・d |

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断　□ できる　□ できない**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |
| | 60%未満 | **b´** | **c** | **c** | **c** |

※１.目的物の品質の水準を評価すること。

※２.品質の対象は、「材料・機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、
工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

別紙－３（30）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | 工種 | a | b | c | d |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | □ 他の事項に該当しない | □ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い |
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅲ．出来ばえ（中間）①農業土木工事 | | 対象 / 評価 | | | |
| | | □ コンクリート構造物工事（頭首工・水路工・トンネル・用排水機場） | □ □ | １．コンクリート構造物の肌が良い。 | ※評価５項目以上・・・・・・a<br>評価４項目以上・・・・・・b<br>評価３項目以上・・・・・・c<br>評価２項目以下・・・・・・d<br>**※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** | |
| | | | □ □ | ２．コンクリート構造物の通りが良い。 | | |
| | | | □ □ | ３．天端仕上げ・端部仕上げ等が良い。 | | |
| | | | □ □ | ４．クラックがない。 | | |
| | | | □ □ | ５．漏水がない。 | | |
| | | | □ □ | ６．全体的な美観が良い。 | | |
| | | □ コンクリート二次製品構造物工事（管水路工事を含む） | □ □ | １．構造物の通りが良い。 | | |
| | | | □ □ | ２．天端仕上げ・端部仕上げ等が良い。 | ※評価６項目以上・・・・・・a<br>評価５項目以上・・・・・・b<br>評価４項目以上・・・・・・c<br>評価３項目以下・・・・・・d<br>**※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** | |
| | | | □ □ | ３．クラックがない。 | | |
| | | | □ □ | ４．漏水がない。 | | |
| | | | □ □ | ５．全体的な美観が良い。 | | |
| | | | □ □ | ６．小構造物にも細心の注意が払われている。 | | |
| | | | □ □ | ７．材料の連結・かみ合わせが良い。 | | |
| | | □ 土工事（盛土・築堤工事等） | □ □ | １．仕上げが良い。 | | |
| | | | □ □ | ２．通りが良い。 | ※評価４項目以上・・・・・・a<br>評価３項目以上・・・・・・b<br>評価２項目以上・・・・・・c<br>評価１項目以下・・・・・・d<br>**※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** | |
| | | | □ □ | ３．端部処理が良い。 | | |
| | | | □ □ | ４．構造物へのすりつけ等が良い。 | | |
| | | | □ □ | ５．全体的な美観が良い。 | | |

別紙－３（31）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | 工種 | a | b | c | d |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | □ 他の事項に該当しない | □ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い |
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅲ．出来ばえ（中間）①農業土木工事 | | 対象 / 評価 | | | |
| | | □ 補強盛土工 | □ □ | １．壁面材の割れ・カケがない。 | ※評価５項目以上・・・・・・a | |
| | | | □ □ | ２．基礎上面の平坦性が良い。 | 評価４項目以上・・・・・・b | |
| | | | □ □ | ３．天端仕上げ・端部仕上げ等が良い。 | 評価３項目以上・・・・・・c | |
| | | | □ □ | ４．壁面材の目違い・段差が少ない。 | 評価２項目以下・・・・・・d | |
| | | | □ □ | ５．構造物の通りが良い。 | **※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** | |
| | | | □ □ | ６．全体的な美観が良い。 | | |
| | | □ 切土工事 | □ □ | １．規定された勾配が確保されている。 | | |
| | | | □ □ | ２．法面の浮き石除去等、表面が適切に施工されている。 | ※評価６項目以上・・・・・・a | |
| | | | □ □ | ３．法面勾配の変化部には干渉部等を設け、適切に施工されている。 | 評価５項目以上・・・・・・b | |
| | | | □ □ | ４．施工面の木根等が確実に施工されている。 | 評価４項目以上・・・・・・c | |
| | | | □ □ | ５．施工面には滞水防止等の処理が適切に行われている。 | 評価３項目以下・・・・・・d | |
| | | | □ □ | ６．関係構造物との取り合いが適切に行われている。 | **※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** | |
| | | | □ □ | ７．残土等は適切に処理されている。 | | |
| | | □ 河川工事（護岸工事・根固工事・水制工事） | □ □ | １．通りが良い。 | | |
| | | | □ □ | ２．材料のかみ合わせが良い、またはクラックがない。 | ※評価４項目以上・・・・・・a | |
| | | | □ □ | ３．天端・端部の仕上げが良い。 | 評価３項目以上・・・・・・b | |
| | | | □ □ | ４．既設構造物とのすりつけが良い。 | 評価２項目以上・・・・・・c | |
| | | | □ □ | ５．全体的な美観が良い。 | 評価１項目以下・・・・・・d | |
| | | | | | **※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** | |

別紙－３（32）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | 工種 | a | b | c | d |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | □ 他の事項に該当しない | □ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い |
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅲ．出来ばえ（中間）①農業土木工事 | | 対象 / 評価 | | | |
| | | □ 鋼橋工事 | □ □ | １．表面に補修箇所がない。 | ※評価４項目以上・・・・・・a<br>評価３項目以上・・・・・・b<br>評価２項目以上・・・・・・c<br>評価１項目以下・・・・・・d<br>**※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** | |
| | | | □ □ | ２．部材表面に傷・錆がない。 | | |
| | | | □ □ | ３．溶接に均一性がある。 | | |
| | | | □ □ | ４．塗装に均一性がある。 | | |
| | | | □ □ | ５．全体的な美観が良い。 | | |
| | | □ 地すべり防止工事<br>（かご工事・集水井工事・抑止杭工事・排水路工事・水抜ボーリング工事等） | □ □ | １．地山との取り合いが良い。 | ※評価３項目以上・・・・・・a<br>評価２項目以上・・・・・・b<br>評価１項目以上・・・・・・c<br>評価項目なし・・・・・・・d<br>**※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** | |
| | | | □ □ | ２．天端、端部の仕上げが良い。 | | |
| | | | □ □ | ３．施工管理記録から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 | | |
| | | | □ □ | ４．全体的な美観が良い。 | | |
| | | □ 道路工事・舗装工事<br>（橋面舗装も含む） | □ □ | １．舗装の平坦性が良い。 | ※評価６項目以上・・・・・・a<br>評価５項目以上・・・・・・b<br>評価４項目以上・・・・・・c<br>評価３項目以下・・・・・・d<br>**※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** | |
| | | | □ □ | ２．通りが良い。 | | |
| | | | □ □ | ３．端部処理が良い。 | | |
| | | | □ □ | ４．構造物へのすりつけ等が良い。 | | |
| | | | □ □ | ５．小構造物にも細心の注意が払われている。 | | |
| | | | □ □ | ６．雨水処理が良い。 | | |
| | | | □ □ | ７．全体的な美観が良い | | |

別紙－３（33）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | 工種 | a | b | c | d |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | □ 他の事項に該当しない | □ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い |
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅲ．出来ばえ（中間）①農業土木工事 | | 対象 | 評価 | | |
| | | □ 法面工事（アンカー工も含む） | □ | □ | １．構造物の通りが良い。 | ※評価６項目以上・・・・・・a |
| | | | □ | □ | ２．植生・吹付け等の状況が均一である。 | 評価５項目以上・・・・・・b |
| | | | □ | □ | ３．端部処理が良い。 | 評価４項目以上・・・・・・c |
| | | | □ | □ | ４．全体的な美観が良い。 | 評価３項目以下・・・・・・d |
| | | | □ | □ | ５．アンカーの方向が良い。 | **※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** |
| | | | □ | □ | ６．アンカーとプレートに隙間がない。 | |
| | | | □ | □ | ７．施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 | |
| | | □ 基礎工事（地盤改良等を含む） | □ | □ | １．土工関係の仕上げが良い。 | ※評価３項目以上・・・・・・a |
| | | | □ | □ | ２．通りが良い。 | 評価２項目以上・・・・・・b |
| | | | □ | □ | ３．天端仕上げ・端部仕上げが良い。 | 評価１項目以上・・・・・・c |
| | | | □ | □ | ４．施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 | 評価項目なし・・・・・・・d |
| | | | | | | **※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** |
| | | □ 暗渠排水工事 | □ | □ | １．耕土埋戻の仕上げが良い。 | ※評価３項目以上・・・・・・a |
| | | | □ | □ | ２．溝畔法面、水平面の仕上げが良い。 | 評価２項目以上・・・・・・b |
| | | | □ | □ | ３．水閘及び保護管の施工が適切に行われている。 | 評価１項目以上・・・・・・c |
| | | | □ | □ | ４．吐口部の施工が適切に行われている。 | 評価項目なし・・・・・・・d |
| | | | | | | **※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** |

別紙－３（34）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | 工種 | a | b | c | d |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | □ 他の事項に該当しない | □ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い |
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅲ．出来ばえ（中間）①農業土木工事 | | 対象 | 評価 | | |
| | | □ 区画整理工事 | □ | □ | １．整地の均平度が良い。 | ※評価５項目以上・・・・・・a |
| | | | □ | □ | ２．土工（畦畔、溝畔等）のとおり、仕上げが良い。 | 評価４項目以上・・・・・・b |
| | | | □ | □ | ３．土工の構造物等のすりつけが良い。 | 評価３項目以上・・・・・・c |
| | | | □ | □ | ４．用排水路のとおりが良い。 | 評価２項目以上・・・・・・d |
| | | | □ | □ | ５．コンクリート構造物のとおりが良い。 | **※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** |
| | | | □ | □ | ６．全体的な美観が良い。 | |
| | | □ 矢板護岸工事 | □ | □ | １．土工の仕上げが良い。 | |
| | | | □ | □ | ２．矢板の通りが良い。 | ※評価４項目以上・・・・・・a |
| | | | □ | □ | ３．コンクリート構造物の施工が良い。 | 評価３項目以上・・・・・・b |
| | | | □ | □ | ４．既設構造物とのすりつけが良い。 | 評価２項目以上・・・・・・c |
| | | | □ | □ | ５．全体的な美観が良い。 | 評価１項目以下・・・・・・d |
| | | | | | | **※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** |
| | | □ ため池工事 | □ | □ | １．土工の仕上げが良い。 | ※評価９項目以上・・・・・・a |
| | | | □ | □ | ２．土工の通りが良い。 | 評価７項目以上・・・・・・b |
| | | | □ | □ | ３．土工の構造物等へのすりつけが良い。 | 評価６項目以上・・・・・・c |
| | | | □ | □ | ４．吹きつけ（植生、コンクリート等）の状態が均一である。 | 評価５項目以下・・・・・・d |
| | | | □ | □ | ５．コンクリート構造物の肌が良い。 | **※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** |
| | | | □ | □ | ６．コンクリート構造物の通りが良い。 | |
| | | | □ | □ | ７．天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 | |
| | | | □ | □ | ８．付帯コンクリート構造物にクラックがない。 | |
| | | | □ | □ | ９．漏水がない。 | |
| | | | □ | □ | １０．施設の通りが良い。（排水側溝、フェンス等） | |
| | | | □ | □ | １１．全体的な美観が良い | |

別紙－３（35）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | 工種 | a | b | c | d |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | □ 他の事項に該当しない | □ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い |
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅲ．出来ばえ（中間）①農業土木工事 | | 対象 | 評価 | | |
| | | □ 消雪工事 | □ | □ | １．仕上げが良い。 | ※評価７項目以上・・・・・・a |
| | | | □ | □ | ２．通りが良い。 | 評価６項目以上・・・・・・b |
| | | | □ | □ | ３．端部処理が良い。 | 評価５項目以上・・・・・・c |
| | | | □ | □ | ４．構造物へのすりつけが良い。 | 評価４項目以下・・・・・・d |
| | | | □ | □ | ５．全体的な美観が良い。 | **※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** |
| | | | □ | □ | ６．均等に水がまわる。 | |
| | | | □ | □ | ７．使用者に対する安全及び環境の配慮が適切である。 | |
| | | | □ | □ | ８．運転及び保守点検に対する配慮が適切である。 | |
| | | □ 集落排水工事（管渠工） | □ | □ | １．通りが良い。 | ※評価７項目以上・・・・・・a |
| | | | □ | □ | ２．漏水がない。 | 評価６項目以上・・・・・・b |
| | | | □ | □ | ３．クラックがない。 | 評価５項目以上・・・・・・c |
| | | | □ | □ | ４．マンホールのインバートの仕上げが良い。 | 評価４項目以下・・・・・・d |
| | | | □ | □ | ５．マンホール天端と路面とのすりつけが良い。 | **※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** |
| | | | □ | □ | ６．埋戻し後の路面復旧の状態が良い。 | |
| | | | □ | □ | ７．施工記録から不可視部分の出来ばえのよさがうかがえる。 | |
| | | | □ | □ | ８．端部処理が良い。 | |
| | | □ コンクリート橋工事 | □ | □ | １．コンクリート構造物の肌が良い。 | ※評価６項目以上・・・・・・a |
| | | | □ | □ | ２．コンクリート構造物の通りが良い。 | 評価５項目以上・・・・・・b |
| | | | □ | □ | ３．天端仕上げ・端部仕上げ等が良い。 | 評価４項目以上・・・・・・c |
| | | | □ | □ | ４．支承部の仕上げが良い。 | 評価３項目以下・・・・・・d |
| | | | □ | □ | ５．クラックがない。 | **※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** |
| | | | □ | □ | ６．漏水がない。 | |
| | | | □ | □ | ７．全体的な美観が良い。 | |

別紙－３（36）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | 工種 | a | b | c | d |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | □ 他の事項に該当しない | □ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い |
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅲ．出来ばえ（中間）①農業土木工事 | | 対象 | 評価 | | |
| | | □ 塗装工事（工場塗装を除く） | □ | □ | １．塗装の均一性が良い。<br>２．細部まできめ細かな施工がされている。<br>３．補修箇所がない。<br>４．全体的な美観が良い。 | ※評価３項目以上・・・・・・a<br>評価２項目以上・・・・・・b<br>評価１項目以上・・・・・・c<br>評価項目なし・・・・・・・d<br>**※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** |
| | | □ 公園・植栽工事 | □ | □ | １．支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。<br>２．支柱の取り付けが堅固である。<br>３．植栽帯の全体的な美観が良い。<br>４．通りがよい。<br>５．既設構造物とのすりつけが良い。<br>６．きめ細かな施工がなされている。<br>７．全体的な美観が良い。 | ※評価６項目以上・・・・・・a<br>評価５項目以上・・・・・・b<br>評価４項目以上・・・・・・c<br>評価３項目以下・・・・・・d<br>**※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** |
| | | □ 標識工事（視線誘導標・照明灯も含む） | □ | □ | １．設置位置に配慮がある。<br>２．標識の向き・角度・支柱の通りが良い。<br>３．標識板・支柱に変色がない。<br>４．支柱基礎の埋め戻し等が入念に施工されている。<br>５．全体的な取り扱いがしやすい。 | ※評価４項目以上・・・・・・a<br>評価３項目以上・・・・・・b<br>評価２項目以上・・・・・・c<br>評価１項目以下・・・・・・d<br>**※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** |

別紙－３（37）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | 工種 | a<br>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | b<br>□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | c<br>□ 他の事項に該当しない | d<br>□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅲ．出来ばえ（中間）①農業土木工事 | | 対象 | 評価 | | |
| | | □ 区画線工事 | □ | □ | １．塗料の塗布が均一である。 | ※評価４項目以上・・・・・・a<br>評価３項目以上・・・・・・b<br>評価２項目以上・・・・・・c<br>評価１項目以下・・・・・・d<br>**※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** |
| | | | □ | □ | ２．視認性が良い。 | |
| | | | □ | □ | ３．接着状態が良い。 | |
| | | | □ | □ | ４．施工前の清掃が入念に実施されている。 | |
| | | | □ | □ | ５．全体的な美観が良い。 | |
| | | □ 水路補修工事<br>（目地補修工・断面修復工・表面被覆工・管更正工） | □ | □ | １．小構造物にも注意が払われている。 | ※評価３項目以上・・・・・・a<br>評価２項目以上・・・・・・b<br>評価１項目以上・・・・・・c<br>評価項目なし・・・・・・・d<br>**※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** |
| | | | □ | □ | ２．きめ細かな施工がなされている。 | |
| | | | □ | □ | ３．既設構造物とのすりつけが良い。 | |
| | | | □ | □ | ４．全体的な美観がよい。 | |
| | | □ 上記以外の工事または合併工事 | □ | □ | 考査項目（ | ※該当工種からの考査事項で考査し、最大考査項目は５項目とする。<br>※考査４項目以上・・・・・・a<br>考査３項目以上・・・・・・b<br>考査２項目以上・・・・・・c<br>考査１項目以下・・・・・・d |
| | | | □ | □ | 考査項目（ | |
| | | | □ | □ | 考査項目（ | |
| | | | □ | □ | 考査項目（ | |
| | | | □ | □ | 考査項目（ | |

別紙－３（38）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | 工種 | a | b | c | d |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | □ 他の事項に該当しない | □ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い |

| 考査項目 | 細別 | 工種 | 対象 | 評価 | |
|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅲ．出来ばえ（中間）②電気通信設備工事・施設機械設備工事 | □ 電気通信設備工事 | □ | □ | １．きめ細やかな施工がなされている。 |
| | | | □ | □ | ２．ケーブル等の接続方法及び収納方法が適切である。 |
| | | | □ | □ | ３．主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。 |
| | | | □ | □ | ４．公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 |
| | | | □ | □ | ５．動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 |
| | | | □ | □ | ６．当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 |
| | | | □ | □ | ７．操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 |
| | | | □ | □ | ８．全体的な美観がよい。<br>※評価５項目以上・・・・・・a<br>評価４項目以上・・・・・・b<br>評価３項目以上・・・・・・c<br>評価２項目以下・・・・・・d<br>**※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** |
| | | □ 施設機械設備工事 | □ | □ | １．主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性がよい。 |
| | | | □ | □ | ２．きめ細かな施工がなされている。 |
| | | | □ | □ | ３．土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 |
| | | | □ | □ | ４．溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 |
| | | | □ | □ | ５．全体的な美観が良い<br>※評価４項目以上・・・・・・a<br>評価３項目以上・・・・・・b<br>評価２項目以上・・・・・・c<br>評価１項目以下・・・・・・d<br>**※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** |

別紙－３（1）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 施工管理が優れている | □ 施工管理がやや優れている | □ 施工管理が適切である | □ 施工管理がやや不備である | □ 施工管理が不備である |

| 考査項目 | 細別 | 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | |
|---|---|---|---|---|---|
| ２．施工状況 | Ⅰ．施工管理（完成） | □ | □ | １．約款第１８条第１項（１）から（４）に基づく設計図書の照査を行い、施工がなされている。 | □ 設計図書と適合しない箇所があり､文書により手直し指示を行った。 |
| | | □ | □ | 仕様書第１編第１章総則に記された設計図書の照査等・工事測量が実施され、結果をその不都合に関わらず、書面で監督員に提出し確認を求めている。（文書で整理されている。） | |
| | | | | | □ 契約図書に基づき施工上の義務につき、検査員より指示を行った。 |
| | | □ | □ | ２．施工計画書が工事着手前に提出され、その記載内容と現場施工方法が一致している。 | |
| | | □ | □ | 施工計画書に所定の項目が記載され、概ね１ヶ月以内に提出されている。 | |
| | | □ | □ | 設計図書の条件明示を確実に反映した施工計画書になっている。 | |
| | | □ | □ | 施工計画が現場状況（地形、地質、周辺環境、交通量等）を反映した具体的な内容となっているか。 | 上記１項目に該当すれば・・・d |
| | | □ | □ | 安全対策が具体的・的確に記載され、実施されている。 | 上記２項目にすれば・・・・・e |
| | | □ | □ | 施工計画書に変更があった場合、当該工事着手前に監督員に変更計画書が提出されている。 | |
| | | □ | □ | ３．現場代理人、作業主任者等の作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。 | |
| | | □ | □ | ＫＹ日誌で現場代理人の常駐状況が確認できるとともに、朝礼時において作業体制を的確に把握できる。 | |
| | | □ | □ | 施工計画書の現場組織表で、現場責任者が明記されている。 | |
| | | □ | □ | 施工計画書の安全管理組織表で、下請けも含め安全衛生責任者、作業主任者等が明記されている。 | |
| | | □ | □ | ４．下請に関する手続き等が適切に行われ施工されている。 | |
| | | □ | □ | 施工体制台帳及び施工体系図が作成され、工事現場に備えるとともに、監督員に提出されている。 | |
| | | □ | □ | 施工体制台帳の記入が要領に基づき、適正に記入されている。（主任技術者の専任、非専任など） | |
| | | □ | □ | 施工体制台帳による工事担当技術者（監理、主任、専門等）について、資格、当事者確認の資料が整備されている。 | |
| | | □ | □ | 施工体制台帳及び施工体系図に変更がある毎に、監督員に提出されている。 | |
| | | □ | □ | 外注計画書が提出され、下請決定通知書が工事着手前に提出されている。 | |
| | | □ | □ | 下請関係が工事着手前に適正に締結されている。（注文請書の整備、金額など） | |
| | | □ | □ | ５．立会確認の手続きが事前になされている。 | |
| | | □ | □ | 段階確認について、監督要綱及び監督技術基準により、事前に立会願いが書面で監督員に提出されている。 | |

| | | |
|---|---|---|
| □ | □ | 段階確認、臨時検査が適切に実施され、工程表と整合する。 |
| □ | □ | 6.品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。（別紙６(1)(2)の提出がある場合、評価の対象とする） |
| □ | □ | 材料（質）のチェック、材料の保管、事前の対応、品質を保つための現場条件、品質を保つための方策の徹底、事後の対応、出来形に評価される品質の各々の時点における工夫がある。 |
| □ | □ | 7.工事記録、関係資料及び工事記録写真等を簡潔にわかりやすく整備している。 |
| □ | □ | 工事記録等が目的別にインデックス等でわかりやすく整備されて、その整備資料全体がわかるように、総括表でまとまっている。 |
| □ | □ | 法的な手続き等が必要なものに提出の漏れがない。（休日、祝日作業時の連絡、現道上工事での届出、道路使用、安衛則第90条で定める工事の場合における労基署への提出書類など）整備資料でチェックする |
| □ | □ | キャリブレーションの必要な機器は、その成績結果が添付されている。 |
| □ | □ | 計算式等で算出根拠を説明するものがある場合、図表等を利用しわかりやすく整理されている。　（例：薬注の注入量　該当がない場合は、削除） |
| □ | □ | 工事写真撮影時、黒板等を利用して写真撮影箇所の略図が撮影されており、的確に分かり易く表示されている。 |
| □ | □ | 写真帳の撮影箇所に略図等が添付され、把握しやすく見やすく整理されている。<br>（電子納品の場合は、写真帳の添付図または写真内の黒板等の略図、及び写真情報の記載により、該当位置・部分及び状況が明確に確認できること） |
| □ | □ | 説明のスムーズさから資料の整理、把握の良さがうかがえる。 |
| □ | □ | 8.建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切になされている。 |
| □ | □ | マニュフェストが整理され、所要の数量と整合する。 |
| □ | □ | 施工計画書に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書が当初から添付されている。 |
| □ | □ | 建設副産物の最終処分地が当初から計画されている。 |
| □ | □ | 産業廃棄物の処分について、委託が許可を受けた会社と契約されている。 |
| □ | □ | 再資源化等の完了報告書が提出されている。 |
| □ | □ | 9.建退共の証紙が適切に配布され管理されている。（中小企業退職金共済制度加入者は、これに読み替える。） |
| □ | □ | 建退共制度に加入している。 |
| □ | □ | 発注者向け掛け金収納書を工事完成時に提出している。 |
| □ | □ | 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場であることが表示されている。 |
| □ | □ | １０.社内の管理基準等が作成され管理している。 |
| □ | □ | 社内管理基準（目標）を設定するとともに、その運用方法（目標をオーバーした場合の検討体制や検討プロセス等の具体的な対処方法など）を定め、管理されている。 |
| □ | □ | その管理基準により、社内検査（書類検査及び現場検査）が完了していることが書面で確認できる。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | □ | □ | １１.その他<br>□ □ （理由： | |

**チェック着目リストの２／３以上が該当する場合に、評価（口にレマークを記入）する。**

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～８０%未満・・・**c**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・**d**

**※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。**

別紙－３ (2)

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅰ．出来形（完成） | □ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０%以内で下記の「評定対象項目」４項目以上が該当する | □ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０%以内で下記の「評定対象項目」３項目以上が該当する | □ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０%以内で下記の「評定対象項目」３項目以上が該当する | □ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０%以内で下記の「評定対象項目」２項目以上が該当する | □ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b´に該当しない | □ 出来形が、測定項目・測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 出来形が、測定項目・測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 |

①農業土木工事

□ １．出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０%以内である。

□ ２．出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０%以内である。

□ ３．出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、１及び２に該当しない。

□ 出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。

上記に該当すれば・・・e

□ 出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。

上記に該当すれば・・・d

| 対象 | 評価 | [評定対象項目] |
|---|---|---|
| | □ | １．出来形管理図及び出来形管理表に創意工夫がある。 |
| □ | □ | 測定表に出来形寸法を測定した箇所の略図等が掲載されている。 |
| □ | □ | 管理表による傾向、課題等が一目で判断できる。 |
| □ | □ | パソコンの活用（図表化、グラフ化など）、先端技術の使用（不可視部分の解析など 例場所打ち杭の土中の状況）等による実態視がわかるようになっている。 |
| | □ | ２．出来形測定において不可視部分が写真で的確に判断できる。 |
| □ | □ | 完成写真等に不可視部分の参考写真が添付されている。 |
| □ | □ | 不可視部分の出来形寸法が確認できる写真が撮影されている。 |
| | □ | ３．自社の管理基準を設定し出来形管理をしている。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | □ | □ | 社内管理基準（目標）を設定するとともに、その運用方法（目標をオーバーした場合の出来型管理の具体的な対処方法など）を定め、管理されている。 | |
| | | □ | □ | その管理基準により、社内検査（書類検査及び現場検査）が完了していることが書面で確認できる。 | |
| | | | □ | 4.写真撮影要領の撮影項目・時期・頻度を満足している。 | |
| | | □ | □ | 社内管理の撮影工種、項目、頻度、箇所等が記載されている。 | |
| | | □ | □ | 写真管理基準の撮影頻度（時期）に基づき、撮影していることが確認できる。 | |
| | | □ | □ | 工事写真帳は写真管理基準に基づき作成されている。 | |
| | | □ | □ | 起終点の表示が写真上で明示され、着手前と完成時が比較できる。 | |
| | | | □ | 5.その他 | |
| | | □ | □ | （理由： | |
| | | | | **チェック着目リストの２／３以上が該当する場合に、評価（□にレマークを記入）する。**<br>① 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。<br>② 出来形管理とは、「農業土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。<br>③ 出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。 | |
| | | | □ | 出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。 | |

別紙－３ (3)

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 出来形が特に優れている | □ 出来形が優れている | □ 出来形が特に良好である | □ 出来形が良好である | □ 出来形が適切である | □ 出来形がやや不適切である | □ 出来形が不適切である |

| 考査項目 | 細別 | 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | |
|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅰ．出来形（完成）<br>②電気通信設備工事 | □ | □ | １．据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理表などを工夫していることが確認できる。 | □ 出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 |
| | | □ | □ | ２．機器等の測定（試験）結果が、その都度管理表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 | |
| | | □ | □ | ３．施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 | |
| | | □ | □ | ４．不可視部分の出来形が写真で確認できる。 | 上記に該当すれば・・・e |
| | | □ | □ | ５．設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 | |
| | | □ | □ | ６．設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が規格値内であることが確認できる。 | |
| | | □ | □ | ７．設備の据付、固定方法が、承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 | □ 出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 |
| | | □ | □ | ８．配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 | |
| | | □ | □ | ９．行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 | |
| | | □ | □ | １０．配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 | 上記に該当すれば・・・d |
| | | □ | □ | １１．社内の管理基準に基づき管理している。 | |
| | | □ | □ | １２．設備の外観・構造が承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 | |
| | | □ | □ | １３．盤内機器の取り付け及び配線が整然と堅固に施工され仕上りが良好である。 | |
| | | □ | □ | １４．その他（理由： | |

評価値（　　）％＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０％以上・・・・・・・・・・a

評価値が８０％以上～９０％未満・・・a´

評価値が７０％以上～８０％未満・・・b

評価値が６０％以上～７０％未満・・・b´

評価値が５０％以上～６０％未満・・・c

評価値が５０％未満・・・・・・・・・d

**※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | ※１. 出来形の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状・寸法・位置・数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。 | |

別紙－３（4）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 出来形が特に優れている | □ 出来形が優れている | □ 出来形が特に良好である | □ 出来形が良好である | □ 出来形が適切である | □ 出来形がやや不適切である | □ 出来形が不適切である |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | |
|---|---|---|---|
| □ | □ | 1.製作に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理表などを工夫していることが確認できる。 | □ 出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 |
| □ | □ | 2.据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理表などを工夫していることが確認できる。 | |
| □ | □ | 3.施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 | |
| □ | □ | 4.設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 | 上記に該当すれば・・・e |
| □ | □ | 5.不可視部分の出来形が写真で確認できる。 | |
| □ | □ | 6.社内の管理基準に基づき管理している。 | |
| □ | □ | 7.設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 | □ 出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 |
| □ | □ | 8.分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 | |
| □ | □ | 9.設備の据付及び固定方法が承諾図書通り施工されていることが確認できる。 | 上記に該当すれば・・・d |
| □ | □ | 10.出来形管理に使用する計測器具の点検等が行われ整理されていることが確認できる。 | |
| □ | □ | 11.その他（理由: | |

3. 出来形及び出来ばえ

Ⅰ. 出来形（完成）

③ 施設機械設備工事

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・a

評価値が８０%以上～９０%未満・・・a´

評価値が７０%以上～８０%未満・・・b

評価値が６０%以上～７０%未満・・・b´

評価値が５０%以上～６０%未満・・・c

評価値が５０%未満・・・・・・・・・d

**※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。**

※1.出来形の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状・寸法・位置・数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

別紙－３（5）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農業土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | |
|---|---|---|---|
| | | **【共　通】　【無　筋】** | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 |
| □ | □ | 1.設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行なわれており、適切なコンクリートの規格（強度・W／C・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。（ＪＩＳ　Ａ－５３０８以外の生コンを使用する場合） | 上記に該当すれば・・・e |
| □ | □ | 2.コンクリート打設時に必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 | |
| □ | □ | 3.施工条件及び気象条件に適した運搬時間・打設時の投入高さ・バイブレータによる締固・養生方法等を適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 |
| □ | □ | 4.型枠・支保工の組立が適正で、コンクリート打設後、取り外し時期がコンクリート強度等で適正に管理されている。 | |
| □ | □ | 5.コンクリートの打ち直しや補修の痕跡がない。 | 上記に該当すれば・・・d |
| □ | □ | 6.コンクリート打設時に雨水やわき水が適切に処理されている。 | |
| □ | □ | 7.コンクリートの現場養生用の供試体が当該現場のものであることが確認できる。 | |
| □ | □ | 8.コンクリート打設前に打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 | |
| □ | □ | 9.型枠の目違いがなく、型枠の破片等がコンクリート表面になく、丁寧な仕上りが確認できる。 | |
| □ | □ | １０.目地に挟む目地材や止水板等の設置が適切である。 | |
| □ | □ | １１.コンクリート及びセメントコンクリート製品の使用にあたりアルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認している。（高炉Ｂ種・Ｃ種のセメントを使用したコンクリートの場合は評価対象から除外する） | |
| □ | □ | １２.有害なクラックが無い。 | |
| | | **【鉄　筋】** | |
| □ | □ | 1.コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 | |
| □ | □ | 2.鉄筋の組立・加工が適切であることが確認できる。 | |

**３．出来形及び出来ばえ**　**Ⅱ．品質（完成）**　**①農業木工事**　**①-1コンクリート構造**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 物 | □ | □ | 3.スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している. |
| 工 | □ | □ | 4.鉄筋圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行なっている. |
| 事 | □ | □ | 5.鉄筋の規格・引張強度・曲げ強度の試験値をミルシート等で確認できる. |

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断　□ できる　□ できない**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |
| | 60%未満 | **b´** | **c** | **c** | **c** |

**※有害なクラックが発生した構造物について（別紙－４を参照）**

有害なクラックがある場合、補修ありｃ評価、補修なしｄまたはｅ評価とする。

クラックの発生　□ 有り　□ 無し

□ c評価

□ d評価

□ e評価

注：コンクリート構造物

・頭首工

・水路

・トンネル

・用排水機場

別紙－３（6）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農業土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | |
|---|---|---|---|
| | | **【共　通】** | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 |
| □ | □ | 1.材料の品質規定証明書が整備されている。 | |
| □ | □ | 2.ＪＩＳ規格外品について、仕様書の規定する規格・品質を満足している。 | |
| □ | □ | 3.基礎地盤の整形・清掃・湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。 | 上記に該当すれば・・・e |
| □ | □ | 4.二次製品の保管・吊り込み・据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。 | |
| □ | □ | 5.土留め、ウェルポイント等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。 | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 |
| □ | □ | 6.二次製品の受け取りを現場代理人などの責任ある者が、製品を確認し受取り、損傷のないもので施工されている。 | |
| □ | □ | 7.施工基面は、平滑で所定の強度が確保されている。（据え付け後に不等沈下で波打っていないこと） | 上記に該当すれば・・・d |
| | | **【擁壁類（補強土壁擁壁は除く）】** | |
| □ | □ | 1.胴込コンクリート、裏込材の充填が十分で空隙が生じていない。 | |
| □ | □ | 2.基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。 | |
| □ | □ | 3.材料の連結、またはかみ合わせが適切である。 | |
| □ | □ | 4.端部における地山とのすりつけが適切である。 | |
| □ | □ | 5.丁張りを２重、３重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のため細心の注意をはらっている。 | |
| □ | □ | 6.設置後の製品に有害なクラックや損傷が無い。 | |
| | | **【用排水施設】** | |
| □ | □ | 1.位置・方向・高さ・勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。 | |
| □ | □ | 2.不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締め固めが特に入念に行われている。 | |
| □ | □ | 3.呑口、吐口、集水桝等の取り付けコンクリートにクラック等の欠陥がない。 | |

３．出来形及び出来ばえ　Ⅱ．品質（完成）　①農業土木工事　①-２コンクリー

| | | | |
|---|---|---|---|
| ト | □ | □ | 4.施設の流末は浸食、滞留等が生じないよう処理されている。 |
| ニ | □ | □ | 5.不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や縦目地からの漏水も見られない。 |
| 次 | □ | □ | 6.縦目地の目地モルタルが適切に施工されている。 |
| 製 | □ | □ | 7.製品周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、巻出し・転圧が適切に施工されている。 |
| 品 | □ | □ | 8.製品の縦目地には隙間、ズレがなく、適切に施工されている。 |
| 構 | □ | □ | 9.設置後の製品に有害なクラックや損傷が無い。 |
| 造 | | | |
| 物 | | | **【管水路工事】（一部合成樹脂管路も含む）** |
| 工 | □ | □ | 1.中心線の通りがよい。 |
| 事 | □ | □ | 2.仕様書で示す条件により締め固めが実施されている。 |
| （ | □ | □ | 3.管の両端が均等に埋め戻されていることが確認できる。 |
| 管 | □ | □ | 4.地盤面・基礎面に不陸が生じていないことが確認できる。 |
| 水 | □ | □ | 5.管からの漏水がない。 |
| 路 | □ | □ | 6.コンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。 |
| 工 | □ | □ | 7.合流・分流の接合部では、適切な施工が実施されている。 |
| 事 | □ | □ | 8.水路の流れに支障なく、平坦・勾配に細心の配慮がなされている。 |
| ） | □ | □ | 9.打ち継ぎ目の処理が仕様書通りに適正に実施されている。 |
| | □ | □ | 10.設置後の製品に有害なクラックや損傷が無い。 |

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断　□ できる　□ できない**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・ｂ´

評価値が６０%未満・・・・・・・・・ｃ

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a´ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a´ | b | b´ | b´ |
| | 60%以上75%未満 | b | b´ | c | c |
| | 60%未満 | b´ | c | c | c |

**※有害なクラックが発生した構造物について（別紙－４を参照）**

有害なクラックがある場合、補修ありｃ評価、補修なしｄまたはｅ評価とする。

**クラックの発生**　☐ 有り　☐ 無し

☐ ｃ評価

☐ ｄ評価

☐ ｅ評価

別紙－３（7）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農業土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | d |
|---|---|---|---|
| | | **【共　通】** | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 |
| □ | □ | 1.雨水による崩壊が起きないように、排水対策を実施している。 | |
| □ | □ | 2.筋芝又は種子吹付等を適切に行っている。 | |
| □ | □ | 3.法面に有害なクラックや損傷がない。 | 上記に該当すれば・・・e |
| □ | □ | 4.建設発生土が適切に管理されている。 | |
| □ | □ | 5.施工基面が平滑で所定の強度が得られるように仕上げられている。 | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 |
| □ | □ | 6.建設発生土の再利用が積極的に図られ、現場での放置がなく、時間管理の上で適切に管理されている。 | |
| | | **【切土・掘削】** | 上記に該当すれば・・・d |
| □ | □ | 1.置き換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工している。 | |
| □ | □ | 2.余堀などによる地盤の強度低下を招かないように施工している。 | |
| □ | □ | 3.切取法面において落石等の危険がないように緩んだ転石・岩塊等が除去されている。 | |
| | | **【盛土・築堤等】** | |
| □ | □ | 1.品質管理基準、そのための施工方法が明確になっている。 | |
| □ | □ | 2.良好な施工により、盛土材の品質が設計図書に基づくものになっている。 | |
| □ | □ | 3.段切り等が施工前に適切に行なわれている。 | |
| □ | □ | 4.構造物周辺の締固め等の処理を適正に行なっている。 | |
| □ | □ | 5.締固めを適切な条件の基で施工している。（巻き出し厚が均一で、均等な転圧がされている） | |
| □ | □ | 6.締固め試験により管理され適正な品質としている。 | |
| □ | □ | 7.ＣＢＲ試験等を行なっている。 | |

３．出来形及び出来ばえ　Ⅱ．品質（完成）　①農業土木工事　①-３土工事（切土

・盛土・築堤等工事）

□ □ 8. 施工後の沈下量の測定が適正に実施されている。

□ □ 9. 土羽土の土質が適正である。

**【補強土工】**

□ □ 1. 基礎が沈下しないように充分な強度があるかが確認されて作業がされている。

□ □ 2. 盛土仕上がりの状態が変形のない、はらみのない状態で完成している。

□ □ 3. 補強材の施工にずれ、歪み、はらみ、損傷がないことが確認できる。

□ □ 4. 盛土の締固めを適切な条件（人力機械別・巻出し厚・敷き均し・転圧作業等）で施工されている。

□ □ 5. プレキャスト製品・材料等の品質が工場管理資料により的確に確認できる。

□ □ 6. 現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。

□ □ 7. 盛土の締固め管理（密度等）が適切に実施されていることが確認できる。

□ □ 8. 構造物との取り合いがよく、排水処理が適切に実施されている。

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断　□ できる　□ できない**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|
| | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |

| 評価値 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 90%以上 | a | a´ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a´ | b | b´ | b´ |
| | 60%以上75%未満 | b | b´ | c | c |
| | 60%未満 | b´ | c | c | c |

別紙－３（8）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農業土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | |
|---|---|---|---|
| | | **【共　通】** | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 |
| □ | □ | 1.施工基面が平滑に仕上り、所定の強度が確保されている。（出来上りが波打っていない） | |
| □ | □ | 2.二次製品の受け取りを現場代理人などの責任ある者が、製品を確認し受取り、損傷のないもので施工されている。 | |
| □ | □ | 3.二次製品規格の現場チェックがなされている。（土木部汎用二次製品は除く） | 上記に該当すれば・・・e |
| | | **【護　岸】** | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 |
| □ | □ | 1.裏込材・胴込めコンクリートの充填または締固めが充分で、空隙が生じていない。 | |
| □ | □ | 2.緑化ブロック・石積み（張）・法枠・かごマット等で材料のかみ合わせ、または連結が適切で、裏込材の吸い出しの恐れがない。 | |
| □ | □ | 3.護岸工の端部や曲線部の処理・強度・水密性が適切である。 | 上記に該当すれば・・・d |
| □ | □ | 4.遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が適切である。 | |
| □ | □ | 5.植生工で、植生の種類・品質・配合・施工後の養生が適切である。 | |
| □ | □ | 6.矢板の品質がミルシート等で確認できる。 | |
| □ | □ | 7.矢板打ち込みは、導材を設置し、ぶれ・よじれ・倒れがなく、かみ合わせが適切である。 | |
| □ | □ | 8.材料の品質規格証明書等が整備されている。 | |
| □ | □ | 9.製品の品質管理が適切に行われ、納入月日が確認できる。 | |
| □ | □ | 10.ブロックマットのアンカーピンの配置、打ち込みが適切になされている。 | |
| □ | □ | 11.ブロックマットは、所定の幅で重ねられている。 | |
| □ | □ | 12.丁張りを２重、３重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のため細心の注意をはらっている。 | |
| □ | □ | 13.鉄線蛇籠工の使用では、詰め石のために籠が変形していないことが確認できる。 | |
| □ | □ | 14.口締めの閉じ、鉄筋はよくねじれ堅く締められている。 | |
| □ | □ | 15.有害なクラックや損傷が無い。 | |

| 3.出来形及び出来ばえ | Ⅱ.品質（完成）<br>①農業土木工事<br>①-4河川工事（護 |
|---|---|

岸・根固・水制工事）

【根固・水制】

□ □ 1.根固工・水制工・沈床工・捨石工等で、材料の連結またはかみ合わせが適切である。

□ □ 2.設置間隔、高さ等が設計図書どおりに施工されている。

□ □ 3.鉄線等での結束は、緩みなく緊張していることが確認できる。

□ □ 4.コンクリートブロックの転置・仮置に際し、強度確認を行っている。

□ □ 5.設置されたブロックに破損や補修痕のないことが確認できる。

□ □ 6.異形ブロック等を現場で製作のものは、型枠搬入時に仮組等を実施し、寸法・歪み・傷等をチェックしている。

□ □ 7.異形ブロックの製作で豆板・かけ・型枠の目違いが規定の範囲であることが確認できる。

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断　□ できる　□ できない**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 60%未満 | b´ | c | c | c |

**※有害なクラックが発生した構造物について（別紙－４を参照）**

有害なクラックがある場合、補修ありｃ評価、補修なしｄまたはｅ評価とする。

**クラックの発生**　☐ **有り**　☐ **無し**

☐ **ｃ評価**

☐ **ｄ評価**

☐ **ｅ評価**

別紙－３（9）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□に**レ**マークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農業土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | |
|---|---|---|---|
| | | **【工場製作関係】** | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 |
| □ | □ | 1.鋼材の員数照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認されている。 | |
| □ | □ | 2.塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。 | |
| □ | □ | 3.素地調整の場合、第１種ケレン後４時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 | 上記に該当すれば・・・**e** |
| □ | □ | 4.塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。 | |
| □ | □ | 5.塗料の品質が出荷証明書・塗料証明書で確認できる。 | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 |
| □ | □ | 6.塗装前の処理が適切に実施されていることが確認できる。 | |
| □ | □ | 7.仕様書に定められた制限内の気温・湿度の条件下で塗装を行っていることが確認できる。 | |
| □ | □ | 8.溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 | 上記に該当すれば・・・**d** |
| □ | □ | 9.放射性透過試験により溶接箇所の試験結果報告書が作成され、適正に実施されたことが確認できる。 | |
| □ | □ | １０.キャンバーが規格どおりに確保されている。 | |
| | | **【架設関係】** | |
| □ | □ | 1.ボルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。 | |
| □ | □ | 2.ボルトの締付機・測定機器のキャリブレーションを実施している。 | |
| □ | □ | 3.支承の据付で、コンクリート面のチッピング及びモルタル付着が確認でき、仕上げ面に水切り勾配がついている。 | |
| □ | □ | 4.ボルトの品質がミルシート等で確認できる。 | |
| □ | □ | 5.架設の結果、塗装面を損傷していない。 | |
| □ | □ | 6.現場塗装で塗り残し、むら等がない。 | |
| □ | □ | 7.鋼材の保管にあたり変形及び塗装面に損傷を与えないように適切に管理されている。 | |

**３．出来形及び出来ばえ**　**Ⅱ．品質（完成）**　**①農業土木工事**　**①-５鋼橋工事（RC**

床版工事はコンクリート構造物に準ずる）

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断　☐ できる　☐ できない**

☐ ばらつき５０%以下

☐ ばらつき８０%以下

☐ ばらつき８０%超え

☐ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |
| | 60%未満 | **b´** | **c** | **c** | **c** |

別紙－３（10）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農林土木及び林業土木工事施工管理基準その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅱ．品質（完成）<br>①農業土木工事<br>①-６地すべり防止 | 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | 判定 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | **【共　通】** | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 |
| | | □ | □ | 1.地山との取り合わせが適切に行われている。 | |
| | | □ | □ | 2.施工基面が平滑に仕上げられ、所定の強度が確保されている。（出来上がりが波打っていない） | |
| | | □ | □ | 3.材料の品質規定証明書が整備されている。 | 上記に該当すれば・・・**e** |
| | | | | **【コンクリート堰堤工、床止工】** | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 |
| | | □ | □ | 1.設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/ｃ・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。（ＪＩＳＡ－５３０８以外の生コンを使用する場合） | |
| | | □ | □ | 2.コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度、スランプ・空気量等が確認できる。 | 上記に該当すれば・・・**d** |
| | | □ | □ | 3.施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、バイブレーターによる締固、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） | |
| | | □ | □ | 4.型枠、支保工の組立が適正で、コンクリート打設後、取り外し時期がコンクリート強度等で適正に管理されてiいる。 | |
| | | □ | □ | 5.コンクリートの打ち直しや補修の痕跡がない。 | |
| | | □ | □ | 6.コンクリート打設時に雨水やわき水が適切に処理されている。 | |
| | | □ | □ | 7.コンクリートの現場養生用の供試体が当該現場のものであることが確認できる。 | |
| | | □ | □ | 8.コンクリート打設前に打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 | |
| | | □ | □ | 9.コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 | |
| | | □ | □ | １０.鉄筋の組立・加工が適切であることが確認できる。 | |
| | | □ | □ | １１.基礎地盤が確認され、適切に基盤面が仕上げられていることが確認できる。 | |
| | | □ | □ | １２.掘削法面勾配が、正確に施工されていることが確認できる。 | |
| | | □ | □ | １３.排水パイプ、吸い出し防止材が適切に施工されていることが確認できる。 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 工事等 | □ | □ | １４. 床固め及び帯工等との取り付け部が適切に施工されている。 |
| | □ | □ | １５. 流路工の付属物の施工が適切に施工されている。 |
| | □ | □ | １６. リフトスケジュールが作成され、コンクリート打設時期・養生が適切に行われている。 |
| | □ | □ | １７. 有害なクラックや損傷が無い |
| | | | **【かご工】** |
| | □ | □ | １. かご工の積み方が適正で、変形がなく、垂直に立ち上がっている。 |
| | □ | □ | ２. かごは芋目地にならないよう交互に積み上げられている。 |
| | □ | □ | ３. 層積みの線が中だるみなく、水平に整っている。 |
| | □ | □ | ４. 口締めの閉じ、鉄筋はよくねじれ堅く締められている。 |
| | □ | □ | ５. かごマット・蛇篭の詰め石の施工が適切で空隙が生じていない。 |
| | □ | □ | ６. かごマット・蛇篭の中詰め石が仕様書に定められた大きさで施工されている。 |
| | | | **【集水井工】** |
| | □ | □ | １. ライナープレート等の組立にあたり、偏心と歪みに配慮し、施工を行っている。 |
| | □ | □ | ２. ライナープレート等と地山との隙間が少なくなるように施工を行っている。 |
| | □ | □ | ３. 地すべり状況を把握し、掘削中の地盤構造、湧水の記録が整備されている。 |
| | □ | □ | ４. ライナープレート等を確実に固定できるように掘削が入念に施工され、ライナープレート端に触れることなく、鉛直方向に正確に施工されていることが確認できる。 |
| | □ | □ | ５. ライナープレート等が仕様書に示す深さごとに１枚ずつ実施されていることが確認できる。 |
| | □ | □ | ６. ライナープレート等の接続（ボルトと締付）が仕様書に示すとおりに実施されている。 |
| | | | **【抑止杭工】** |
| | □ | □ | １. 杭に損傷及び補修痕がないことを確認できる。 |
| | □ | □ | ２. 既製杭の打ち止めの管理方法、又は場所打ち杭の施工管理方法が整理され、かつ、記録で確認できる。 |
| | □ | □ | ３. 杭の偏心管理が確認できる。 |
| | □ | □ | ４. 溶接の品質管理に関して、仕様書等に定められた事項が確認できる。 |
| | □ | □ | ５. 杭の継ぎ手溶接、あるいは接続が丁寧に施工されていることが確認できる。 |
| | □ | □ | ６. グラウト及び中詰コンクリートが、丁寧に施工されていることが確認できる。 |
| | □ | □ | ７. グラウトの泥水処理において、的確に施工されていることが確認できる。 |
| | | | **【承水路工・排水路工】** |

□ □ 1. 施設の出来あがりに凹凸がなく、丁寧に仕上げられている。
□ □ 2. 既設道路及び水路施設等との取付けがなじみが良く、施工されている。
□ □ 3. 構造物側面の埋戻しは、仕様書で示す条件により締め固めが実施されている。
□ □ 4. 継目が仕様書で示す条件により施工されている。

**【水抜きボーリングエ】**

□ □ 1. 孔口間隔が正確であり、孔口の接続が丁寧に仕上げられている。
□ □ 2. 保孔管内部の洗浄作業が確認できる。
□ □ 3. 保孔管のストレーナー加工が適切であることが確認できる。
□ □ 4. 孔口部の土砂崩壊防止、排水口の流末処理、侵食防止が適切に施工されている。
□ □ 5. 集・排水ボーリングエの方向、角度、及び長さが設計図書に示されたとおりに適正になるよう施工上の配慮がなされている。
□ □ 6. 検尺について監督員の立合または、指示により確認されている。
□ □ 7. 保孔管が掘削全延長に挿入されていることが確認できる。

**【落石・雪崩防止工】**

□ □ 1. 材料の品質規格証明書等が整備されている。
□ □ 2. 施工基面が乱さないように施工されている。
□ □ 3. 設置位置、設置の方向などが適正に施工されている。
□ □ 4. 基礎が地山となじみよく施工されている。
□ □ 5. 基礎周辺の湧水の処理、及び流水の洗堀に処理がなされている。
□ □ 6. ワイヤ式の防護工の場合は、張力にゆるみがないことが確認できる。

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断　□ できる　□ できない**

□ ばらつき５０%以下
□ ばらつき８０%以下
□ ばらつき８０%超え
□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |
| | 60%未満 | **b´** | **c** | **c** | **c** |

**※有害なクラックが発生した構造物について（別紙－４を参照）**

有害なクラックがある場合、補修ありｃ評価、補修なしｄまたはｅ評価とする。

**クラックの発生**　☐ **有り**　☐ **無し**

☐ **ｃ評価**

☐ **ｄ評価**

☐ **ｅ評価**

別紙－３（11）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農林土木及び林業土木工事施工管理基準その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 |
|---|---|---|
| | | **【共　通】** |
| □ | □ | １．できあがりの平坦性が確保されている。 |
| □ | □ | ２．排水勾配が適正にセットされ、水溜まりが生じていない。 |
| □ | □ | ３．乗り入れ箇所などの接合部がスムーズに取り付けられている。 |
| □ | □ | ４．歩車道境界ブロックなどの製品物の並びがきれいに通っている。 |
| □ | □ | ５．付属構造物との接合部など、路面にたわみがない。 |
| | | **【路体・路床・路盤工関係】** |
| □ | □ | １．路体盛土の施工前に段切り等が適切に行われている。 |
| □ | □ | ２．路体盛土の締め固めを適切な条件で施工されている。 |
| □ | □ | ３．路床路盤工のプルフローリングを行っており、沈下等の不具合があった場合は、良質の材料と入れ替えるなどの対策を行っている。 |
| □ | □ | ４．軟弱地盤など路床工にとって不適合なものに対し、対応策が取られている。 |
| □ | □ | ５．材料が分離しないようにおろす位置、方法が適正な方法で行われている。 |
| □ | □ | ６．構造物周辺の締固め等が、適切に行われている。 |
| □ | □ | ７．路体・路床・路盤工の密度管理が適切に行われている。 |
| □ | □ | ８．材料の品質証明書が整理されている。 |
| □ | □ | ９．掘削面の凹凸を除去し、均一な路床安定処理工が実施されている。 |
| □ | □ | １０．舗装の出来あがりを左右する路盤工が平坦に出来上がっていることが確認できる。 |
| □ | □ | １１．設計図書に基づき、所定の厚さ管理が行われ、かつ品質管理が実施されている。 |
| □ | □ | １２．構造物とのすり付けが適正に実施され、ゆるんだところがない。 |

| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅱ．品質（完成）①農業土木工事①-７道路工事・舗 | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。<br>上記に該当すれば・・・e<br>□ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。<br>上記に該当すれば・・・d |
|---|---|---|

| | | | |
|---|---|---|---|
| 装工事 | □ | □ | １３. 設計図書通りの施工に、水溜まりなく、表面仕上げにキャタビラの跡がなく、平坦に仕上がっている。 |
| | □ | □ | １４. 構造物周辺の締め固め等で振動ローラ等による入念な施工が実施されている。 |
| | □ | □ | １５. 路盤材に不適な混合物の混入防止が図られ、混入のないことが確認できる。 |
| | | | **【アスファルト舗装関係】** |
| | □ | □ | １. 設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われており、適切な混合物の規格が確認できる。（アスファルト混合物の事前審査制度の適用工事は除く） |
| | □ | □ | ２. 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 |
| | □ | □ | ３. 舗設後、直ちに供用する必要のある現場で、交通解放時の温度管理を適切に行っている。 |
| | □ | □ | ４. 舗設の各層の継ぎ目が仕様書に定められた数値以上にずらしていることが確認できる。 |
| | □ | □ | ５. 目地の処理が仕様書に定められたとおりであることが確認できる。 |
| | □ | □ | ６. 気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業（締め固め等）の配慮が行われている。 |
| | □ | □ | ７. 乳剤が均一に散布され、第３者への飛散防止対策、及び構造物への付着などに細心の注意が払われている。 |
| | □ | □ | ８. アスカーブの施工において細かな配慮がなされ、丁寧に施工されている。 |
| | □ | □ | ９. 路肩処理、縁端処理の施工において細やかな配慮がなされ、丁寧に施工されている。 |
| | | | **【コンクリート舗装関係】** |
| | □ | □ | １. 設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/ｃ・最大・塩基総量等）が確認できる。（ＪＩＳＡ－５３０８以外の生コンを使用する場合） |
| | □ | □ | ２. コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度、スランプ・空気量等が確認できる。 |
| | □ | □ | ３. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、バイブレーターによる締固、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） |
| | □ | □ | ４. コンクリート打設までのチェアー、タンバー等の保管管理が適正であることが確認できる。 |
| | □ | □ | ５. コンクリート版の４隅、スリップバー、タンバー等の付近は、分離したコンクリートが集まらないようにしている。 |
| | □ | □ | ６. コンクリート舗装の表面は粗面仕上げで、かつ平坦、緻密、堅硬な表面仕上げになっている。 |
| | □ | □ | ７. コンクリート舗装の表面仕上げで縦方向に凹凸がない。 |
| | □ | □ | ８. 目地の隣り合わせの舗装面に段差がない。 |
| | | | **【橋面舗装】** |
| | □ | □ | １. 橋面舗装では、舗装に先駆け行う防水工においてむらがなく、橋面の防水前、及び施工後の測定を行っている。 |
| | □ | □ | ２. 水の浸入を防止する舗装端部の処理が適正に施工されている。 |
| | □ | □ | ３. 防水シートは、橋面部を洗浄し、水分計等で床版が十分に乾燥したことを確認した後に付着を適切に行っている。 |

□ □ 4.舗装コアを採取しない場合は、別途適切な方法で密度管理を行っている。

□ □ 5.床版工のスペーサーは、本体コンクリートと同等の品質で１m2当たり４個以上の設置が確認できる。

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断　□ できる　□ できない**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |
| | 60%未満 | **b´** | **c** | **c** | **c** |

別紙－３（12）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農業土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | |
|---|---|---|---|
| | | **【共　通】** | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 |
| □ | □ | 1.施工基面が平滑に仕上げられている。 | |
| □ | □ | 2.湧水・地表水の処理が適切で侵食・亀裂等がない。 | |
| □ | □ | 3.ラス張工は、地山に均等になじむように張られ、浮いているところがないように施工されている。 | 上記に該当すれば・・・e |
| □ | □ | 4.金網・ネット等が仕様書の通り施工され、仕上げ面から適正な間隔を保ち固定されている。 | |
| □ | □ | 5.法肩の地山への巻き込みが適正に施工されている。 | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 |
| □ | □ | 6.ネットの設置にあたり法面への固定方法が適切である。 | |
| □ | □ | 7.地山表面の不純物の除去が確実に実施されている。 | |
| | | | 上記に該当すれば・・・d |
| | | **【種子吹付工・客土吹付工・厚層基材吹付工関係】** | |
| □ | □ | 1.土壌試験を実施し、施工に反映している。 | |
| □ | □ | 2.ネット等の重ね幅が１０ｃｍ以上確保されている。 | |
| □ | □ | 3.吹付厚さが均等である。 | |
| □ | □ | 4.吹付け厚さによって必要な場合、２層以上の吹き付けは、層を分けて施工していることが確認できる。 | |
| □ | □ | 5.跳ね返り材料が適切に処理されている。 | |
| □ | □ | 6.厚さによる２層以上の吹き付けでは、剥離がないことが確認できる。 | |
| □ | □ | 7.種子の品質が適正なことが書類等で確認できる。 | |
| | | **【コンクリートまたはモルタル吹付工関係】** | |
| □ | □ | 1.金網等の重ね幅が１０ｃｍ以上確保されている。 | |
| □ | □ | 2.吹付け厚さが均等である。 | |

| 3. 出来形及び出来ばえ | Ⅱ. 品質（完成）① 農業土木工事 ①-8 法面工事 |
|---|---|

□ □ 3. 跳ね返り材料が適切に処理されている。
□ □ 4. 金網が仕様書の通り施工され、仕上げ面から適正な間隔を保ち固定されている。
□ □ 5. 金網等の設置にあたり、法面への固定方法が適切である。
□ □ 6. 水抜きパイプが適切に配置されている。

**【現場打ち法枠工関係】**

□ □ 1. アンカーの施工長さが確認できる。
□ □ 2. 現場養生が適切に行われていることが確認できる。
□ □ 3. 枠内に空隙がないことが確認できる。
□ □ 4. 層間に、はく離がないことが確認できる。
□ □ 5. 跳ね返り材料が適切に処理されている。
□ □ 6. アンカーが確実に固定されている。

**【アンカーエ】**

□ □ 1. ボルトの締付確認が実施され、適切に管理されている。
□ □ 2. ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。
□ □ 3. アンカー施工までの定着具、テンドン等の保管管理が適正である。
□ □ 4. アンカー等の組み立て・加工が適正で損傷・汚れがない。
□ □ 5. グラウト注入のセメントミルクの品質・強度及び充填確認が資料等により確認できる。
□ □ 6. 削孔の位置・削孔長・方向について確認できる記録が管理されている。
□ □ 7. 削孔内の洗浄が適切に施工され、スライムの除去が資料で確認できる。
□ □ 8. 設計アンカーの耐力確保のためにジャッキの試験成績表に基づき、定着荷重の資料が整備されている。
□ □ 9. 材料・製品の品質・規格等がミルシート等により確認できる。

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**
**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断　□ できる　□ できない**

□ ばらつき５０%以下
□ ばらつき８０%以下
□ ばらつき８０%超え
□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | ばらつきが小さい | ばらついている | ばらつきが大きい | |
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |
| | 60%未満 | **b´** | **c** | **c** | **c** |

別紙－３（13）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□に**レ**マークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農業土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | |
|---|---|---|---|
| | | **【共　通】** | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 |
| □ | □ | 1.水平度・安全度・鉛直度等が確認できる。 | |
| □ | □ | 2.掘削深度・排出土砂・孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度・比重が適切に管理されている。 | |
| □ | □ | 3.ケーシングをはじめ、加工組立した鉄筋等について細心の注意で施工されている。（バランス良い吊り） | 上記に該当すれば・・・**e** |
| □ | □ | 4.裏込材注入の圧力等が施工記録により確認できる。 | |
| □ | □ | 5.測定機器のキャリブレーションを実施している。 | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 |
| | | **【深礎工】** | |
| □ | □ | 1.ライナープレート等の組立にあたって、偏心と歪みが少なくなるよう配慮されている。 | 上記に該当すれば・・・**d** |
| □ | □ | 2.支持地盤の確認が、ボーリングデーター等により適格に実施されている。 | |
| | | **【既製杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒等）】** | |
| □ | □ | 1.杭の損傷及び補修痕がない。 | |
| □ | □ | 2.杭の打止め管理方法が整備され、支持強度等に係る記録が確認できる。 | |
| □ | □ | 3.溶接の品質管理に関して仕様書で定められた事項が確認できる。 | |
| □ | □ | 4.打ち込み機械が堅個な足場に固定され、施工されていることが確認できる。 | |
| □ | □ | 5.溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 | |
| □ | □ | 6.杭頭処理にあたり、設計図書に基づき適切な処理が実施されている。 | |
| □ | □ | 7.杭先端の根固め工法において、品質が確保されたセメントミルクにより施工され、打設量が確認できる。 | |
| | | **【場所打ち杭関係】** | |

**３．出来形及び出来ばえ**　**Ⅱ．品質（完成）**　**①農業土木工事**　**①-９基礎工事**

□ □ 1. 杭の施工管理方法が整備され、かつ記録が確認できる。
□ □ 2. 場所打ち杭についてトレミー管をコンクリート内に２ｍ以上入れて施工していることが確認できる。
□ □ 3. 鉄筋の加工組立及び設置が適正に行われている。
□ □ 4. スライム処理が適正に行われていることが確認できる。

**【ケーソン】**

□ □ 1. ケーソンの位置及び沈下速度が管理資料から適正であることが確認できる。
□ □ 2. 施工基盤が平板載荷試験で堅固であることが確認できる。
□ □ 3. 型枠は、表面がきれいになっているものを使うために適正に処理がなされている。
□ □ 4. 打ち継ぎ目の処理が適切に行われている。

**【コンクリート工（場所杭の中詰め用等）】**

□ □ 1. 設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行なわれており、適切なコンクリートの規格（強度・W／C
・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。（ＪＩＳ　Ａ－５３０８以外の生コンを使用する場合）
□ □ 2. コンクリート打設時に必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。
□ □ 3. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間・打設時の投入高さ等が適切に行われている。
□ □ 4. コンクリートの現場養生用の供試体が当該現場のものであることが確認できる。
□ □ 5. 機器及び部品等で性能検査をするものは、製造者又は公的機関の証明書が整理されている。
□ □ 6. コンクリート及びセメントコンクリート製品の使用にあたりアルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認している。
（高炉セメントＢ種・Ｃ種を使用したコンクリートの場合は評価対象から除外する。）
□ □ 7. コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。
□ □ 8. 鉄筋の組立・加工が適切であることが確認できる。
□ □ 9. スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。
□ □ １０. 鉄筋圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。
□ □ １１. 鉄筋の規格・引張強度・曲げ強度の試験値をミルシート等で確認できる。

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**
**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断**　□ **できる**　□ **できない**

□ ばらつき５０%以下
□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |
| | 60%未満 | **b´** | **c** | **c** | **c** |

別紙－３（14）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□に**レ**マークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農業土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | |
|---|---|---|---|
| | | **【共　通】** | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 |
| □ | □ | 1.使用材料は、数量をはじめ、安全性が確認できる品質証明書が整理されている、 | |
| □ | □ | 2.施工ポイントにロッドのセンターが合っているか、ロッドの寸法及び残尺をもって確認できる。 | |
| □ | □ | 3.機械の安定を確保し、垂直精度を確認し、孔曲がりの防止につとめ、水平度・鉛直度が確保されている。 | 上記に該当すれば・・・**e** |
| □ | □ | 4.注入量は、流量計を使用し、規定分の注入材を注入したことが確認できる。 | |
| □ | □ | 5.改良地盤にあっては、改良間が規定通りに改良がなされ、強弱がないことが確認できる。 | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 |
| □ | □ | 6.工事着手前に配合試験、一軸圧縮試験等を実施し、それに基づいた施工が実施されている。 | |
| | | **【薬液注入工】** | 上記に該当すれば・・・**d** |
| □ | □ | 1.薬液の配合は、常に設定されたゲルタイムになるように日々管理がなされている。 | |
| □ | □ | 2.注入順序はステップアップ方式とし正規の間隔で引き上げ管理していることが確認できる。 | |
| □ | □ | 3.注入は、吐出量を一定に保つように圧力管理が実施されている。 | |
| □ | □ | 4.注入状況を証明する記録用紙には、監督員の検印されたもので整理されている。 | |
| □ | □ | 5.注入完了後は、設計を満足する結果かどうかを透水試験等により確認されている。 | |
| □ | □ | 6.薬液注入箇所周辺の地下水及び公共用水域等の水質汚濁の状況を監視し、測定結果が水質基準に適合している。 | |
| | | **【高圧噴射撹拌工】** | |
| □ | □ | 1.噴射テストにより施工仕様の確認を実施している。 | |
| □ | □ | 2.造成の際には、圧力・回転数などの施工仕様に基づき管理されていることが確認できる。 | |
| □ | □ | 3.注入材の管理は、常に練り上がった注入材の比重をマッドバランスで管理し、日々測定の比重管理が実施されている。 | |
| □ | □ | 4.規定の有効径が確保され、一軸圧縮強度試験により強度管理されている。 | |

**３．出来形及び出来ばえ**　**Ⅱ．品質（完成）**　**①農業土木工事**　**①-10地盤改良工事**

（サンドマット等は【盛土・築提】で評定）

□ □ 5.六価クロム溶脱に対する確認が実施され、本工事が実施されている。

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断　□ できる　□ できない**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |
| | 60%未満 | **b´** | **c** | **c** | **c** |

別紙－３（15）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農林土木及び林業土木工事施工管理基準その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 該当 | 評価 | 「評価対象項目」 |
|---|---|---|
| □ | □ | 1.仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 |
| □ | □ | 2.材料の品質規定証明書が整備されている。 |
| □ | □ | 3.仕様書等で示す条件により締固めが実施されている。 |
| □ | □ | 4.管布設の際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 |
| □ | □ | 5.被覆材の投入が適切に実施されている。 |

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が２項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断**　□ **できる**　□ **できない**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・**c**

□ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。

上記に該当すれば・・・**e**

□ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。

上記に該当すれば・・・**d**

**３．出来形及び出来ばえ**

**Ⅱ．品質（完成）**

**①農業土木工事**

**①-11暗渠排水工事**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a´ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a´ | b | b´ | b´ |
| | 60%以上75%未満 | b | b´ | c | c |
| | 60%未満 | b´ | c | c | c |

別紙－３（16）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農業土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 |
|---|---|---|
| | | **３．出来形及び出来ばえ　Ⅱ．品質（完成）　①農業土木工事　①-12区画整理工事** |
| □ | □ | １．仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 |
| □ | □ | ２．材料の品質規定証明書が整備されている。 |
| □ | □ | ３．気象条件を考慮した施工が確認できる。 |
| □ | □ | ４．地表排水及び地下水（湧水）の処理が適切に行われていることが確認できる。 |
| □ | □ | ５．濁水の流出等の防止に十分留意して施工している。 |
| □ | □ | ６．石礫、根株等の除去は仕様書に定められたとおり実施されている。 |
| □ | □ | ７．表土剥ぎ取り、基盤切盛、畦畔築立、基盤整地、表土整地は、仕様書及び設計図書により施工されている。 |
| □ | □ | ８．進入路について耕作に支障がないように施工されている。 |
| □ | □ | ９．用・排水路の縦断勾配等については、ほ場面標高等を考慮して施工されている。 |
| □ | □ | １０．用・排水路の施工基面が平滑に仕上げられている。 |
| □ | □ | １１．構造物側面の盛土、埋戻しは、仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。 |
| □ | □ | １２．法面に有害なクラックや損傷がない。 |
| □ | □ | １３．二次製品、管のつり込み、据え付けの際に常に十分な注意を払っていることがうかがえる。 |
| □ | □ | １４．二次製品との取り付け部コンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。 |
| □ | □ | １５．設置後の製品に有害なクラックや損傷が無い。 |

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断**　□ **できる**　□ **できない**

□ ばらつき５０%以下

□ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補（手直し）指示を行った。

上記に該当すれば・・・**e**

□ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。

上記に該当すれば・・・**d**

☐ ばらつき８０%以下

☐ ばらつき８０%超え

☐ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |
| | 60%未満 | **b´** | **c** | **c** | **c** |

**※有害なクラックが発生した構造物について（別紙－４を参照）**

有害なクラックがある場合、補修ありｃ評価、補修なしｄまたはｅ評価とする。

**クラックの発生**　☐ **有り**　☐ **無し**

☐ **ｃ評価**

☐ **ｄ評価**

☐ **ｅ評価**

別紙－３（17）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農業土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 |
|---|---|---|
| | | **３．出来形及び出来ばえ　Ⅱ．品質（完成）　①農業土木工事　①-13 矢板護岸工事** |
| □ | □ | １．仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 |
| □ | □ | ２．材料の品質規格証明書等が整備されている。 |
| □ | □ | ３．盛土埋戻の施工について、設計書･仕様書等で示す条件により適切に行われている。 |
| □ | □ | ４．施工基面及び法面等が平滑に仕上げられている。（出来上がりが波を打っていない） |
| □ | □ | ５．護岸の端部や曲線部の処理・強度・水密性が適切である。 |
| □ | □ | ６．矢板の打ち込みは、導材を設置し、ぶれ、よじれ、倒れがなく、かみ合わせが適切である。 |
| □ | □ | ７．切梁、腹起類の接続部が適切に処理されている。 |
| □ | □ | ８．溶接施工上の注意事項（標準仕様書）が守られている。 |
| □ | □ | ９．塗装施工上の注意事項（標準仕様書）が守られている。 |
| □ | □ | １０．コンクリート構造物にきめ細かな施工がうかがえる。 |
| □ | □ | １１．有害なクラックや損傷が無い。 |
| □ | □ | １２．コンクリートの現場養生が仕様書の規定に従い適切に実施されている。 |
| □ | □ | １３．鉄筋の組立加工が適切であることが確認できる。 |
| □ | □ | １４．その他（理由： |

□ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。

上記に該当すれば・・・e

□ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。

上記に該当すれば・・・d

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断　□ できる　□ できない**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |
| | 60%未満 | **b´** | **c** | **c** | **c** |

**※有害なクラックが発生した構造物について（別紙－４を参照）**

有害なクラックがある場合、補修ありｃ評価、補修なしｄまたはｅ評価とする。

**クラックの発生**　□ **有り**　□ **無し**

□ **ｃ評価**

□ **ｄ評価**

□ **ｅ評価**

別紙－３（18）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農業土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 |
|---|---|---|
| | | **３．出来形及び出来ばえ** |
| | | **Ⅱ．品質（完成）** |
| | | **①農業土木工事** |
| | | **①-14ため池工事** |
| □ | □ | １．仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 |
| □ | □ | ２．材料の品質規定証明書が整備されている。 |
| □ | □ | ３．建設発生土が適切に管理されている。 |
| □ | □ | ４．施工基面及び法面が平滑に仕上げられている。 |
| □ | □ | ５．雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施している。 |
| □ | □ | ６．気象条件を考慮した施工が確認できる。 |
| □ | □ | ７．段切り等が適切に施工されている。 |
| □ | □ | ８．構造物周辺の締固め等の処理を適正に行っている。 |
| □ | □ | ９．盛土・埋戻の施工について、設計書･仕様書等で示す条件により適切に行われている。（まき出し厚が均一、均等な転厚） |
| □ | □ | １０．シート施工面が平滑に仕上げられている。 |
| □ | □ | １１．シートの重ね幅が確保され、適切に接続されている。 |
| □ | □ | １２．構造物に有害なクラックや損傷が無い。 |
| □ | □ | １３．構造物の鉄筋の組立加工が適切であることが確認できる。 |
| □ | □ | １４．その他（理由： |

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断**　□ **できる**　□ **できない**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。

上記に該当すれば・・・**ｅ**

□ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。

上記に該当すれば・・・**ｄ**

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |
| | 60%未満 | **b´** | **c** | **c** | **c** |

**※有害なクラックが発生した構造物について（別紙－４を参照）**

有害なクラックがある場合、補修ありｃ評価、補修なしｄまたはｅ評価とする。

**クラックの発生**　□ **有り**　□ **無し**

□ **ｃ評価**

□ **ｄ評価**

□ **ｅ評価**

別紙－３（19）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農業土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | |
|---|---|---|---|
| | | **【削井工・取水施設工】** | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 |
| □ | □ | 1.材料の品質規格証明書等が整備されている。 | |
| □ | □ | 2.設計図書に示されたとおりにストレーナーの位置が正確に設置されている。 | |
| □ | □ | 3.ケーシングパイプの挿入に壁面の崩壊がないことが確認できる。 | 上記に該当すれば・・・e |
| □ | □ | 4.充填材に均一な砂利が使われている。 | |
| □ | □ | 5.井戸が鉛直であることが確認できる。 | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 |
| □ | □ | 6.揚水試験を適切に行い、施工に反映している。 | |
| □ | □ | 7.削井完了後、電気検層により記録が適正に管理されている。 | |
| □ | □ | 8.ポンプの据え付け位置が適切である。 | 上記に該当すれば・・・d |
| □ | □ | 9.電気設備及びポンプが正常に稼動することが確認できる。 | |
| □ | □ | １０.機器の性能・機能が設計図書どおりであることが確認できる。 | |
| □ | □ | １１.製造者による試験等が的確に行われ、設計図書に適合する証明書が整備されている。 | |
| □ | □ | １２.施工の品質・形状が的確で良好な施工である。 | |
| □ | □ | １３.機器の適切性が確認でき、試験運転の記録が確認できる。 | |
| □ | □ | １４.不可視部分が写真等の資料から適切に施工されていることが確認できる。 | |
| | | **【散水工】** | |
| □ | □ | 1.コンクリート二次製品の場合は、損傷のないもので、品質・規格が証明書により確認できる。 | |
| □ | □ | 2.アスファルトカッターによる舗装切断は、慎重な施工によるやり直しがないことが確認できる。 | |
| □ | □ | 3.掘削面以下を乱さないように入念に施工され、施工基面が平坦に仕上げられている。 | |
| □ | □ | 4.補修痕等がなく、施工方法が適正に行われたことが工事中写真等の記録により確認できる。 | |

３．出来形及び出来ばえ　Ⅱ．品質（完成）　①農業土木工事　①-15消雪工事

□ □ ５.ノズルのコンクリート面が平坦に仕上げられ、孔の位置が流動方向を考慮して適切に設置されている。

□ □ ６.既設構造物との取り合い及び曲線部の施工が適切に行われている。

□ □ ７.鉄筋及びコンクリートの施工が適切に行われている。

□ □ ８.二次製品は、ブロックの接合でねじれがなく、滑らかで、かつ適切な隙間間隔で施工されていることが確認できる。

□ □ ９.現場打ちのノズル位置が適正に設置されていることが確認できる。

□ □ １０.二次製品の設置後の埋め戻しは、締め固めに注意が払われ、適切に行われ、沈下の状況がなく、隣接ブロック滑らかである。

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断　□ できる　□ できない**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |
| | 60%未満 | **b´** | **c** | **c** | **c** |

別紙－３（20）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農林土木及び林業土木工事施工管理基準その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | |
|---|---|---|---|
| | | **【共　通】** | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 |
| □ | □ | 1.マンホールにおいて出来形管理基準を満足し、連結部には止水シール、止水ゴムが適切に設置されている。 | |
| □ | □ | 2.インバートは形状、勾配等が適正で漏水がない。 | |
| □ | □ | 3.防食被覆が入念に実施され、かつ表面が滑らかである。 | 上記に該当すれば・・・e |
| □ | □ | 4.マンホールにおいて各部材にクラック等がなく、漏水がない。 | |
| □ | □ | 5.マンホールの足掛金具の位置、方向、出が適正で、鉄蓋位置については、ガタツキがなく仕上がり、天端高さも適正である。 | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 |
| □ | □ | 6.材料の品質規格証明書等が整備されている。 | |
| □ | □ | 7.出来形管理基準を満足しており、目立った屈曲や沈下がない。 | 上記に該当すれば・・・d |
| □ | □ | 8.管渠において漏水個所がなく、影響を与えるクラックや変形がない。 | |
| □ | □ | 9.管渠継ぎ手部及びマンホール連結部の目地仕上げが良好である。 | |
| □ | □ | 10.不可視部分が写真等の資料から適正に施工されていたことが確認できる。 | |
| □ | □ | 11.マンホール用品の規格・品質がミルシートで確認できる。 | |
| □ | □ | 12.管渠の規格・品質がミルシートで確認できる。 | |
| | | **【開削工】** | |
| □ | □ | 1.管渠継ぎ手部ボルトの締め付け確認が実施され、適正に記録が管理されている。 | |
| □ | □ | 2.置き換えのための掘削を行うにあたり掘削面以下を乱さないように施工している。 | |
| □ | □ | 3.埋め戻しにおいて締固めが適正な方法で施工されており、工事終了後に沈下がない。 | |
| □ | □ | 4.混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 | |
| □ | □ | 5.管渠の接合状況が良好であることが確認できる。 | |

3．出来形及び出来ばえ

Ⅱ．品質（完成）①農業土木工事

①-16 集落排水工事

（管渠工）

□ □ 6. 管の周辺に空隙、ゆるみがない

**【推進工】**

□ □ 1. 防食被覆が入念に施工されていることが確認できる。
□ □ 2. 管底に水がたまった形跡がない。
□ □ 3. 薬液注入工において削孔・注入の状況及び効果が管理資料から確認できる。
□ □ 4. 排水処理工において送排泥管の流量測定記録、逸水の管理が適正に実施されていることが確認できる。
□ □ 5. 測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。
□ □ 6. 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。
□ □ 7. 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。

**【シールド】**

□ □ 1. セグメントの規格・品質がミルシートで確認できる。
□ □ 2. 溶接作業にあたり作業員の技量確認を行っている。
□ □ 3. 二次コンクリート打設前に付着物除去のための十分な水洗清掃を行っていることが確認できる。
□ □ 4. 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。
□ □ 5. シールド推進作業等がデータで確認できる。
□ □ 6. 裏込め注入状況がデータで確認できる。
□ □ 7. 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断　□ できる　□ できない**

□ ばらつき５０%以下
□ ばらつき８０%以下
□ ばらつき８０%超え
□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |
| | 60%未満 | **b´** | **c** | **c** | **c** |

別紙－３（21）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□に**レ**マークを記入する。　　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農業土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 |
|---|---|---|
| | | **【共　通】** |
| □ | □ | 1.設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行なわれており、適切なコンクリートの規格（強度・W／C・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。（ＪＩＳ　Ａ－５３０８以外の生コンを使用する場合） |
| □ | □ | 2.コンクリート打設時に必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 |
| □ | □ | 3.施工条件及び気象条件に適した運搬時間・打設時の投入高さ・バイブレータによる締固・養生方法等を適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） |
| □ | □ | 4.型枠、支保工の組立が適正で、コンクリート打設後、取り外し時期がコンクリート強度等で適正に管理されている。 |
| □ | □ | 5.鉄筋の規格・引張強度・曲げ強度の試験値をミルシート等で確認できる. |
| □ | □ | 6.コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 |
| □ | □ | 7.スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 |
| □ | □ | 8.鉄筋圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 |
| □ | □ | 9.鉄筋の組立・加工が適切であることが確認できる。 |
| □ | □ | １０.コンクリート打設時に雨水やわき水が適切に処理されている。 |
| □ | □ | １１.コンクリートの現場養生用の供試体が当該現場のものであることが確認できる。 |
| □ | □ | １２.コンクリートの打ち直しや補修の痕跡がない |
| □ | □ | １３.施工の打ち継ぎ目では、コンクリート打設前の清掃等が適切に行われている。 |
| □ | □ | １４.有害なクラックや損傷がない。 |
| | | **【製作関係】** |
| □ | □ | 1.製品の員数をはじめ規格の照合がミルシート等（現場照合を含む）で確認できる。 |
| □ | □ | 2.作業実施前に装置（機器）のキャリブレーションが実施されている。 |

| 評価 |
|---|
| □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。<br>上記に該当すれば・・・**e** |
| □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。<br>上記に該当すれば・・・**d** |

**３．出来形及び出来ばえ**

**Ⅱ．品質（完成）**

**①農業土木工事**

**①-17コンクリー**

ト橋工事（ＰＣ及びＲＣを対象）

□ □ ３．スペーサーの材料が適正で、品質が確認できる。

□ □ ４．プレビーム桁のプレフレクション管理が適切に実施されている。

□ □ ５．緊張及びグラウト管理が適切に管理されている。

□ □ ６．プレストレッシング時のコンクリート強度が最大圧縮応力度の１．７倍以上であることが確認できる。

**【架設関係】**

□ □ １．支承の据付で、コンクリート面のチッピング及びモルタルでの付着が確認でき、仕上げ面に水切り勾配がついている。

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断　□ できる　□ できない**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |
| | 60%未満 | **b´** | **c** | **c** | **c** |

**※有害なクラックが発生した構造物について（別紙－４を参照）**

有害なクラックがある場合、補修ありｃ評価、補修なしｄまたはｅ評価とする。

**クラックの発生**　☐ **有り**　☐ **無し**

☐ **ｃ評価**

☐ **ｄ評価**

☐ **ｅ評価**

別紙－３（22）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□に**レ**マークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農業土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 |
|---|---|---|
| □ | □ | １.塗装する面が乾燥状態であることが確認できる（重ね塗りの場合も含む） |
| □ | □ | ２.ケレンが入念に実施されていることが確認できる。 |
| □ | □ | ３.施工時の天候・気温及び湿度等の条件が整理・記録されており、適正な気象条件下で塗装をしている。 |
| □ | □ | ４.塗料を使用前に攪拌し、容器底部に顔料が沈殿していないことが確認できる。 |
| □ | □ | ５.塗料に有害な付着物がない。 |
| □ | □ | ６.塗料の空缶管理が写真等で確実に確認できる。 |
| □ | □ | ７.上向きなど塗装しにくいところが入念に施工されている。 |
| □ | □ | ８.締め付けボルト、橋台と桁の間及び隅の所で塗り残しがない。 |
| □ | □ | ９.仮設足場の跡などの塗り残し、色違いの塗装のないことが確認できる。 |
| □ | □ | １０.塗膜の表面に気泡・へこみがないことが確認できる。 |
| □ | □ | １１.設計図書に示された数量が使用前後で資料により確認できる。 |

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断**　**□ できる　□ できない**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

□ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。

上記に該当すれば・・・**e**

□ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。

上記に該当すれば・・・**d**

**３．出来形及び出来ばえ**

**Ⅱ．品質（完成）**

**①農業土木工事**

**①-18 塗装工事**

評価値（　　）％＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０％以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０％以上～９０％未満・・・**a´**

評価値が７０％以上～８０％未満・・・**b**

評価値が６０％以上～７０％未満・・・**b´**

評価値が６０％未満・・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |
| | 60%未満 | **b´** | **c** | **c** | **c** |

別紙－３（23）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□に**レ**マークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農業土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 |
|---|---|---|
| | | **【共　通】** |
| □ | □ | 1.設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行なわれており、適切なコンクリートの規格（強度・W／C・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。（ＪＩＳ　Ａ－５３０８以外の生コンを使用する場合） |
| □ | □ | 2.コンクリート打設時に必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 |
| □ | □ | 3.施工条件及び気象条件に適した運搬時間・打設時の投入高さ・バイブレータによる締固・養生方法等を適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） |
| □ | □ | 4.鉄筋の規格・引張強度・曲げ強度の試験値をミルシート等で確認できる。 |
| □ | □ | 5.コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 |
| □ | □ | 6.日々計測管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 |
| □ | □ | 7.型枠・支保工の組立が適正で、コンクリート打設後、取り外し時期がコンクリート強度等で適正に管理されている。 |
| □ | □ | 8.コンクリートの打ち直しや補修の痕跡がない。 |
| □ | □ | 9.コンクリート打設時に雨水やわき水が適切に処理されている。 |
| □ | □ | １０.コンクリートの現場養生用の供試体が当該現場のものであることが確認できる。 |
| □ | □ | １１.鉄筋の組立・加工が適切であることが確認できる。 |
| □ | □ | １２.スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 |
| □ | □ | １３.鉄筋圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 |
| □ | □ | １４.施工の打ち継ぎ目では、コンクリート打設前の清掃等が適切に行われている。 |
| □ | □ | １５.施工中の地質・湧水の状況・支保工や覆工の変状等が観察・記録し適切な対処がなされている。 |
| □ | □ | １６.現場でのセメント及び混和剤等の保管管理では、防湿性の高いサイロおよび倉庫で管理されている。 |
| □ | □ | １７.有害なクラックや損傷がない。 |

| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅱ．品質（完成） | ①農業土木工事<br>①-19トンネル工事 | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。<br>上記に該当すれば・・・**e**<br>□ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。<br>上記に該当すれば・・・**d** |
|---|---|---|---|

**【掘　削】**

□ □ 1.掘削は、地山を緩ませないように、かつ出来る限り滑らかに仕上げ、支保工との間隙（余掘）が少ないように施工している。

□ □ 2.爆破後の掘削面のゆるんだ部分や浮き石を丁寧に除去している。

**【支保工】**

□ □ 1.金網の継ぎ目を１５ｃｍ（１目）以上重ね合わせていることが確認できる。

□ □ 2.吹き付けコンクリートは浮き石等を除いた後に、１５ｃｍ以下の厚さで地山と密着するよう施工されている。

□ □ 3.吹き付けコンクリートの打ち継ぎ部の施工では、清掃及び湿潤状態が確認できる。

□ □ 4.ロックボルト挿入前にくり粉除去の清掃がなされている。

□ □ 5.ロックボルトの引き抜き耐力の確保のために孔荒れることがないように丁寧な施工が行われている。

□ □ 6.設計図書どおりに鋼製支保工の間隔が守られている。

□ □ 7.鋼製支保工の立て込み設置が良好で、吹き付けモルタルとの隙間がなく、丁寧な施工がうかがえる。

**【覆　工】**

□ □ 1.逆巻の場合、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上にないことが確認できる。

□ □ 2.防水シートの品質・形状が設計図書どおりになっている。

□ □ 3.防水シートの溶着を確実にし、湧水やひび割れのないコンクリートの仕上がりが確認できる。

□ □ 4.インバートは、打ち継ぎ目に注意した施工が実施されている。

□ □ 5.湧水処理対策として埋設される排水材が的確に施工され機能している。

□ □ 6.覆工コンクリートは、打設時に型枠に変圧を与えていないことが確認できる。

□ □ 7.巻き立て補強鉄筋は、所定の被りが確保されている。

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断**　□ **できる**　□ **できない**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・a

評価値が８０%以上～９０%未満・・・a´

評価値が７０%以上～８０%未満・・・b

評価値が６０%以上～７０%未満・・・b´

評価値が６０%未満・・・・・・・・・・c

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a´ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a´ | b | b´ | b´ |
| | 60%以上75%未満 | b | b´ | c | c |
| | 60%未満 | b´ | c | c | c |

**※有害なクラックが発生した構造物について（別紙－４を参照）**

有害なクラックがある場合、補修ありｃ評価、補修なしｄまたはｅ評価とする。

**クラックの発生**　☐ 有り　☐ 無し

☐ ｃ評価

☐ ｄ評価

☐ ｅ評価

別紙－３（24）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農業土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | |
|---|---|---|---|
| | | **【共　通】** | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 |
| □ | □ | 1.材料の規格・品質が適正であり、証明書等が整備されている。 | |
| □ | □ | 2.路床・路盤工のプルフローリングを行っている。 | |
| □ | □ | 3.石積み、二次製品側溝等の材料のかみ合わせ又は連結が適正で、裏込め材料等の沈下、崩壊又は漏水のおそれがない。 | 上記に該当すれば・・・e |
| □ | □ | 4.雨水等のたん水が生じないように排水対策を実施している。 | |
| □ | □ | 5.盛土材の品質・形状が設計図書に基づくものになっている。 | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 |
| □ | □ | 6.締め固めを適切な条件で施工している。 | |
| | | **【舗装工・表層工】** | 上記に該当すれば・・・d |
| □ | □ | 1.設計図書に基づく混合物は、配合報告書により適切な配合規格が確認できる。 | |
| □ | □ | 2.クレー（混合土）表層材料の混合が入念に行われ、品質が均一であることが書類等で確認できる。 | |
| □ | □ | 3.平板・レンガ・タイル舗装等の目ずれがなく、共通仕様書等に定められたとおり処理されていることが確認できる。 | |
| □ | □ | 4.排水勾配が適正に守られ、水溜まりが生じていない。 | |
| | | **【植栽工】** | |
| □ | □ | 1.土壌硬度試験及び土壌試験（ＰＨ）を実施し施工に反映している。 | |
| □ | □ | 2.活着管理が適正に行われている。 | |
| □ | □ | 3.樹木等に損傷・はちくずれ等がなく保護養生が適切になされている。 | |
| □ | □ | 4.樹木等の生育に害のあるものは除去されている。 | |
| □ | □ | 5.余剰枝の剪定・整形その他必要な手入れが行われている。 | |
| □ | □ | 6.肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥されている。 | |

３．出来形及び出来ばえ　Ⅱ．品質（完成）　①農業土木工事　①-20公園・植栽工

事 □ □ 7.土壌改良においては、設計に基づく改良深さ・改良材の添加量が確保され、均一に混合されている。

□ □ 8.日焼け・病害虫を防止するため幹捲きなどが適切に行われている。

□ □ 9.鳥居は、全体的に美観を考慮して、高さ・方向などが統一されて施工されている。

□ □ １０.高木は、バランスよく支線が張られ緩みなく施工されている。

□ □ １１.樹木・地被類・つる性植物等には樹幹のわれ、病虫害などないことが確認できる。

□ □ １２.現場に搬入された芝は、速やかに植え付けられ枯死しないように養生されている。

**【付帯設備工】**

□ □ 1.製品・機器の機能、性能が確認でき満足している。

□ □ 2.地下埋設物が設計図書に基づき適正に施工されており、記録により確認できる。

□ □ 3.遊戯施設等の構造物の設置では、ひずみ・歪み・ふれがないように堅固に基礎に取り付けられている。

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断　□ できる　□ できない**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|
| | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 評価値 | 75%以上90%未満 | a´ | b | b´ | b´ |
| | 60%以上75%未満 | b | b´ | c | c |
| | 60%未満 | b´ | c | c | c |

別紙－３（25）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農業土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | |
|---|---|---|---|
| | | **【共　通】** | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 |
| □ | □ | 1.ボルトは資材に対し直角に通り、緩みなく締め付けが十分であることが確認できる。 | |
| □ | □ | 2.シールは、位置・高さなどの点で適正に貼られ、しわが寄っていない。 | 上記に該当すれば・・・e |
| | | **【防護柵】** | |
| □ | □ | 1.製品の損傷・キズ・へこみ等がないことが確認できる。 | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 |
| □ | □ | 2.防護柵は、垂直に立ち、規格どおりの高さに設置され、道路の路側構造物との位置関係が図られている。 | |
| □ | □ | 3.連結するボルト等にゆるみがない。 | |
| □ | □ | 4.支柱とレール及びロープに歪みがない。 | 上記に該当すれば・・・d |
| □ | □ | 5.ケーブル型防護柵の曲線部では、支柱がケーブル張力によって傾かないように施工されている。 | |
| □ | □ | 6.支柱を打ち込む場合は、地盤をゆるめないように注意して施工され、また穴を掘って立て込む場合は十分に突き固めて埋め戻しされている。 | |
| □ | □ | 7.支柱を支える基礎は、規格通りに出来あがり、高さ・位置は設計図書に適合することが確認できる。 | |
| | | **【視線誘導標・道路標識】** | |
| □ | □ | 1.製品の損傷・キズ・へこみ等がないことが確認できる。 | |
| □ | □ | 2.視線誘導標・道路標識は、垂直に立ち、規格どおりの高さに設置され、道路の路側構造物との位置関係が図られている。 | |
| □ | □ | 3.色彩・反射性能を試験結果報告書などで確認できる。 | |
| □ | □ | 4.構造物強度・地耐力の確認が出来る。 | |
| □ | □ | 5.視線誘導標の反射器の角度が適切である。 | |
| □ | □ | 6.視線誘導標の支柱が沈下するおそれがないよう十分突き固められている。 | |
| □ | □ | 7.コンクリート基礎の施工では、周囲の締固めが十分に行われている。 | |
| □ | □ | 8.支柱を支える基礎は、規格どおりに出来あがり、高さ・位置が設計図書により確認できる。 | |

３．出来形及び出来ばえ　Ⅱ．品質（完成）　①農業土木工事　①-21防護柵（網）・視線

標識・照明灯・区画線等設置工事

**【区画線】**

□ □ 1. ペイント式（常温式）区画線に使用するシンナーの使用量が１０%以下である。

□ □ 2. 塗料の空き缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。

□ □ 3. 施工時の気象条件を考慮し、施工がなされていることが確認できる。

□ □ 4. 施工前に路面を清掃した上で、乾燥後に施工されている。

□ □ 5. 溶融式区画線の施工では溶融槽を適温に管理している。

**【照明灯】**

□ □ 1. 製品に損傷・キズ・へこみなどがないことが確認できる。

□ □ 2. 照明灯は、垂直に立ち、規格どおりの高さに設置され、道路の路側構造物との位置関係が適正である。

□ □ 3. 設計図書に明示以外は、照明灯の方向は、道路法線に直角に対象形になっている。

□ □ 4. 構造物強度・地耐力の確認が出来る。

□ □ 5. 基礎の周囲の締め固めが十分に行われている。

□ □ 6. 支柱を支える基礎は、規格どおりにできあがり、高さ・位置が設計図書により確認できる。

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断　□ できる　□ できない**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a´ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a´ | b | b´ | b´ |
| | 60%以上75%未満 | b | b´ | c | c |
| | 60%未満 | b´ | c | c | c |

別紙－３（26）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農林土木及び林業土木工事施工管理基準その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 | |
|---|---|---|---|
| | | **【共　通】** | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。 |
| □ | □ | 1.使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 | |
| □ | □ | 2.構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対応をしていることが確認できる。 | |
| □ | □ | 3.監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 | 上記に該当すれば・・・e |
| □ | □ | 4.気象条件に応じた施工方法で施工されている。 | □ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 |
| □ | □ | 5.部材の洗浄・下地処理が適切に行われている。 | |
| □ | □ | 6.養生期間・現場条件が適切になされていることが確認できる。 | |
| □ | □ | 7.施工時の現場条件（ドライ施工等）が適切に行われていることが確認できる。 | 上記に該当すれば・・・d |
| □ | □ | 8.その他（理由： | |
| | | **【開水路補修工】** | |
| □ | □ | 1.補修材が当該既設構造物へしっかり密着（規定の付着強度をクリアされている）されていることが確認できる。 | |
| □ | □ | 2.目地の対策が適切に施工されていることが確認できる。 | |
| | | **【管更正工】** | |
| □ | □ | 1.規定の厚さで施工されていることが確認できる。 | |
| □ | □ | 2.施工後の規定断面が確保されていることが確認できる。 | |
| □ | □ | 3.管更正材が当該既設構造物へしっかり密着（規定の付着強度等をクリアされている）されていることが確認できる。 | |
| □ | □ | 4.各種耐用試験結果(曲げ強度試験他)にクリアしていることが確認できる。 | |
| □ | □ | 5.曲線部の施工では、弛（ゆる）みがないことが確認できる。また、施工上、やむを得ず出来た弛みも適切な方法により | |

| 考査項目 | 細別 |
|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅱ．品質（完成）①農業土木工事 ①-22 水路補修工事 |

（目地補修工・断面修復工・表面被覆工・管更正工）

対処したことが確認できる。

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断　☐ できる　☐ できない**

☐ ばらつき５０%以下

☐ ばらつき８０%以下

☐ ばらつき８０%超え

☐ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |
| | 60%未満 | **b´** | **c** | **c** | **c** |

別紙－３（27）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農林土木及び林業土木工事施工管理基準その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

**３．出来形及び出来ばえ**

**Ⅱ．品質（完成）**

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 |
|---|---|---|
| □ | □ | 1.考査項目（ |
| □ | □ | 2.考査項目（ |
| □ | □ | 3.考査項目（ |
| □ | □ | 4.考査項目（ |
| □ | □ | 5.考査項目（ |

**①農業土木工事**

**①-23 上記以外の工**

**※主たる工種の考査項目で考査し、最大考査項目は５項目とする。**

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が２項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断**　□ **できる**　□ **できない**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・**c**

□ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。

上記に該当すれば・・・**e**

□ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。

上記に該当すれば・・・**d**

事または合併工事

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | a | a´ | b | b |
| | 75%以上90%未満 | a´ | b | b´ | b´ |
| | 60%以上75%未満 | b | b´ | c | c |
| | 60%未満 | b´ | c | c | c |

別紙－３（28）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農林土木及び林業土木工事施工管理基準その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 |
|---|---|---|
| | | **３．出来形及び出来ばえ　Ⅱ．品質（完成）②電気通信設備工事** |
| □ | □ | １．製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。 |
| □ | □ | ２．材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書等の仕様を満足していることが確認できる。 |
| □ | □ | ３．機器の品質、機能及び性能が設計図書等を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 |
| □ | □ | ４．盤内機器の取付及び配線の仕上りが良好である。 |
| □ | □ | ５．操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 |
| □ | □ | ６．ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 |
| □ | □ | ７．設備の機能及び性能が、設計図書等の仕様を満足していることが確認できる。 |
| □ | □ | ８．操作制御関係の機能及び性能が、設計図書等の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 |
| □ | □ | ９．設備の総合性能が、設計図書等の仕様を満足していることが確認できる。 |
| □ | □ | １０．現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 |
| □ | □ | １１．設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。 |
| □ | □ | １２．完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 |
| □ | □ | １３．設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 |
| □ | □ | １４．設備の構造・機能・性能における施工管理基準で定めれれた項目について監督職員による立会を受けていることが確認できる。 |
| □ | □ | １５．その他（理由： |

□ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。

上記に該当すれば・・・**e**

□ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。

上記に該当すれば・・・**d**

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断　□ できる　□ できない**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |
| | 60%未満 | **b´** | **c** | **c** | **c** |

※１.目的物の品質の水準を評価すること。

※２.品質の対象は、「材料・機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、
工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

別紙－３（29）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | a | a´ | b | b´ | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質が試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値・試験基準を満足せず、品質が劣る。 |
| | | 品質関係の試験結果のばらつきと評価値から判断する。（判断基準参照）<br>【関連基準、農林土木及び林業土木工事施工管理基準その他設計図書に定められた試験】<br>※ばらつきの判断は別紙－４参照 | | | | | | |

| 対象 | 評価 | 「評価対象項目」 |
|---|---|---|
| | | **３．出来形及び出来ばえ　Ⅱ．品質（完成）　③施設機械設備工事** |
| □ | □ | １．材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。 |
| □ | □ | ２．設備の機能及び性能が、設計図書等のとおり確保され、品質の確認ができる。 |
| □ | □ | ３．設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。 |
| □ | □ | ４．機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。 |
| □ | □ | ５．溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 |
| □ | □ | ６．塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 |
| □ | □ | ７．操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。 |
| □ | □ | ８．小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 |
| □ | □ | ９．設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。 |
| □ | □ | １０．完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。 |
| □ | □ | １１．機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。 |
| □ | □ | １２．設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 |
| □ | □ | １３．二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 |
| □ | □ | １４．バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 |
| □ | □ | １５．計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 |
| □ | □ | １６．回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。 |
| □ | □ | １７．構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 |
| □ | □ | １８．現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 |
| □ | □ | １９．設備の構造・機能・性能における施工管理基準で定めれれた項目について監督職員による立会を受けていることが確認できる |
| □ | □ | ２０．その他（理由： |

□ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。

上記に該当すれば・・・e

□ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。

上記に該当すれば・・・d

**※ばらつきが少なく（規格値を満足）、対象項目数が３項目以下の場合は・・・ｃ評価**

**※試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。**

**ばらつきの判断　□ できる　□ できない**

□ ばらつき５０%以下

□ ばらつき８０%以下

□ ばらつき８０%超え

□ ばらつきで判断不可能

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**a´**

評価値が７０%以上～８０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～７０%未満・・・**b´**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・**c**

**判断基準**

| | | ばらつきで判断可能 | | | ばらつきで判断不可能 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 50%以下 | 80%以下 | 80%を超え | |
| 評価値 | 90%以上 | **a** | **a´** | **b** | **b** |
| | 75%以上90%未満 | **a´** | **b** | **b´** | **b´** |
| | 60%以上75%未満 | **b** | **b´** | **c** | **c** |
| | 60%未満 | **b´** | **c** | **c** | **c** |

※１.目的物の品質の水準を評価すること。

※２.品質の対象は、「材料・機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、
工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

別紙－３（30）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | 工種 | a | b | c | d |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | □ 他の事項に該当しない | □ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い |
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅲ．出来ばえ（完成）①農業土木工事 | | 対象 / 評価 | | | |
| | | □ コンクリート構造物工事（頭首工・水路工・トンネル・用排水機場） | □ □ | １．コンクリート構造物の肌が良い。 | ※評価５項目以上・・・・・・a<br>評価４項目以上・・・・・・b<br>評価３項目以上・・・・・・c<br>評価２項目以下・・・・・・d<br>**※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** | |
| | | | □ □ | ２．コンクリート構造物の通りが良い。 | | |
| | | | □ □ | ３．天端仕上げ・端部仕上げ等が良い。 | | |
| | | | □ □ | ４．クラックがない。 | | |
| | | | □ □ | ５．漏水がない。 | | |
| | | | □ □ | ６．全体的な美観が良い。 | | |
| | | □ コンクリート二次製品構造物工事（管水路工事を含む） | □ □ | １．構造物の通りが良い。 | | |
| | | | □ □ | ２．天端仕上げ・端部仕上げ等が良い。 | ※評価６項目以上・・・・・・a<br>評価５項目以上・・・・・・b<br>評価４項目以上・・・・・・c<br>評価３項目以下・・・・・・d<br>**※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** | |
| | | | □ □ | ３．クラックがない。 | | |
| | | | □ □ | ４．漏水がない。 | | |
| | | | □ □ | ５．全体的な美観が良い。 | | |
| | | | □ □ | ６．小構造物にも細心の注意が払われている。 | | |
| | | | □ □ | ７．材料の連結・かみ合わせが良い。 | | |
| | | □ 土工事（盛土・築堤工事等） | □ □ | １．仕上げが良い。 | | |
| | | | □ □ | ２．通りが良い。 | ※評価４項目以上・・・・・・a<br>評価３項目以上・・・・・・b<br>評価２項目以上・・・・・・c<br>評価１項目以下・・・・・・d<br>**※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** | |
| | | | □ □ | ３．端部処理が良い。 | | |
| | | | □ □ | ４．構造物へのすりつけ等が良い。 | | |
| | | | □ □ | ５．全体的な美観が良い。 | | |

別紙－３（31）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | 工種 | a | b | c | d |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | □ 他の事項に該当しない | □ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い |
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅲ．出来ばえ（完成）①農業土木工事 | | 対象 / 評価 | | | |
| | | □ 補強盛土工 | □ □ | １．壁面材の割れ・カケがない。 | ※評価５項目以上・・・・・・a | |
| | | | □ □ | ２．基礎上面の平坦性が良い。 | 評価４項目以上・・・・・・b | |
| | | | □ □ | ３．天端仕上げ・端部仕上げ等が良い。 | 評価３項目以上・・・・・・c | |
| | | | □ □ | ４．壁面材の目違い・段差が少ない。 | 評価２項目以下・・・・・・d | |
| | | | □ □ | ５．構造物の通りが良い。 | **※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** | |
| | | | □ □ | ６．全体的な美観が良い。 | | |
| | | □ 切土工事 | □ □ | １．規定された勾配が確保されている。 | | |
| | | | □ □ | ２．法面の浮き石除去等、表面が適切に施工されている。 | ※評価６項目以上・・・・・・a | |
| | | | □ □ | ３．法面勾配の変化部には干渉部等を設け、適切に施工されている。 | 評価５項目以上・・・・・・b | |
| | | | □ □ | ４．施工面の木根等が確実に施工されている。 | 評価４項目以上・・・・・・c | |
| | | | □ □ | ５．施工面には滞水防止等の処理が適切に行われている。 | 評価３項目以下・・・・・・d | |
| | | | □ □ | ６．関係構造物との取り合いが適切に行われている。 | **※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** | |
| | | | □ □ | ７．残土等は適切に処理されている。 | | |
| | | □ 河川工事（護岸工事・根固工事・水制工事） | □ □ | １．通りが良い。 | | |
| | | | □ □ | ２．材料のかみ合わせが良い、またはクラックがない。 | ※評価４項目以上・・・・・・a | |
| | | | □ □ | ３．天端・端部の仕上げが良い。 | 評価３項目以上・・・・・・b | |
| | | | □ □ | ４．既設構造物とのすりつけが良い。 | 評価２項目以上・・・・・・c | |
| | | | □ □ | ５．全体的な美観が良い。 | 評価１項目以下・・・・・・d | |
| | | | | | **※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** | |

別紙－３（32）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | 工種 | a | b | c | d |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | □ 他の事項に該当しない | □ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い |
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅲ．出来ばえ（完成）①農業土木工事 | | 対象 / 評価 | | | |
| | | □ 鋼橋工事 | □ □ | １．表面に補修箇所がない。 | ※評価４項目以上・・・・・・a | |
| | | | □ □ | ２．部材表面に傷・錆がない。 | 評価３項目以上・・・・・・b | |
| | | | □ □ | ３．溶接に均一性がある。 | 評価２項目以上・・・・・・c | |
| | | | □ □ | ４．塗装に均一性がある。 | 評価１項目以下・・・・・・d | |
| | | | □ □ | ５．全体的な美観が良い。 | **※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** | |
| | | □ 地すべり防止工事（かご工事・集水井工事・抑止杭工事・排水路工事・水抜ボーリング工事等） | □ □ | １．地山との取り合いが良い。 | | |
| | | | □ □ | ２．天端、端部の仕上げが良い。 | ※評価３項目以上・・・・・・a | |
| | | | □ □ | ３．施工管理記録から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 | 評価２項目以上・・・・・・b | |
| | | | □ □ | ４．全体的な美観が良い。 | 評価１項目以上・・・・・・c | |
| | | | | | 評価項目なし・・・・・・・d | |
| | | | | | **※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** | |
| | | □ 道路工事・舗装工事（橋面舗装も含む） | □ □ | １．舗装の平坦性が良い。 | ※評価６項目以上・・・・・・a | |
| | | | □ □ | ２．通りが良い。 | 評価５項目以上・・・・・・b | |
| | | | □ □ | ３．端部処理が良い。 | 評価４項目以上・・・・・・c | |
| | | | □ □ | ４．構造物へのすりつけ等が良い。 | 評価３項目以下・・・・・・d | |
| | | | □ □ | ５．小構造物にも細心の注意が払われている。 | **※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** | |
| | | | □ □ | ６．雨水処理が良い。 | | |
| | | | □ □ | ７．全体的な美観が良い | | |

別紙－３（33）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | 工種 | a | b | c | d |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | □ 他の事項に該当しない | □ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い |
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅲ．出来ばえ（完成）①農業土木工事 | | 対象 | 評価 | | |
| | | □ 法面工事（アンカー工も含む） | □ | □ | １．構造物の通りが良い。 | ※評価６項目以上・・・・・・a |
| | | | □ | □ | ２．植生・吹付け等の状況が均一である。 | 評価５項目以上・・・・・・b |
| | | | □ | □ | ３．端部処理が良い。 | 評価４項目以上・・・・・・c |
| | | | □ | □ | ４．全体的な美観が良い。 | 評価３項目以下・・・・・・d |
| | | | □ | □ | ５．アンカーの方向が良い。 | **※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** |
| | | | □ | □ | ６．アンカーとプレートに隙間がない。 | |
| | | | □ | □ | ７．施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 | |
| | | □ 基礎工事（地盤改良等を含む） | □ | □ | １．土工関係の仕上げが良い。 | ※評価３項目以上・・・・・・a |
| | | | □ | □ | ２．通りが良い。 | 評価２項目以上・・・・・・b |
| | | | □ | □ | ３．天端仕上げ・端部仕上げが良い。 | 評価１項目以上・・・・・・c |
| | | | □ | □ | ４．施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 | 評価項目なし・・・・・・・d |
| | | | | | | **※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** |
| | | □ 暗渠排水工事 | □ | □ | １．耕土埋戻の仕上げが良い。 | ※評価３項目以上・・・・・・a |
| | | | □ | □ | ２．溝畔法面、水平面の仕上げが良い。 | 評価２項目以上・・・・・・b |
| | | | □ | □ | ３．水閘及び保護管の施工が適切に行われている。 | 評価１項目以上・・・・・・c |
| | | | □ | □ | ４．吐口部の施工が適切に行われている。 | 評価項目なし・・・・・・・d |
| | | | | | | **※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** |

別紙－３（34）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | 工種 | a | b | c | d |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | □ 他の事項に該当しない | □ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い |
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅲ．出来ばえ（完成）①農業土木工事 | | 対象 / 評価 | | | |
| | | □ 区画整理工事 | □ □ | １．整地の均平度が良い。 | ※評価５項目以上・・・・・・a | |
| | | | □ □ | ２．土工（畦畔、溝畔等）のとおり、仕上げが良い。 | 評価４項目以上・・・・・・b | |
| | | | □ □ | ３．土工の構造物等のすりつけが良い。 | 評価３項目以上・・・・・・c | |
| | | | □ □ | ４．用排水路のとおりが良い。 | 評価２項目以上・・・・・・d | |
| | | | □ □ | ５．コンクリート構造物のとおりが良い。 | **※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** | |
| | | | □ □ | ６．全体的な美観が良い。 | | |
| | | □ 矢板護岸工事 | □ □ | １．土工の仕上げが良い。 | | |
| | | | □ □ | ２．矢板の通りが良い。 | ※評価４項目以上・・・・・・a | |
| | | | □ □ | ３．コンクリート構造物の施工が良い。 | 評価３項目以上・・・・・・b | |
| | | | □ □ | ４．既設構造物とのすりつけが良い。 | 評価２項目以上・・・・・・c | |
| | | | □ □ | ５．全体的な美観が良い。 | 評価１項目以下・・・・・・d | |
| | | | | | **※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** | |
| | | □ ため池工事 | □ □ | １．土工の仕上げが良い。 | ※評価９項目以上・・・・・・a | |
| | | | □ □ | ２．土工の通りが良い。 | 評価７項目以上・・・・・・b | |
| | | | □ □ | ３．土工の構造物等へのすりつけが良い。 | 評価６項目以上・・・・・・c | |
| | | | □ □ | ４．吹きつけ（植生、コンクリート等）の状態が均一である。 | 評価５項目以下・・・・・・d | |
| | | | □ □ | ５．コンクリート構造物の肌が良い。 | **※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** | |
| | | | □ □ | ６．コンクリート構造物の通りが良い。 | | |
| | | | □ □ | ７．天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 | | |
| | | | □ □ | ８．付帯コンクリート構造物にクラックがない。 | | |
| | | | □ □ | ９．漏水がない。 | | |
| | | | □ □ | １０．施設の通りが良い。（排水側溝、フェンス等） | | |
| | | | □ □ | １１．全体的な美観が良い | | |

別紙－３（35）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | 工種 | a | b | c | d |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | □ 他の事項に該当しない | □ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い |
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅲ．出来ばえ（完成）①農業土木工事 | | 対象 | 評価 | | |
| | | □ 消雪工事 | □ | □ | １．仕上げが良い。 | ※評価７項目以上・・・・・・a |
| | | | □ | □ | ２．通りが良い。 | 評価６項目以上・・・・・・b |
| | | | □ | □ | ３．端部処理が良い。 | 評価５項目以上・・・・・・c |
| | | | □ | □ | ４．構造物へのすりつけが良い。 | 評価４項目以下・・・・・・d |
| | | | □ | □ | ５．全体的な美観が良い。 | **※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** |
| | | | □ | □ | ６．均等に水がまわる。 | |
| | | | □ | □ | ７．使用者に対する安全及び環境の配慮が適切である。 | |
| | | | □ | □ | ８．運転及び保守点検に対する配慮が適切である。 | |
| | | □ 集落排水工事（管渠工） | □ | □ | １．通りが良い。 | ※評価７項目以上・・・・・・a |
| | | | □ | □ | ２．漏水がない。 | 評価６項目以上・・・・・・b |
| | | | □ | □ | ３．クラックがない。 | 評価５項目以上・・・・・・c |
| | | | □ | □ | ４．マンホールのインバートの仕上げが良い。 | 評価４項目以下・・・・・・d |
| | | | □ | □ | ５．マンホール天端と路面とのすりつけが良い。 | **※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** |
| | | | □ | □ | ６．埋戻し後の路面復旧の状態が良い。 | |
| | | | □ | □ | ７．施工記録から不可視部分の出来ばえのよさがうかがえる。 | |
| | | | □ | □ | ８．端部処理が良い。 | |
| | | □ コンクリート橋工事 | □ | □ | １．コンクリート構造物の肌が良い。 | ※評価６項目以上・・・・・・a |
| | | | □ | □ | ２．コンクリート構造物の通りが良い。 | 評価５項目以上・・・・・・b |
| | | | □ | □ | ３．天端仕上げ・端部仕上げ等が良い。 | 評価４項目以上・・・・・・c |
| | | | □ | □ | ４．支承部の仕上げが良い。 | 評価３項目以下・・・・・・d |
| | | | □ | □ | ５．クラックがない。 | **※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** |
| | | | □ | □ | ６．漏水がない。 | |
| | | | □ | □ | ７．全体的な美観が良い。 | |

別紙－３（36）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | 工種 | a | b | c | d |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | □ 他の事項に該当しない | □ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い |
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅲ．出来ばえ（完成）①農業土木工事 | | 対象 | 評価 | | |
| | | □ 塗装工事（工場塗装を除く） | □ | □ | １．塗装の均一性が良い。<br>２．細部まできめ細かな施工がされている。<br>３．補修箇所がない。<br>４．全体的な美観が良い。 | ※評価３項目以上・・・・・・a<br>評価２項目以上・・・・・・b<br>評価１項目以上・・・・・・c<br>評価項目なし・・・・・・・d<br>**※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** |
| | | □ 公園・植栽工事 | □ | □ | １．支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。<br>２．支柱の取り付けが堅固である。<br>３．植栽帯の全体的な美観が良い。<br>４．通りがよい。<br>５．既設構造物とのすりつけが良い。<br>６．きめ細かな施工がなされている。<br>７．全体的な美観が良い。 | ※評価６項目以上・・・・・・a<br>評価５項目以上・・・・・・b<br>評価４項目以上・・・・・・c<br>評価３項目以下・・・・・・d<br>**※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** |
| | | □ 標識工事（視線誘導標・照明灯も含む） | □ | □ | １．設置位置に配慮がある。<br>２．標識の向き・角度・支柱の通りが良い。<br>３．標識板・支柱に変色がない。<br>４．支柱基礎の埋め戻し等が入念に施工されている。<br>５．全体的な取り扱いがしやすい。 | ※評価４項目以上・・・・・・a<br>評価３項目以上・・・・・・b<br>評価２項目以上・・・・・・c<br>評価１項目以下・・・・・・d<br>**※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** |

別紙－３（37）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | 工種 | a | b | c | d |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | □ 他の事項に該当しない | □ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い |
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅲ．出来ばえ（完成）①農業土木工事 | | 対象 / 評価 | | | |
| | | □ 区画線工事 | □ □ | １．塗料の塗布が均一である。 | ※評価４項目以上・・・・・・a<br>評価３項目以上・・・・・・b<br>評価２項目以上・・・・・・c<br>評価１項目以下・・・・・・d<br>**※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** | |
| | | | □ □ | ２．視認性が良い。 | | |
| | | | □ □ | ３．接着状態が良い。 | | |
| | | | □ □ | ４．施工前の清掃が入念に実施されている。 | | |
| | | | □ □ | ５．全体的な美観が良い。 | | |
| | | □ 水路補修工事<br>（目地補修工・断面修復工・表面被覆工・管更正工） | □ □ | １．小構造物にも注意が払われている。 | ※評価３項目以上・・・・・・a<br>評価２項目以上・・・・・・b<br>評価１項目以上・・・・・・c<br>評価項目なし・・・・・・・d<br>**※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** | |
| | | | □ □ | ２．きめ細かな施工がなされている。 | | |
| | | | □ □ | ３．既設構造物とのすりつけが良い。 | | |
| | | | □ □ | ４．全体的な美観がよい。 | | |
| | | □ 上記以外の工事または合併工事 | □ □ | 考査項目（ | ※該当工種からの考査事項で考査し、最大考査項目は５項目とする。<br>※考査４項目以上・・・・・・a<br>考査３項目以上・・・・・・b<br>考査２項目以上・・・・・・c<br>考査１項目以下・・・・・・d | |
| | | | □ □ | 考査項目（ | | |
| | | | □ □ | 考査項目（ | | |
| | | | □ □ | 考査項目（ | | |
| | | | □ □ | 考査項目（ | | |

別紙－３（38）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（農業土木工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

| 考査項目 | 細別 | 工種 | a | b | c | d |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い | □ 他の事項に該当しない | □ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い |

| 考査項目 | 細別 | 工種 | 対象 | 評価 | |
|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅲ．出来ばえ（完成）②電気通信設備工事・施設機械設備工事 | □ 電気通信設備工事 | □ | □ | １．きめ細やかな施工がなされている。 |
| | | | □ | □ | ２．ケーブル等の接続方法及び収納方法が適切である。 |
| | | | □ | □ | ３．主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。 |
| | | | □ | □ | ４．公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 |
| | | | □ | □ | ５．動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 |
| | | | □ | □ | ６．当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 |
| | | | □ | □ | ７．操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 |
| | | | □ | □ | ８．全体的な美観がよい。<br>※評価５項目以上・・・・・・a<br>評価４項目以上・・・・・・b<br>評価３項目以上・・・・・・c<br>評価２項目以下・・・・・・d<br>**※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** |
| | | □ 施設機械設備工事 | □ | □ | １．主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性がよい。 |
| | | | □ | □ | ２．きめ細かな施工がなされている。 |
| | | | □ | □ | ３．土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 |
| | | | □ | □ | ４．溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 |
| | | | □ | □ | ５．全体的な美観が良い<br>※評価４項目以上・・・・・・a<br>評価３項目以上・・・・・・b<br>評価２項目以上・・・・・・c<br>評価１項目以下・・・・・・d<br>**※該当項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** |

別紙－４

# 記入方法及び留意事項

## １．出来形及び品質のバラツキの考え方

### １）管理図の場合

（上・下限値がある場合）

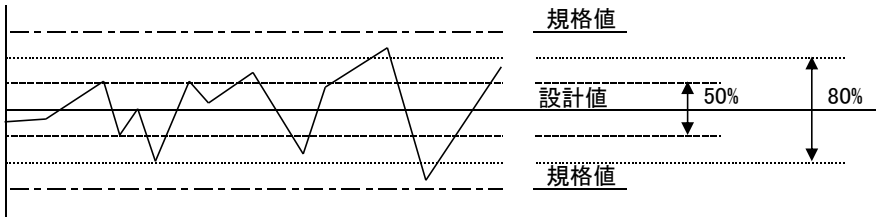


（下限値のみの場合）

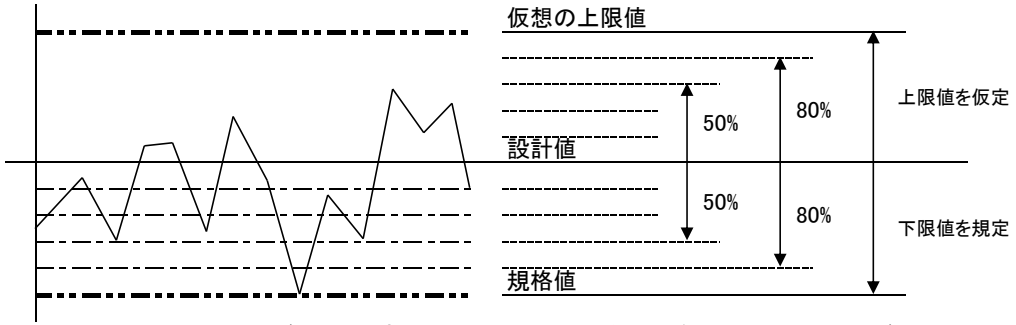


※上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。

### ２）度数表又はヒストグラムの場合

ばらつきが少ない

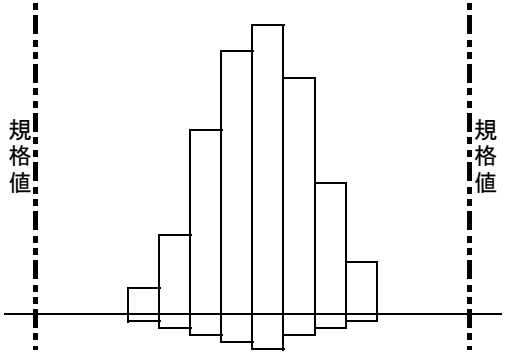


ばらついている

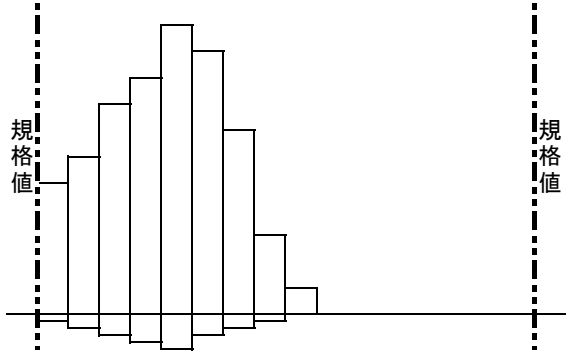


ばらつきが大きい

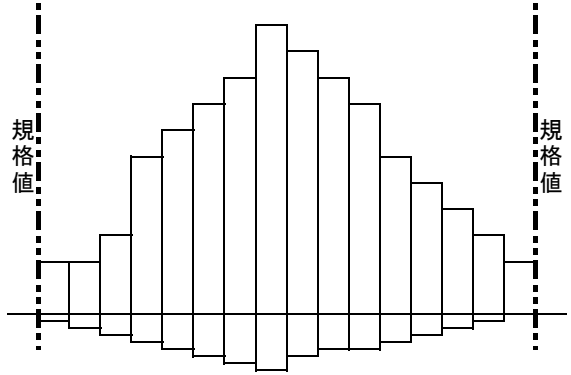

## ２．多工種複合工事の取り扱い

１）品質

評価は主たる工種で評定する。なお、主たる工種は、概ね６０％以上とする。また、主たる工種の割合が、概ね４０％以上６０％未満の場合は２工種で、概ね４０％未満の場合は、３工種で評定するものとする。工種は、最大３工種とする。

（例）２工種の場合の算定は、（１工種目のＡ／Ｂ＋２工種目のＣ／Ｄ）＝（Ａ＋Ｃ）／（Ｂ＋Ｄ）の結果を評価値とする。ＢとＤは評価対象項目数　ＡとＣは評価された項目数

２）出来ばえ

各工種の出来ばえ評定項目が似かよっているので、多工種の場合でも原則として主たる工種で評定するものとする。

## ３．コンクリート構造物のクラックについて

１）「有害なクラック」としないクラックは、構造物に発生したクラックの内、「コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針-2009」第４章、4.2評価Ⅰの手法を参考に下記のとおりとする。

なお、有害なクラックが補修済であっても「有害なクラックが発生していた事実」をもって、有害なクラックがあるものとする。

ア.コンクリートの耐久性（鋼材の腐食として鉄筋コンクリートを対象としているが、無筋コンクリートも同様とする）

進行性のないクラックを対象とし、表面の幅が０.２㎜以下のクラック

イ.防水性・水密性が求められる構造物（鉄筋及び無筋コンクリート）

進行性のない貫通するクラックを対象とし、表面の幅が０.０５㎜以下のクラック

## ４．その他

１）「施工プロセス」チェックリストを活用して、評定を行う。

２）「４．工事特性」「５．創意工夫」「６．社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。

別紙－５（1）

# 「施工プロセス」のチェックリスト（主任監督員）（農業土木工事編）

1.工事名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 工事主管課：＿＿＿＿＿＿＿＿

2.工事期間　平成　　年　　月　　日 ～ 平成　　年　　月　　日　3.受注者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　監督員：＿＿＿＿＿＿＿＿

①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、約款、建設業法、労働安全衛生法等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを**主任監督員**が確認する。

② チェックリスト一覧表の各項目に該当する場合は□欄に**レ**マークを記入する。

③ チェック欄では、書類・写真等での確認もしくは現場確認等により、その内容がＯＫであれば□欄に**レ**マークを、ＯＫでなければ備考欄に指示事項や是正状況を記入する。

④ 用語の定義　　契約後：当初契約後　　変更後：工期内に行う契約変更後

| 考査項目 | 種別 | 確認項目 | チェックリスト一覧表（チェックの時期の目安） | チェック欄 着手前 | チェック欄 施工中 | チェック欄 施工中 | チェック欄 施工中 | チェック欄 完成時 | 備考（指示事項及び是正状況など） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **1.施工体制** | **Ⅰ.施工体制一般** | ○工程表 | □ 契約締結の日から起算して７日以内に、工程表が提出された。（約款第４条）（契約後、変更後） | □ | □ | □ | | | 仕様書共通編１－１－４<br>市役所に提出した日で判定すること。 |
| | | ○CORINSへの登録 | □ 事前に監督員の確認を受け、契約締結後の１０日以内に登録機関に申請した。<br>（請負金額500万円以上が対象工事）<br>参考：500万円以上2,500万円未満（受注、訂正時のみ<br>参考：2,500万円以上（受注、変更、完成、訂正時）<br>**（契約後、登録技術者変更時、完成時）** | | □ | □ | | □ | 仕様書共通編１－１－６<br>変更時の技術者は主任、監理技術者のみ。<br>現場代理人や前記以外の技術者は申請不要。<br>CORINSへの登録日付は登録機関の登録日で判定する。<br>受注・変更・完成時の登録は写しの提示をもって確認する<br>変更時と完成時の１０日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。 |
| | | ○建設業退職金共済制度等 | □ 掛金収納書を工事完成時に確認した。（完成時） | | | | | □ | 仕様書共通編１－１－４７<br>中小企業退職金共済制度加入者は、これに読み替える。 |
| | | | □ 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に提示している。（施工時１回程度） | | □ | | | | 中小企業退職金共済制度加入者は、対象外。 |
| | | | □ 「労災保険関係成立票」の標識を公衆の見やすい場所に提示している。（施工時１回程度） | | □ | | | | |
| | | | □ 建設業退職金共済証紙の配布状況が受払簿等により確認できる。（施工時１回程度） | | □ | | | | 下請各業者への証紙の配付状況を受払簿で確認する。<br>中小企業退職金共済制度加入者は、対象外。 |
| | | ○工事費内訳書 | □ 契約締結後７日以内に、所定の様式で提出した。<br>（約款第４条　甲が工事の内容に照らし必要あると認める時）（契約後） | □ | | | | | 一般的な工事では提出を求めない。 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ○施工体制台帳 | □ 施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。<br>（施工時の当初、施工体制変更時） | | □ | □ | □ | 仕様書共通編１－１－１２<br>施工体制台帳が適正に記入されている。<br>変更がある毎に、監督員に提出されている。 |
| | | | □ 施工体制台帳に下請契約書（写し）及び再下請け通知書を添付している。<br>（施工時の当初、施工体制変更時） | | □ | □ | □ | |
| | | | | | | | | |
| | | ○施工体系図 | □ 施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。<br>（施工時の当初、施工体制変更時） | | □ | □ | □ | 仕様書共通編１－１－１２<br>変更がある毎に、監督員に提出されている。 |
| | | | □ 施工体系図に記載のない業者が作業していない。<br>（施工時） | | □ | □ | □ | |
| | | | □ 施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。（施工時の当初、施工体制変更時） | | □ | □ | □ | |
| | | ○建設業許可標識 | □ 「建設業許可票」の標識を、公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者名等を正しく記載している。 | | □ | | | **建設業の許可票を下請けを含めて設置している。** |
| | **Ⅱ．配置技術者／現場代理人・監理・主任技術者** | ○現場代理人 | □ 現場代理人は、現場に常駐している。（約款第１２条）<br>（施工時） | | □ | □ | □ | 常駐の作業日報がある。<br>年休、他官庁打合せ等で現場にいなくても常駐とする。<br>変更した場合、適切に引き継いでいる。 |
| | | | □ 現場代理人は、監督員との連絡調整を書面で行っている。<br>（施工時適宜） | | □ | □ | □ | 口頭連絡でも、後日書面で整理している。 |
| | | ○専門技術者 | □ 専門技術者を専任し、配置している。（建設業法第２６条の２、下請総額3,000万円未満主任技術者、以上監理技術者）（施工計画時、施工時適宜） | □ | □ | □ | □ | |
| | | ○作業主任者 | □ 作業主任者を選任し、配置している。（安全衛生法第１４条）<br>（施工計画時、施工時適宜） | □ | □ | □ | □ | |
| | | ○監理技術者<br>（主任技術者）<br>の専任制 | □ 資格者証の内容を確認した。（建設業法第２６条の４）<br>（着手前） | □ | | | | 資格証を携行していることを確認する。 |
| | | | □ 配置予定技術者、通知による監理技術者、施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。（着手前） | □ | | | | |
| | | | □ 主任（監理）技術者は請負金額2,500万円（建築5,000万円）以上の工事では現場に常駐していた。<br>（施工時） | | □ | □ | □ | 常駐の作業日報がある。<br>変更した場合、適切に引き継いでいる。 |
| | | | □ 施工計画や工事に係る工程・技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。<br>（施工時、打合せ時） | | □ | □ | □ | 各下請業者に対しても指導的な役割を担っているか確認。 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ○監理技術者（主任技術者）の専任制 | □ 施工に先だち、創意工夫または提案をもって工事を進めている。（施工時適宜） | | □ | □ | □ | | |
| | | ○現場技術者 | □ 現場技術員との対応が適切である。（施工時適宜） | | □ | □ | □ | | 仕様書共通偏１－１－８<br>配置が示された場合のみ |
| | | ○下請者の把握 | □ 下請者が工事指名参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。（施工時適宜） | | □ | □ | □ | | 仕様書共通編１－１－１１ |
| | | ○緊急連絡網 | □ 異常時、緊急時の対応・情報伝達・組織等が確立され現場の見やすい場所に掲示してある。（施工時１回程度） | | □ | | | | |
| ２．施工状況 | Ⅰ．施工管理 | ○設計図書の照査等 | □ 約款第１８条第１項（１）～（４）に係わる設計書の照査を行っている。（着手前、施工時適宜） | □ | □ | □ | □ | | 仕様書共通編１－１－３ |
| | | | □ 現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。（着手前、施工時適宜） | □ | □ | □ | □ | | |
| | | ○施工計画書 | □ 施工（変更を含む）に先立ち、監督員に提出した。（着手前・変更時） | □ | □ | □ | | | 仕様書共通編１－１－５<br>施工計画書が概ね１ヶ月以内に提出されている。 |
| | | | □ 記載内容と現場施工方法が一致している。（施工時適宜） | | □ | □ | □ | | |
| | | | □ 記載内容（作業手順書等）と現場施工体制が一致している。（施工時適宜） | | □ | □ | □ | | |
| | | | □ 記載内容が設計図書・現場条件等を反映している。（着手時・変更時） | □ | □ | □ | | | |
| | | ○施工管理<br>・工事材料管理<br>・出来形、<br>品質管理 | □ 工事材料の品質を証明する資料を整備・保管し提出している。（検査時） | | | | | □ | 仕様書共通編１－１－２１ |
| | | | □ 自社の管理基準（管理基準を上回る）を持ち、その基準により社内検査が完了している事が書面で確認できる。（着手時・検査時） | □ | | | | □ | 施工計画書に記載されているかを確認する。 |
| | | | □ 出来形・品質管理が工事の施工と並行してその都度行っていることが書面にて確認できる。（農業土木工事施工管理基準）（施工時または検査時） | | □ | | | □ | 段階確認時に整理されているかを確認。 |
| | | ○イメージアップ | □ 絵パネル・標語パネル・フラワーポット・作業員休憩棟・記念植樹・安全旗掲揚・現場事務所カーペットフロアー・エアコン・２重サッシ・応接室・冷蔵庫・会議室・雨具掛室・談話室・観葉植物・シャワー室・水洗トイレ・内階段・食堂・洗面所・更衣室・洗濯機（施工時適宜） | | □ | □ | □ | | イメージアップ費で計上していない工事のみチェックする |
| | | ○検査（確認を含む）及び立会い等の調整 | □ 監督員の立会にあたって、あらかじめ立会願を提出している。（施工時適宜） | | □ | □ | □ | | 仕様書共通編１－１－２２ |
| | | | □ 段階確認の確認時期が、適切である。（農業土木工事監督技術基準 別表２）（施工時適宜） | | □ | □ | □ | | |
| | | ○工事の着手 | □ 契約締結の日から起算して７日以内に工事に着手した。（着手時） | □ | | | | | 仕様書共通編１－１－１０<br>市役所に着手届を提出した日で判定すること。 |
| | | ○支給材料及び貸与品 | □ 使用予定日の７日までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した請求書を提出した。（施工時適宜） | | □ | □ | □ | | 仕様書共通編１－１－１８ |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ○建設副産物及び建設廃棄物 | □ 請負者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督員に提示（資料を示し説明）した。（施工時適宜） | | □ | □ | □ | | 仕様書共通編１－１－２０ |
| | | | □ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出した。（施工前） | | □ | | | | 仕様書共通編１－１－２０<br>施工計画書に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書が当初から添付されている。 |
| | | ○指定建設機械の確認 | □ 指定建設機械（排出ガス対策型、低騒音型、低振動型建設機械）を使用している。（施工時） | | □ | □ | □ | | 特記仕様書に記載した指定型式を確認。 |
| | Ⅱ．工程管理 | ○工程管理 | □ 工程のフォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。（施工時適宜） | | □ | □ | □ | | 変更に伴う工程表が速やかに提出されているか確認。 |
| | | | □ 現場設計内容の変更への対応が早く、また地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。（施工時適宜） | | □ | □ | □ | | 工事内容の変更に関する理解が的確。<br>変更に対する対外的な調整が適切。 |
| | | | □ 官公庁の休日または夜間に作業を行った場合、事前にその理由を監督員に連絡するとともに、現道上の工事については、書面で提出した。（施工前） | | □ | □ | □ | | 仕様書共通編１－１－４２ |
| | Ⅲ．安全対策 | ○安全活動 | □ 新規入場者に対する安全教育を実施し、記録がある。（施工時または検査時） | | □ | | | □ | 仕様書共通編１章１－３２ |
| | | | □ 安全教育・訓練を４時間／月以上実施し、記録がある。（施工時または検査時） | | □ | | | □ | 「記録」でチェック。<br>事例は適切なものを使用しているか。 |
| | | | □ 安全パトロール・作業前安全ミーティング（ＫＹ）等を実施し、記録がある。（施工時または検査時） | | □ | | | □ | 「記録」でチェック。 |
| | | | □ 店社パトロールを１回／月以上実施し、記録が整備されている。（施工時または検査時） | | □ | | | □ | 「記録」でチェック。 |
| | | | □ 災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。（同一現場で複数の業者が作業する場合に設置される）（施工時または検査時） | | □ | | | □ | 「記録」でチェック。 |
| | | | □ 使用機械・車輌等の点検整備等が管理され、記録がある。（施工時または検査時） | | □ | | | □ | 「点検記録」をチェック。 |
| | | | □ 重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされ点検記録（機械の作業計画書）等がある。（施工時または検査時） | | □ | | | □ | 「点検記録」をチェック。 |
| | | | □ 山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。（施工時または検査時） | | □ | | | □ | 「点検記録」をチェック。 |
| | | | □ 足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。（施工時または検査時） | | □ | | | □ | 「点検記録」をチェック。 |
| | | | □ 交通誘導員、交通安全施設が配置計画に基づき適正に配置されているとともに、交通誘導員の勤務実績が管理された記録がある。（施工時または検査時） | | □ | □ | □ | □ | 「誘導員勤務実績記録」をチェック。 |
| | | | □ 工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。（施工時または検査時） | | □ | | | □ | 場内整理が徹底しているか確認。 |
| | | ○安全パトロールの指摘事項の処理 | □ 各種安全パトロールでの指導事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。（施工時または検査時） | | □ | | | □ | |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | Ⅳ. 対外関係 | ○関係機関等 | □ 関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。（施工時または検査時） | | □ | | | □ | 仕様書共通編１－１－４１<br>「記録」でチェック。 |
| | | | □ 地元住民や地権者との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。（施工時または検査時） | | □ | | | □ | 「記録」でチェック。 |
| | | | □ 隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。（施工時または検査時） | | □ | | | □ | 「記録」でチェック。 |

別紙－５（2）

# 「施工プロセス」のチェックリスト（総括監督員）（農業土木工事編）

1. 工事名 _____ 工事主管課：_____

2. 工事期間　平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日　3. 受注者：_____ 監督員：_____

①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、約款、建設業法、労働安全衛生法等に基づき、発注者として特に施工上必要な工程・安全管理について適切に施工されているかを**総括監督員**が確認する。

② チェック欄では、書類・写真等での確認もしくは現場確認等により、その内容がＯＫであれば□欄に**レ**マーク入れ、記入欄に確認項目を記録し、そこに指示事項や是正状況を記入する。

③ 用語の定義　契約後：当初契約後　変更後：工期内に行う契約変更後

| 考査項目 | 種別 | 確認時期 | 確認項目 | 確認資料 | 記入（確認）内容 | チェック欄 | 記入欄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ⅰ施工管理 | 工程（必要に応じて回数を増やす） | 契約時 | ・提出日<br>・提出内容<br>・工程阻害項目 | 工程表<br>（※1－1） | ・工程計画のポイント<br>（自然条件・社会条件などの外的条件に対し）<br>・条件明示に対する対応<br>（占用物・未買収地・関連工事・協議団体など）<br>・工程等の阻害要因<br>（支障物件・関連工事など） | □<br>□ | （チェック日（平成　年　月　日 |
| | | １回目<br>□ 中間時<br>□ 繰越時<br>□ 中止解除時 | ・変更項目<br>・変更工程について<br>・工程阻害項目 | 工程表<br>（※1－2） | ・変更内容<br>・工期内完了の目途<br>・工程等の阻害要因<br>・関連工事及び隣接工事の調整課題 | □ | （チェック日（平成　年　月　日 |
| | | ２回目<br>□ 中間時<br>□ 繰越時<br>□ 中止解除時 | （同　上） | 工程表<br>（※1－2） | （同　上） | □ | （チェック日（平成　年　月　日 |
| | | ３回目<br>□ 中間時<br>□ 繰越時<br>□ 中止解除時 | （同　上） | 工程表<br>（※1－2） | （同　上） | □ | （チェック日（平成　年　月　日　）） |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 確認・検査（出来形・段階・臨時については、適宜回数を増やす） | 出来形 | ・出来形割合 | 検査対象の資料<br>（※1－3） | ・出来高割合<br>・進捗度合（工程上、遅いか早いか） | □ | （チェック日（平成　　年　　月　　日　　）） |
| | | 段 階 | ・段階確認項目 | 検査対象の資料<br>（※1－4） | ・段階確認項目<br>・対象項目の良し悪し<br>（内容は、農業土木工事監督要領による） | □ | （チェック日（平成　　年　　月　　日 |
| | | 臨 時 | ・臨時検査項目<br>・検査結果 | 検査対象の資料<br>（※1－5） | ・臨時検査の必要性は<br>・臨時確認項目<br>・検査対象の良し悪し<br>（内容は、農業土木工事監督要領による） | □ | （チェック日（平成　　年　　月　　日 ）） |
| | | 完成時 | ・完了事前確認項目<br>・事前確認結果 | 検査対象の資料<br>（※1－7） | ・完成状況<br>・確認状況の良し悪し<br>（内容は、農業土木工事監督要領による） | □ | （チェック日（平成　　年　　月　　日 |
| Ⅱ安全管理 | 体制 | 契約時 | ・体 制 | 施工計画書<br>（※2－1） | ・体制<br>・役割分担<br>・協議会等の組織内容 | □ | （チェック日（平成　　年　　月　　日 |
| | | 契約時 | ・緊急連絡網 | 施工計画書<br>（※2－2） | ・緊急連絡網 | □ | （チェック日（平成　　年　　月　　日 |
| | 災害 | 労働災害<br>（施工計画書等提出時及び（工法）変更時） | ・労働災害 | 施工計画書<br>（※2－3） | ・建設事故起因項目<br>（自然災害）の項目で<br>どの作業時<br>どういった（事前周知点検）確認項目 | □ | （チェック日（平成　　年　　月　　日 |
| | | 公衆災害<br>（施工計画書等提出時及び（工法）変更時） | ・公衆災害 | 施工計画書<br>（※2－4） | ・公衆災害起因項目<br>（公衆災害）の項目で<br>どの作業時<br>どういった（事前調査点検）確認項目 | □ | （チェック日（平成　　年　　月　　日 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 教育・点検 | 安全教育計画 | ・安全教育計画 | 施工計画書（※２－５） | ・安全教育内容 | □ | （チェック日（平成　　年　　月　　日 |
| | | （月　別）<br>現場着手時点 | ・ＫＹ活動状況<br>・交通安全施設等の状況 | 実施報告書（※２－６） | ・ＫＹ活動の内容<br>・交通誘導員などの交通安全施設の配置確認 | □ | （チェック日（着工時の平成　　年　　月　　日 ））<br>（工期が実質３ヶ月未満であれば、２回目以降なし） |
| | | ３ヶ月経過状況 | | | | □ | （チェック日（着工３ヶ月後の平成　　年　　月　　日 ））<br>（工期が実質９ヶ月未満であれば、３回目以降なし） |
| | | ６ヶ月経過状況 | | | | □ | （チェック日（着工６ヶ月後の平成　　年　　月　　日 ））<br>（工期が実質１年未満であれば、４回目以降なし） |
| | | １年経過状況 | | | | □ | （チェック日（着工１年後の平成　　年　　月　　日 ）） |
| | | （新規入場）<br>現場入工時 | ・新規入場者教育 | 実施報告書（※２－７） | ・新規入場者教育の内容確認<br>最初の主工事 | □ | （チェック日（着工５ヶ月後の平成　　年　　月　　日 ））（下請けがなければ、記載不要） |
| | | （　　）番目の新規入場 | | | （　　）番目の主工事 | □ | （チェック日（着工８ヶ月後の平成　　年　　月　　日 ））（下請けがなければ、記載不要） |

※１－１ 契約締結の日から起算して７日以内に、提出された工程表の内容について（約款第４条）確認する。
なお、工程表の提出された時期が標準工期とかけ離れている場合は、再度の提出時に確認する。
条件明示に対する対応及び工程上の阻害要因について記入欄に具体的に明記し対応等を聞き取りのうえ記入する。

※１－２ 進捗状況の確認及び遅延状況のバックアップ等について。
中止期間が１ヶ月におよぶ場合は対象である。
指示（契約）内容で工法の変更、工事量の変更（増）の場合も対象である。但し、工事完了で設計変更のための中止解除後のものは不要。
工程上の阻害要因について記入欄に具体的に明記し、対応等を聞き取りのうえ記入する。
協議会等の工程調整会議に積極的に参加しているか、その際の調整課題などを聞き取りのうえ記入する。

※１－３ 主任監督員の資料（履行状況報告等）を基に確認する。

※１－４ 主任監督員の指導も兼ね、主たる工種を決めて、現地立合の上確認する。（工種にもよるが、概ね２回程度／１工事を目標とする）

※１－５ 臨時検査項目をはじめ、竣工時に不可視状態になる工種については、事前に判断し、適切に受検の対応など。予定日等の徹底
その他、自然条件（降雪・風浪）等で竣工前には、検査を受ける必要があるかどうかを判断し、受検の対応など。予定日等の徹底

※１－６ 契約工期はもとより、その他要因により早期に実施が必要かを決めて、受検。

完了検査前の確認で主任監督員の指導を兼ね、気の付いたことを記入する。（社内検査の状況を参考に）

※２－１ 元請責任者等の確認及び安全活動の計画等。

現場代理人の補佐的な代理人を決めているかなど。

作業主任者は、だれ、作業分担が明確化されているか。

施工体系図をはじめ、協議会の運営及び総括安全衛生管理義務者などについて記入する。

※２－２ 緊急時の連絡体制、及び安全管理責任者等の体系図の整備状況について記入する。

※２－３ 施工計画書提出時及び工法の変更等で災害要因が変更になった場合も行を増やして記載する。

請負者からの具体的な聞き取りで確認する。（例）護岸工事の場合：雨量と危険退避水位の関係など

変更増工、工法変更等で災害要因が異なった場合は、再度記入する。

※２－４ 施工計画書提出時及び工法の変更等で災害要因が変更になった場合も行を増やして記載する。

請負者からの具体的な聞き取りで確認する。（例）使用重機と架空線の関係など、地下埋設物の事前調査について

変更増工、工法変更等で災害要因が異なった場合は、再度記入する。

※２－５ 項目、頻度

具体的実施内容が整合しているかなど。

※２－６ 請負業者に実施状況（施工計画書）を提示させ確認する。

着手後、３ヶ月経過後に経過状況とＫＹ実施状況を確認し、確認サインを記す。

その以降は、１回／３月程度の割合で実施する。

経過月は、実質工期で判断する（中止期間等を除いたもの）。

現場着手時が１回目、３ヶ月後が２回目、６ヶ月後が３回目、回数に応じて、行を増やすが、実質工期が３ヶ月未満であれば２回目以降なし。

※２－７ 元請業者の指導（聞き取り）内容を、最初の下請決定通知書が提出された時点で、実施状況を確認し確認サインを記す。

２回以降は、下請決定通知書が提出された、主たる工事の関係業者について実施状況を確認し確認サインを記す。

概ね、２回程度/工事で、１回目は最初の下請け入場時、２回目は次期の主たる下請け入場時で、回数に応じて、行を増やして実施する。

別紙－５（3）

# 「施工プロセス」のチェックリスト（記入参考例）

1. 工事名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　工事主管課：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2. 工事期間　平成　　年　　月　　日 ～ 平成　　年　　月　　日　3. 受注者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　監督員：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、約款、建設業法、労働安全衛生法等に基づき、発注者として特に施工上必要な工程・安全管理について適切に施工されているかを**総括監督員**が確認する。

② チェック欄では、書類・写真等での確認もしくは現場確認等により、その内容がＯＫであれば□欄に**レ**マーク入れ、記入欄に確認項目を記録し、そこに指示事項や是正状況を記入する。

③ 用語の定義　　契約後：当初契約後　　変更後：工期内に行う契約変更後

| 考査項目 | 種別 | 確認時期 | 確認項目 | 確認資料 | 記入（確認）内容 | チェック欄 | 記入欄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ⅰ施工管理 | 工程（必要に応じて回数を増やす） | 契約時 | ・提出日<br>・提出内容<br>・工程阻害項目 | 工程表<br>（※1－1） | ・工程計画のポイント<br>（自然条件・社会条件などの外的条件に対し）<br>・条件明示に対する対応<br>（占用物・未買収地・関連工事・協議団体など）<br>・工程等の阻害要因<br>（支障物件・関連工事など） | ☑<br><br>☑ | ・工期　平成２０年４月１５日～平成２０年１１月１５日（〇〇〇日）<br>・着工工程表提出月日　平成２０年４月１５日（契約上のもので期間等、基本事項の確認）<br>（以下、実質的な工程表提出時として確認、但し繰り越し前提なら繰り越し時点で再提出のもので再確認）<br>・掘削時、地下埋設物（ガス・水道）調査不十分、協議立会等で工程に影響 → 早期の協議<br>・関連工事の遅れで、工程に影響 → 連絡の徹底<br>（チェック日（平成 20 年 5 月 9 日 （実質的な）施工計画書提出時）） |
| | | １回目<br>☑ 中間時<br>☐ 繰越時<br>☐ 中止解除時 | ・変更項目<br>・変更工程について<br>・工程阻害項目 | 工程表<br>（※1－2） | ・変更内容<br>・工期内完了の目途<br>・工程等の阻害要因<br>・関連工事及び隣接工事の調整課題 | ☑ | ・工事の進捗状況（当初予定６０％ → 変更により５０％）（遅れ気味にパーティ増でカバー）<br>・変更月日、内容（平成２０年５月３０日 電柱の移転、中止）<br>・工程管理（中止解除 平成２０年６月３０日、竣工は平成２０年１２月１５日で対応の予定）<br>・竣工が降雪期に入る恐れあり、舗装工事の対応がポイント。 → 工程の加速策検討<br>（チェック日（平成 20 年 7 月 2 日 中止解除による工期変更の工程表提出時）） |
| | | ２回目<br>☑ 中間時<br>☐ 繰越時<br>☐ 中止解除時 | （同　上） | 工程表<br>（※1－2） | （同　上） | ☑ | ・工事の進捗状況（当初予定７５％ → 変更により６５％）（遅れ気味に重機台数を増やして加速）<br>・指示月日、内容（平成２０年８月２８日 交差点部を延長増）<br>・工程管理（増工に伴う工期延伸で、竣工は平成２１年３月１５日で対応）<br>・交差点部の工事優先し、交通解放時期を個々で円滑に実施できるかがポイント。<br>・舗装工事不可能分か、敷き鉄板で対応し、来年早々に実施かで検討<br>（チェック日（平成 20 年 9 月 12 日 指示による工事量増工に伴う工程表提出時）） |
| | | ３回目<br>☐ 中間時<br>☐ 繰越時<br>☐ 中止解除時 | （同　上） | 工程表<br>（※1－2） | （同　上） | ☐ | （チェック日（平成　　年　　月　　日　　）） |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 確認・検査（出来形・段階・臨時については、適宜回数を増やす） | 出来形 | ・出来形割合 | 検査対象の資料<br>（※１−３） | ・出来高割合<br>・進捗度合（工程上、遅いか早いか） | □ | ・出来形割合（７５%）（工程管理は、・・・・・）<br>（チェック日（平成　　年　　月　　日　　）） |
| | | 段 階 | ・段階確認項目 | 検査対象の資料<br>（※１−４） | ・段階確認項目<br>・対象項目の良し悪し<br>（内容は、農業土木工事監督要領による） | ☑ | ・確認項目：矢板材料<br>・時期的に整合、設計書と整合<br>（チェック日（平成 20 年 8 月 20 日 矢板打ち込み前））（矢板打ち込み工事着手 平成20年8月29日を確認） |
| | | 臨 時 | ・臨時検査項目<br>・検査結果 | 検査対象の資料<br>（※１−５） | ・臨時検査の必要性は<br>・臨時確認項目<br>・検査対象の良し悪し<br>（内容は、農業土木工事監督要領による） | □ | ・確認項目（拡幅部擁壁の基礎の場所打ち杭施工状況）<br>・時期的に整合、設計書と整合<br>・出来形：規格内<br>・品質：材料確認等をミルシートで確認<br>（チェック日（平成　　年　　月　　日 ）） |
| | | 完成時 | ・完了事前確認項目<br>・事前確認結果 | 検査対象の資料<br>（※１−７） | ・完成状況<br>・確認状況の良し悪し<br>（内容は、農業土木工事監督要領による） | ☑ | ・写真整理に工夫なし<br>・場所打ち杭の軸心に、一部規格すれすれのものあり、ほか規格内 → 原因究明<br>（チェック日（平成 21 年 3 月 22 日 竣工検査予定日 平成21年3月25日）） |
| Ⅱ 安全管理 | 体制 | 契約時 | ・体 制 | 施工計画書<br>（※２－１） | ・体制<br>・役割分担<br>・協議会等の組織内容 | ☑ | ・現場代理人：（株）○○組 ○○ ○○、元請責任者：（株）○○組 ○○ ○○、<br>監理技術者：（株）○○組 ○○ ○○、など、現場代理人の代理：（株）○○組 ○○ ○○<br>・協議会設置：代表者（株）○○組 ○○ ○○、<br>協議内容等：・・・・・・・・・・・・・・・・・・<br>（チェック日（平成 20 年 5 月 9 日 （実質的な）施工計画書提出時）） |
| | | 契約時 | ・緊急連絡網 | 施工計画書<br>（※２－２） | ・緊急連絡網 | ☑ | ・連絡体制：・・・・・・・・・<br>・安全管理責任者：・・・・・・・・・<br>（チェック日（平成 20 年 5 月 9 日 （実質的な）施工計画書提出時）） |
| | 災害 | 労働災害<br>（施工計画書等提出時及び（工法）変更時） | ・労働災害 | 施工計画書<br>（※２－３） | ・建設事故起因項目<br>（自然災害）の項目で<br>どの作業時<br>どういった（事前周知点検）確認項目 | ☑ | ・型枠組立作業時、高所からの落下 → 手すり先行足場の徹底、安全金具、日没工事にならないようになど<br>・降雨、強風後の掘削作業時 → 始業前の地山点検作業の徹底<br>・重機作業の一時離脱時 → 重機の移動停止（滑り止め）徹底と機械の停止<br>・高温時の常時作業 → 熱中症対策を徹底<br>・冬期間作業 → 滑り止め装具の徹底　など<br>（チェック日（平成 20 年 5 月 9 日 （実質的な）施工計画書提出時）） |
| | | 公衆災害<br>（施工計画書等提出時及び（工法）変更時） | ・公衆災害 | 施工計画書<br>（※２－４） | ・公衆災害起因項目<br>（公衆災害）の項目で<br>どの作業時<br>どういった（事前調査点検）確認項目 | ☑ | ・床掘、掘削時 → ガス・水道管等の損傷の未然防止に、施設図を基に掘削着手前に立会<br>・機械移動時 → 高圧線などの接触事故防止で、アームの固定装着<br>・資材、残土運搬時 → 交差点での注意、枝道の一時停止、標識・照明灯の施設損傷防止<br>・交通切り替え時点 → 誘導の徹底で、第三者への誘導、被害の未然防止　など<br>（チェック日（平成 20 年 5 月 9 日 （実質的な）施工計画書提出時）） |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 教育・点検 | 安全教育計画 | ・安全教育計画 | 施工計画書（※２－５） | ・安全教育内容 | | 1回/月の4時間の実施。但し、4・5月計画内容に現場と不整合（掘削作業時期に重機操作の注意項目がない。） |
| | | | | | | ☑ | （チェック日（平成 20 年 5 月 9 日 （実質的な）施工計画書提出時）） |
| | | （月 別）<br>現場着手時点 | ・ＫＹ活動状況<br>・交通安全施設等の状況 | 実施報告書（※２－６） | ・ＫＹ活動の内容<br>・交通誘導員、その他安全施設の配置確認 | ☑ | （チェック日（着工時の平成 20 年 5 月 15 日 ））<br>・仮設工事での進入路設置 → 運搬系が多くなり、関連工事との間で指示が適切に実施されている模様である。<br>・交通安全施設、誘導員が配置計画に基づき適正に配置され、資料でも確認できた。 |
| | | ３ヶ月経過状況 | | | | ☑ | （チェック日（着工３ヶ月後の平成 20 年 9 月 10 日 ））<br>（工期が実質３ヶ月未満であれば、２回目以降なし）<br>・現場作業は、掘削作業中 → 重機作業についての注意事項が徹底されている模様である。 |
| | | ６ヶ月経過状況 | | | | ☑ | （チェック日（着工６ヶ月後の平成 21 年 1 月 1 日 ））<br>（工期が実質９ヶ月未満であれば、３回目以降なし）<br>・コンクリート打設作業 → 高所作業につき足場完備及び安全帯の装着等で指導徹底がなされていた。 |
| | | １年経過状況 | | | | ☐ | （チェック日（着工１年後の平成 年 月 日 ））<br>（工期が実質１年未満であれば、４回目以降なし） |
| | | （新規入場）<br>現場入工時 | ・新規入場者教育 | 実施報告書（※２－７） | ・新規入場者教育の内容確認<br>最初の主工事 | ☑ | （チェック日（着工５ヶ月後の平成 20 年 7 月 18 日 ））（下請けがなければ、記載不要）<br>・土留め擁壁の型枠業者（（有）〇〇〇組）の入場時 → 確認内容に疑問あり、作業員に遠来の者あり。<br>中に、病歴者あり（脳梗塞１人/６人、高血圧２人/６人）季節の変わり目、疲労蓄積時に注意。 |
| | | （ ）番目の新規入場 | | | （ 2 ）番目の主工事 | ☑ | （チェック日（着工８ヶ月後の平成 20 年 11 月 4 日 ））（下請けがなければ、記載不要）<br>・土留め擁壁のコンクリート打設業者（（株）〇〇〇組）の入場時 → 作業員に６０歳年輩者あり、経験に頼るな。 |

＊：記入例の日時については、作業と整合のとれていないものや、矛盾するものがありますが、了解してください。

別紙－６（1）

# 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況

| 工　事　名 | | 受注者名 | |
|---|---|---|---|
| 項　　目 | 評　価　内　容 | 備　　考 | |
| □ 工 事 特 性 | 1.構造物の特性への対応 | | |
| | 2.都市部等の作業環境等、社会条件等への対応 | | |
| | 3.厳しい自然・地盤条件への対応 | | |
| | 4.長期工事における安全確保への対応 | | |
| □ 創 意 工 夫 | □ 施 工 | | |
| | □ 新技術活用 | | |
| | □ 品 質 | | |
| | □ 安 全 衛 生 | | |
| | □ そ の 他 | | |
| □ 社 会 性 等 | □ 地域への貢献等 | □ 周辺環境への配慮<br>□ 現場環境の地域への調和<br>□ 道路清掃などの実施<br>□ 地域住民とのコミュニケーション<br>□ 災害時などにおいて救済活動の協力　等々 | |

１．該当する項目の□欄にレマークを記入する。

２．具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理する。

別紙－６(2)

# 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 工　事　名 | | | |
| 項　　目 | | 評 価 内 容 | |
| 提 案 内 容 | | | |
| （説　　明） | | | |
| （添 付 図） | | | |

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別様とする。